

○北海道港内取締規則

一六四

第二十六條 岩内港は岩内郡堀株村字砂崎より野東及敷島内村界海濱に至る直線を以て其の經界とす

第二十七條 増毛港は増毛郡増毛町字辨天町野塚の崎より天谷の崎に至る直線を以て其の經界とす

第二十八條 釧路港は燈臺を基點とし直西二湊の沖を距てオノシケ川口に至る直線を以て其の經界とす

第二十九條 壽都港は壽都郡樽岸村ホロシキ澤を基點とし沖合三百間を距て直線同郡改泊村瀧の淵の澤沖合三百間に至る同澤を終點とし以て其の經界とす

第三十條 厚岸港は厚岸郡床潭村字バラサン岬より同郡苦多村字ビンナイ岬に至る直線を以て其の經界とす

第三章 罰 則

第三十一條 本則第二條第三條第四條第五條第七條第十條第十一條第十二條第十三條第十四條第十五條第十六條第十七條第十八條第十九條に違背したる者は一日以上三日以下の拘留に處し又は貳拾錢以上壹圓貳拾五錢以下の科料に處す

(三三三) 三池港取締規則

(明治四十一年九月九日
縣令第四十八號)

附港税に關する規程

第一條 本則に於て三池港と稱するは三池港中本縣管内に屬する水面を云ふ

第二條 三池港を分ちて内港及外港とす

内港 南北兩突堤西突堤以内の水面

外港 内港以外港界内の水面

第三條 三池港中左に掲ぐる區域内を航路とす

三池燈臺より半海里正西に引きたる直線と其の西端より正南に引きたる直線及南突堤突端より正南に引きたる直線とにより包圍せられたる港界内の水面竝に南北兩突堤間及其の幅員を以て三井鑛山合名會社施設船渠の入口まで延長したる水面

第四條 總噸數百噸以上又は積石數千石以上の船舶入港したるときは碇泊後直に其の船の種類、船名、船主、國籍、船籍港名、總噸數、登簿噸數、發航地名、寄港地名及發航年月日時を又出港せんとするときは船名及出港年月日時出港地名を船長又は其の代理者より所轄警察署に届出つへし

第五條 總噸數百噸以上積石數千石以上の船舶入港せんとし港界附近に近づきたるときは晝間は國旗船主旗及信號符字を掲げ夜間は汽笛又は汽角若は霧中號角を以て長聲を三發

○三池港取締規則

一六五

○三池港取締規則

一六六

すへし

前項の國旗船主旗及信號符字は前條の届出を爲したる後にあらざれば之を引下すことを得ず出港せんとする船舶は出帆旗を掲揚すへし

第六條 内港に出入する船舶は突堤端の信號所に於ける左の信號に依り進退すへし

晝 ^P 旗 綠 燈(出港船あり入港船は外港に待合すへし)
夜 ^A 旗 紅白二燈(入港船あり出港船は出港を見合すへし)
^R 旗 紅 燈(航路支障あり直に止まれ)

第七條 入港又は出港せんとする船舶はヤードを旋回しジブアームを引入れ端艇を取入れ船首兩錨及船尾に船を止め得るに足る強力なる大索を結着したる豫備錨を用意する等相當の備準を爲すへし

第八條 港内を航行する汽船は船の安全なる針路を保つに足る速力に止め又帆船は航路内に於て曳船に依るへし

第九條 同一方向に進航する船舶は航路内に於て他船を追越すへからず又他船と並行して進行すへからず

第十條 小蒸汽船及小廻船は汽船及帆船の前路を避くへし

第十一條 船舶及其他の物件を濫りに他船の舷側若は船尾に繋留すへからず

小廻船は碇泊船舶の舷側に於て二隻以上並列すへからず

第十二條 左に掲ぐる船舶を除く外航路内に碇泊若は停船することを得ず

一 港内の工事に従事する船舶

二 沈没品引揚に従事する船舶

三 遭難船舶の救助に従事する船舶

四 事變の爲め運行の自由を得ざる船舶

前各號の船舶は晝間にありては黒球又は黒色の形象夜間にありては紅燈二箇を最も見易き所に掲ぐへし

第十三條 總噸數百噸以上又は積石數千石以上の船舶港内に碇泊するときは必ず双錨を投じ浮標に繋留するときは其の首尾を繋ぐへし

第十四條 常用に超過する燃發物又は容易に燃燒すへき物料を積載したる船舶は港界外に於て晝間にありてはBの信號旗夜間にありては紅燈を前檣頂に掲げ所轄警察官署の指揮を待つへし

第十五條 航路標識用の浮標、立標、燈臺、防波堤等には船、艇、錨、鋼等を繋ぐへからず

第十六條 港内又は其の附近に於て船舶の運航を妨げ若は危險の原因となるへき總ての難破物其の他の物料は所轄警察署の指定せる期間に其の所有者又は當該船舶に於て之を取除くへし

○三池港取締規則

一六七

○三池港取締規則

一六八

第十七條 港内に於て動物の死體、荷足、土砂、瓦礫、灰燼、塵芥其他汚穢物を海中に投棄すへからす前項の物料を運搬する爲め塵芥船を要する船舶は船内見易き所にF旗を掲ぐへし

石炭、荷足其他之に類する物料を積卸する船舶は其の海中に脱落を防ぐ爲め必要の措置を爲すへし

第十八條 港内に於て曳船を爲さんとするときは左の制限に従ふへし但し所轄官署の許可を受けたるものは此の限にあらす

一 航洋船は一隻

二 小廻船は四隻

三 被曳船を横列して曳くときは二列二隻

第十九條 内港及外港内の航路に於ては漁撈探藻を爲すへからす

第二十條 港内に於ては本則及海上衝突豫防法に依り信號を爲す場合の外銃砲煙火等を發し又は汽笛汽角若は霧中號角を吹鳴すへからす

第二十一條 火を失したる船舶は救援の來るまで船鐘を打鳴らし汽笛を連吹し且つ晝間にありてはNMの信號を掲げ夜間にありては絶へし紅燈を上下すへし

第二十二條 港内に於て警察官の來船を求むる船舶は晝間にありてはGの信號を掲げ夜間にありては藍火若は閃火を示すへし

第二十三條 船舶にありては海員の所爲と雖も船長若は船長の事務を行ふもの其の責に任す

第二十四條 本則の規定に違背したる者は拘留又は科料に處す

○港税に關する規程

第一條 本港に出入する船舶には其の入港及び出港共港税を課す

第二條 汽船、帆船を問はず總ての船舶に課する港税は入港、出港共左記の如し

一 貨物を積載せる船舶に對しては其の載貨一噸毎に貳拾錢

二 底荷のみの船舶、貨物を積込又は陸揚せずして出港する船舶若くは海荒避難の爲め

入港せる船舶に對しては其船の登簿噸數一噸毎に六錢

三 汽艇に對しては登簿噸數一噸毎に參錢

如何なる場合と雖も船舶に對する港税は底荷のみの船舶に對するものより減することなし

第三條 碇泊船舶にして(特定場所に在るものを含む)貨物の積込及陸揚に與へられたる時間を經過するときは遅延料を課す

遅延料は每二十四時間に付登簿噸數一噸毎に貳錢とす

○三池港税に關する規程

一六九

○三池港特定諸信號

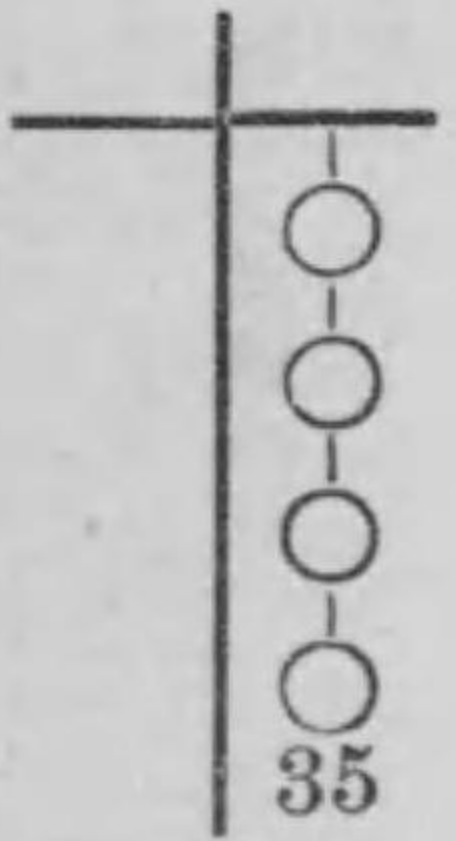
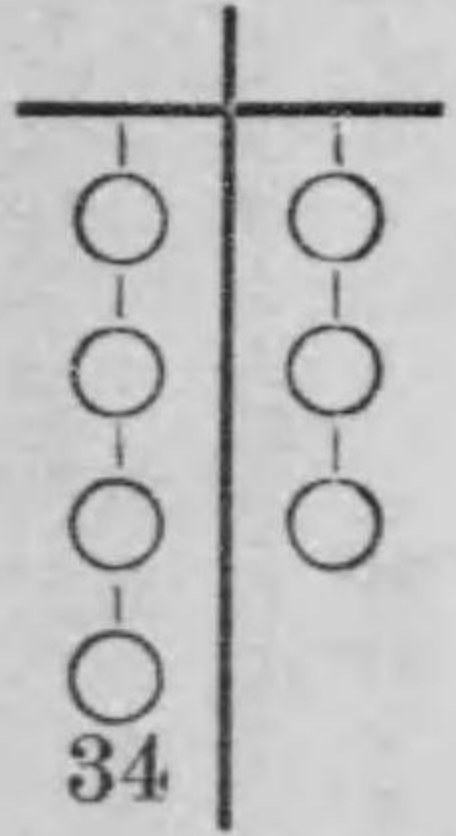
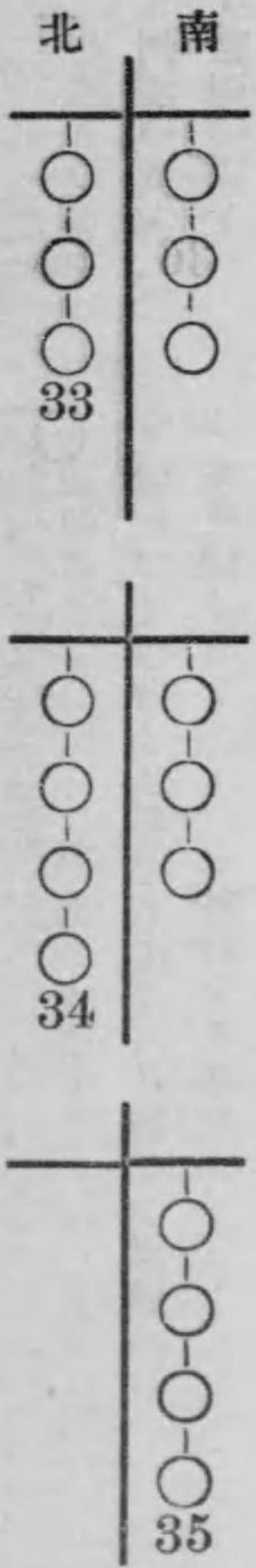
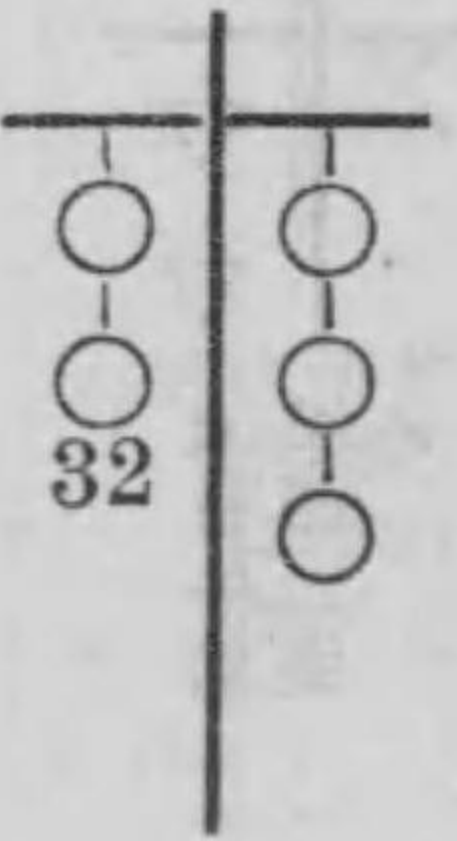
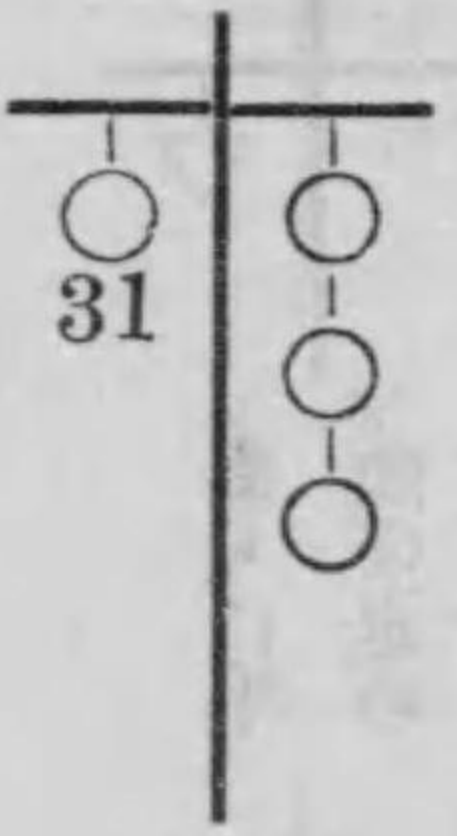
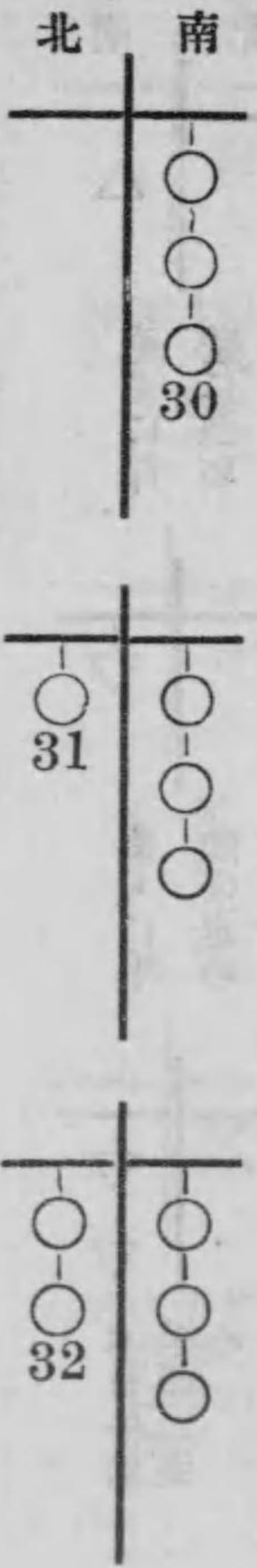
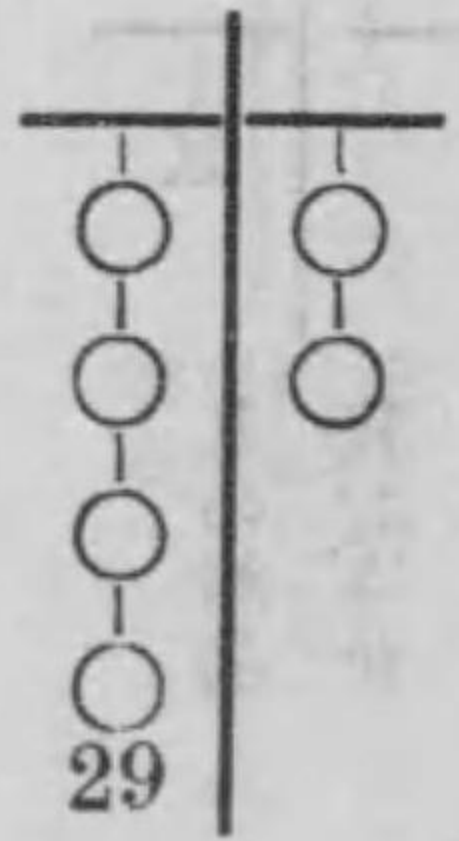
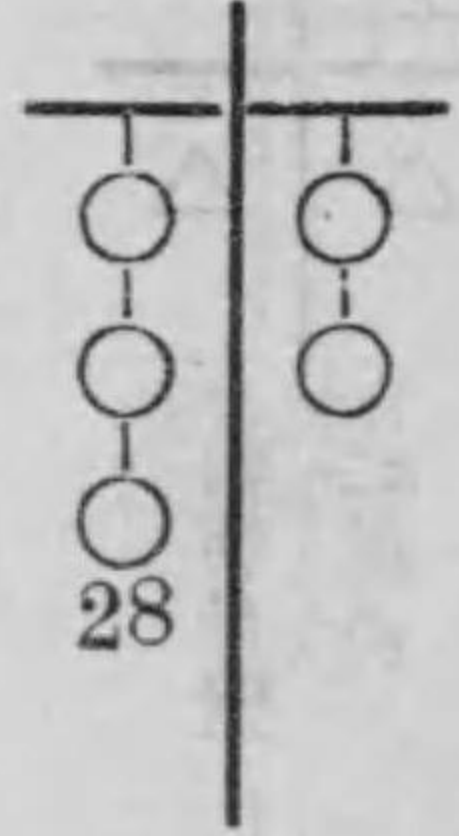
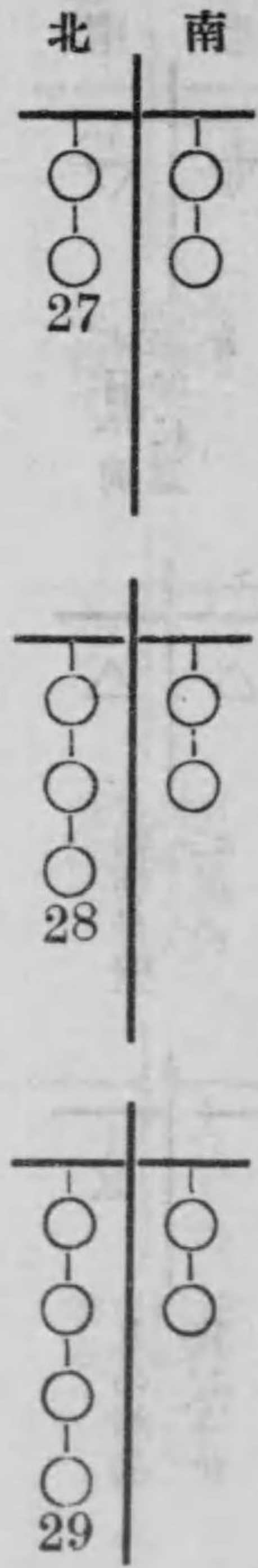
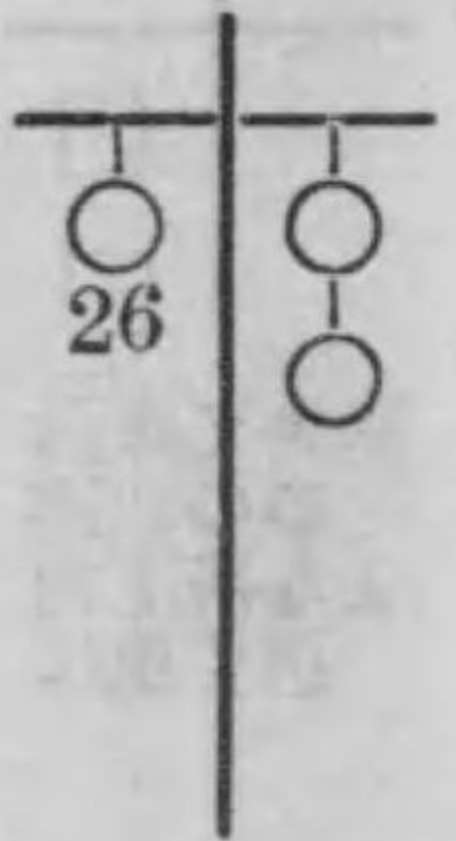
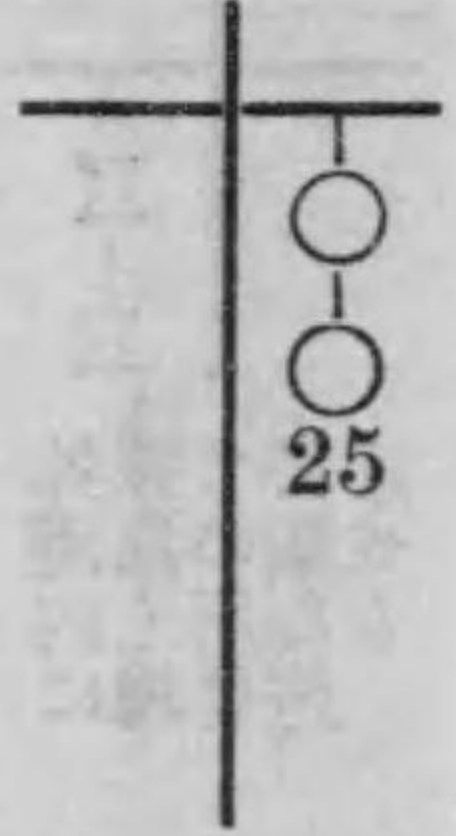
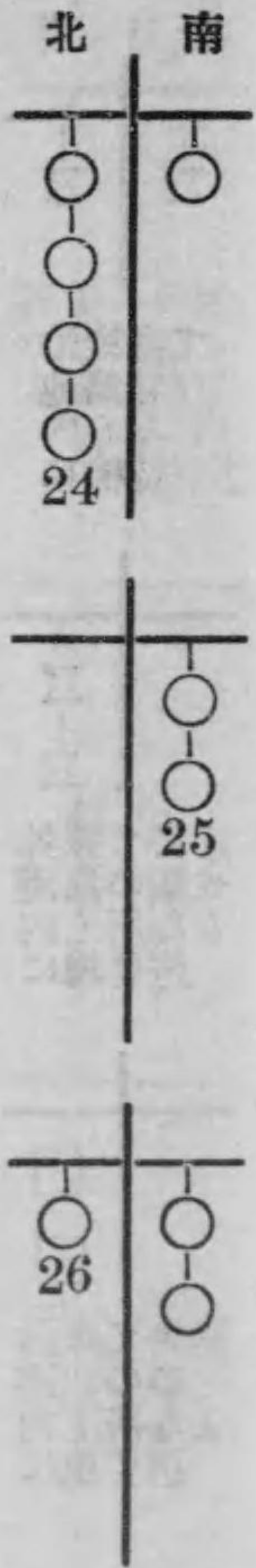
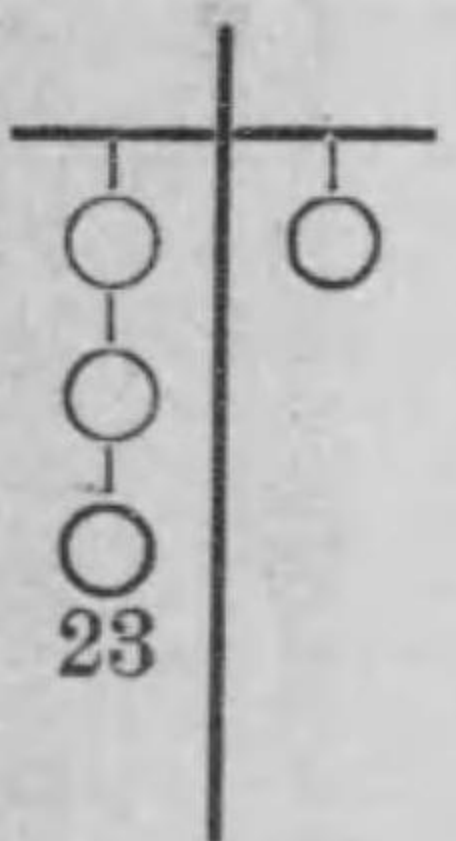
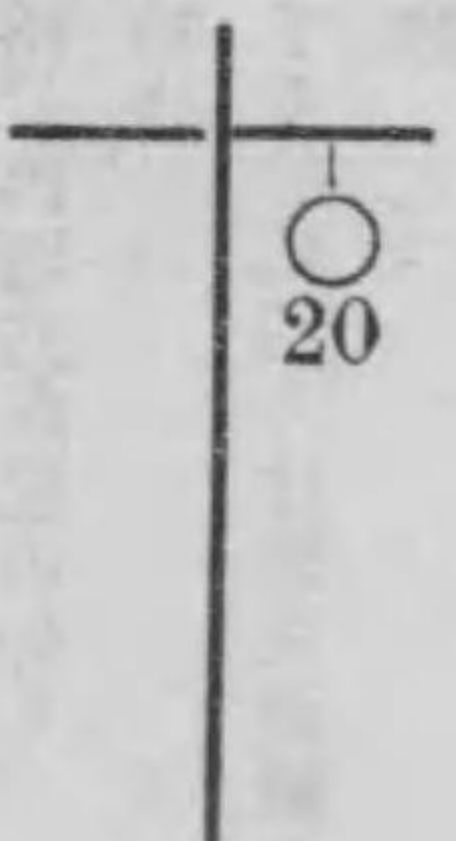
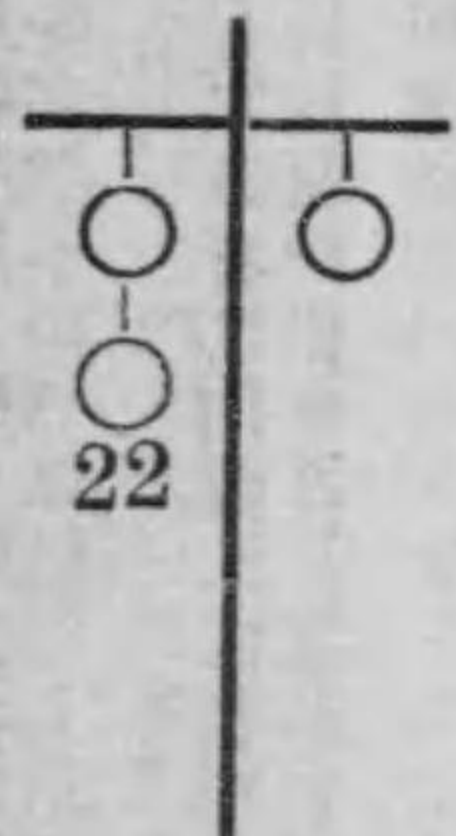
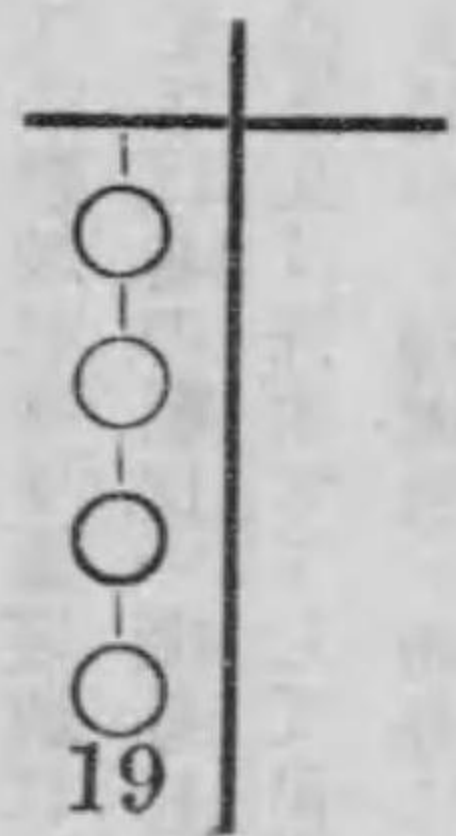
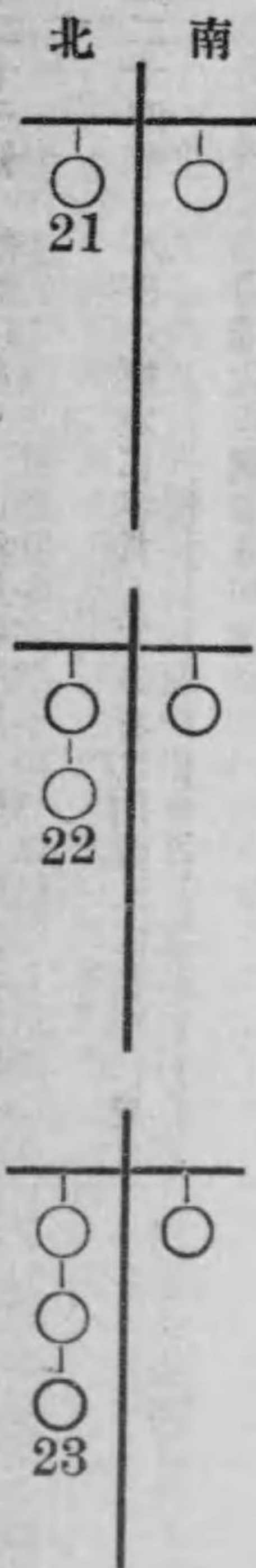
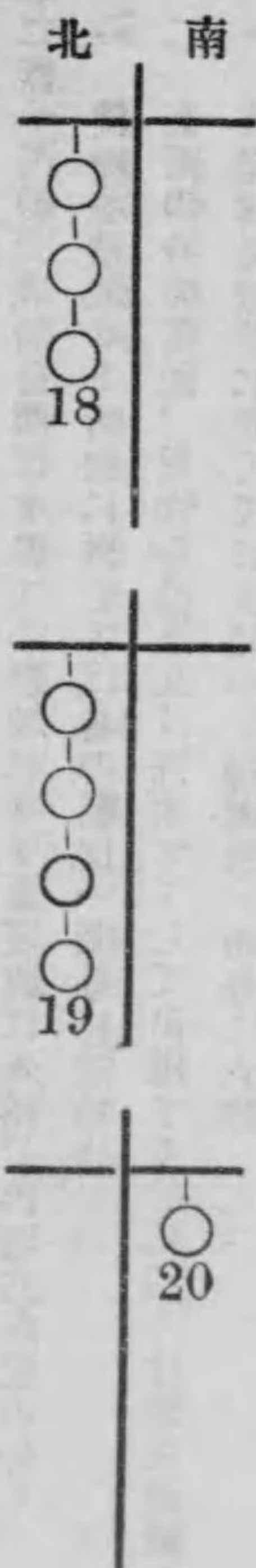
(一四) 三池港特定諸信號

(イ) 潮深信號

高潮時の始まるまきは船渠口の信號杆の頭頂に白球一箇を掲揚し高潮の持續中は之を降下せす

夜間は白球に代ふるに白光燈を以てす水深信號左の如し

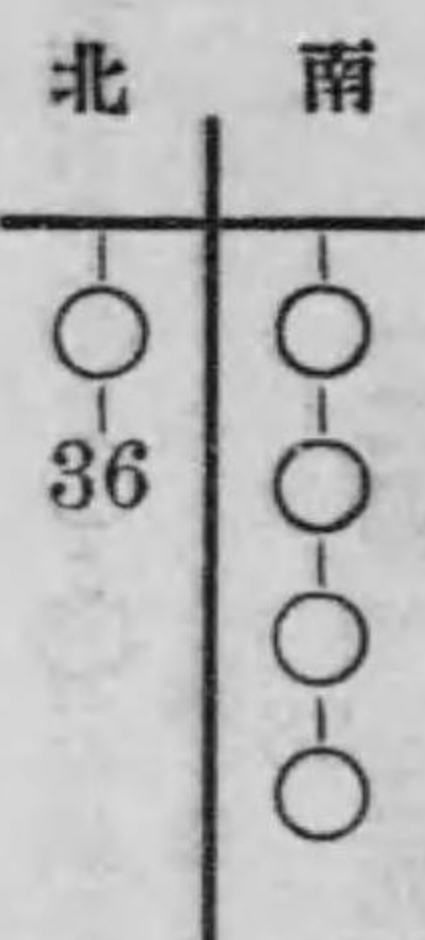
一七〇



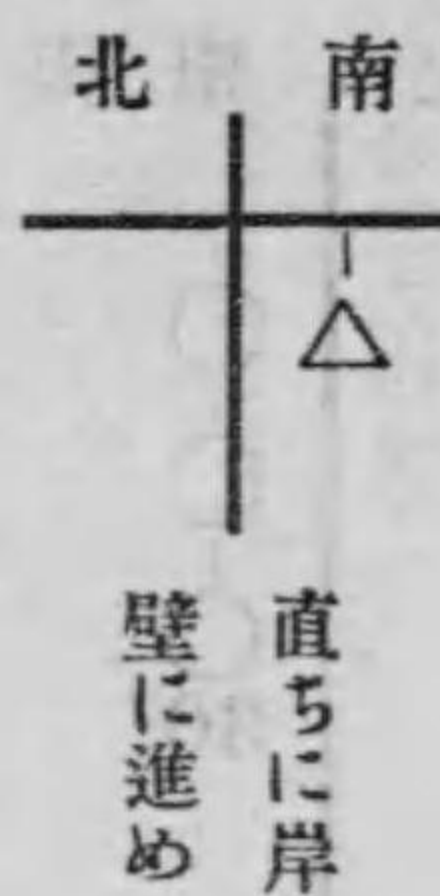
○三池港特定諸信號

一七一

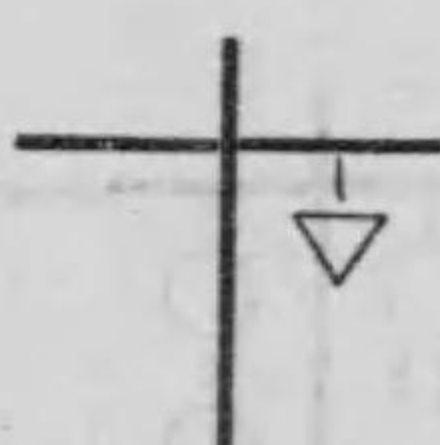
○三池港特定諸信號



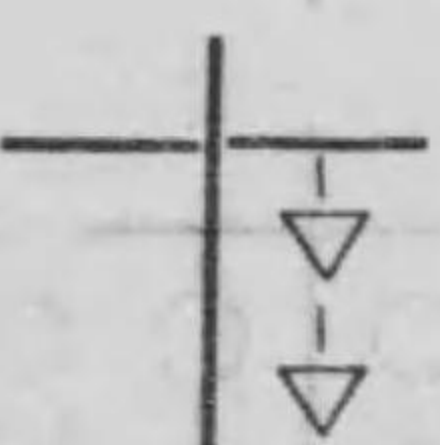
(ロ) 錨地信號拔萃



直ちに岸壁に進め



直ちに埠頭に進め



本日午前埠頭に進め



本日午前岸壁に進め



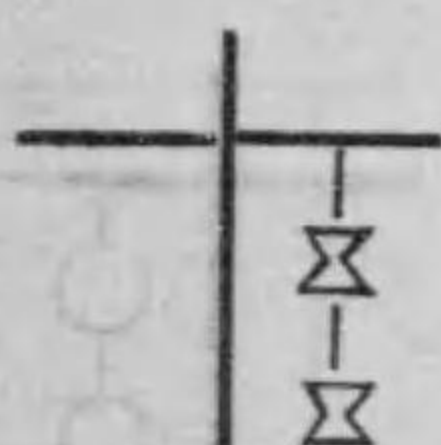
明朝岸壁に進め



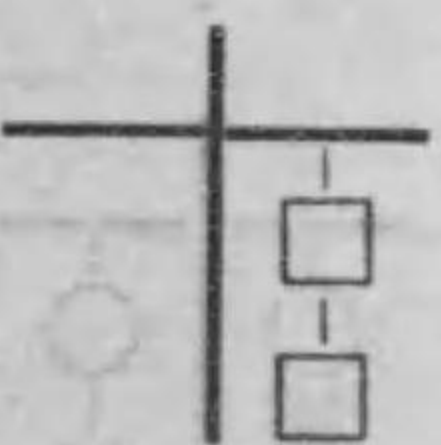
其の船異状なきか



泊地内にて投官を待て



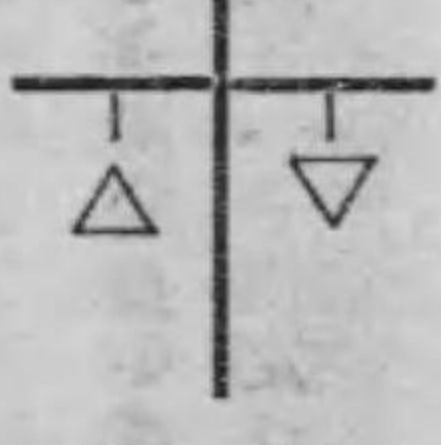
外港内に錨し總ての所要書類を送達せよ



内港内に錨し總ての所要書類を送達せよ



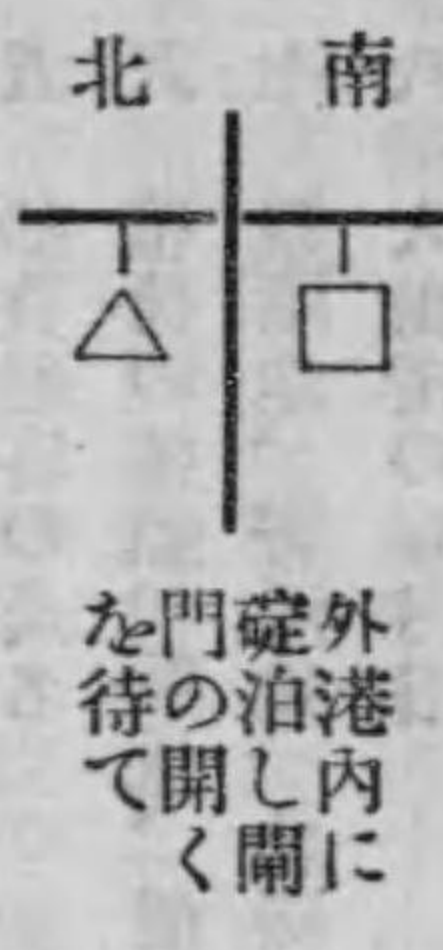
直ちに内港の浮標に進む總ての所要書類を送達せよ



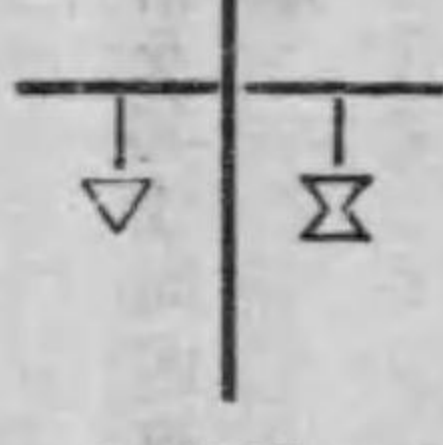
直ちに出航せよ



直ちに内港に進み入渠準備せよ



外港内に錨し開港の門を待つ



外港内に錨し天候静まるを待つ



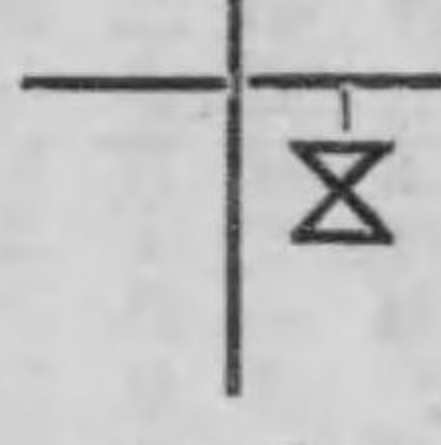
外港内に錨せよ水を先人を送る



船長又は主任船員事務所に来れ



何時著港せしか



其の船の番號及び吃水を示せ

(ハ) 船舶信號拔萃

- D 醫師を要す
- J 汽艇を要す
- S 水先人を要す
- F 塵芥船を要す
- P 如何なる船舶も入港を許さず
- T 曳船を要す
- G 警察官を要す
- R 航路に危険あり
- W 淡水を要す

○三池港特定諸信號

(二五) 臺灣沿海通航船取締規則

(明治三十四年十二月)
臺灣總督府令第一百十一號

第一條 沿海通航臺灣沿岸を往復するときは出入港の都度税關、税關支署、税關監視署

其之なき所に於ては警察官署に出入港届を爲し積荷目録を添付すへし

第二條 積荷目録には左の事項を記載すへし

- 一 船名並船舶國籍證書又は船鑑札の番號
- 二 船籍港
- 三 船積量
- 四 船長の住所氏名
- 五 船員船客の氏名
- 六 積荷の種類、數量、價格及其仕向地並仕出地
- 七 發港地、寄港地、終港地
- 八 入出港の年月日

第三條 (以下第六條迄削除)

第七條 出入港届を爲さざるときは船長を貳拾五圓以下の罰金に處す

第八條 此の規則中船長に適用すへき規定は船長に代て其の職務を行ふ者に對し亦之を適用す

(二六) 臺灣内地間往復船舶取締規則

(明治三十二年八月)
臺灣總督府令第九十七號

第一條 臺灣内地間を往復する船舶臺灣各港に入港したるときは船長は入港の時より二十四時内に税關に入港届をなし内地より其港に輸送したる貨物の積荷目録を提出すへし

第二條 前條の船舶出港せんとするときは船長は出港の時より四時前に税關に出港届をなし其港より内地へ輸送すへき貨物の積荷目録を提出すへし

第三條 前條の船舶内地より臺灣各港に臺灣各港より内地に輸送する貨物の積卸をなさざるときは第一條第二條の規定を適用するの限にあらす

第四條 積荷目録は入港船舶に在ては貨物の仕出港、品名、包裝數、數量及價額、出港船舶に在ては貨物の仕向港、品名、包裝數、數量及價額を記載すへし

積荷目録は其提出の日より七日内は税關の認許を得て之を訂正補足することを得

第四條之二 第一條の船舶臺灣各港間に於ける貨物の回漕に關しては臺灣沿海通航船取締規則を準用す

第五條 税關官吏職務の爲船舶に乗込むときは船長は相當の便宜を與ふへし

第六條 第一條の規定に違反したるときは船長を五圓以下の罰金に處す

第七條 第二條の規定に違反したるときは船長を貳百圓以下の罰金に處す

第八條 貨物と符合せざる積荷目録を提出したるときは船長を百圓以下の罰金に處す

○臺灣内地間往復船舶取締規則

○基隆港内取締規則

一七六

第九條 此規則中船長に適用すべきものは船長に代て其職務を行ふ者にも又之を適用す

第十條 此規則に於て税關に關する規定は税關出張所税關監視署其之なき地に在ては警察官署に之を準用す

(二七) 基隆港内取締規則

(改正明治四十五年五月)
臺灣總督府令第四十四號

第一條 基隆港内とは萬人堆鼻より北東微東二分の一東に向ひ中山の西北端に引きたる一線と尖山鼻より南西微南に向ひて引きたる一線との内部を謂ふ

第二條 各航洋船舶は入港するに當り其の國旗及信號符字を掲ぐへし

前項國旗及信號符字は別記第一號書式(書式略)の著港届を基隆港務所に差出したる後にあらされば之を引下すことを得す

第三條 基隆港務所長は必要ありと認むるときは各船舶の碇泊所を指定し若は之を移轉せしむることを得

前項指定の碇泊所に碇泊したる船舶は避難其他已むを得ざる場合を除くの外基隆港務所長の許可を得ずして其位置を變更することを得す

第四條 入港したる航洋船舶は基隆港務所吏員の臨檢を受けたる後にあらされば貨物の積卸又は他船若は陸地との交通を爲すことを得す

第五條 港内に於ては如何なる船舶と雖公の航路に投錨することを得す但し基隆港務所長の許可を受けたるときは此の限にあらす

石花灘浮標、第七、第三、第四、第五、第六繫船浮標、曾仔寮岸壁の突角を連結したる線とC浮標、G浮標、第三繫船浮標の南方六十間の點を連結したる線及び第三、第四、第五、第六繫船浮標、曾仔寮岸壁の突角を連結したる線に並行して南方六十間の距て、劃したる線との中間

第六條 各船舶は他船の運航若は投錨の自由を妨碍し又は衝突の虞あるときは追越を爲すべからず

第七條 港内に碇泊し又は運航する各船舶は日没より日出までの間は海上衝突豫防法に規定したる各種の船燈を掲ぐへし

第八條 汽船港内を運航するときは其の針路を保つに足るの速力に止め帆船に在ては帆を減じ徐行すへし但し汽艇は此の限にあらす

第九條 航洋船舶其の碇泊所に到達したるときは岸壁又は浮標に繫留する場合の外雙錨を投して碇泊すへし但し六時間以内に出港せんとするものは基隆港務所長の許可を得て單錨を投じて碇泊することを得

第十條 常用に超過する爆發物又は容易に燃燒すべき物料を積載したる船舶は港口に於て日出より日没までの間はBの信號旗、日没より日出までの間は紅燈を前檣の頂上に掲げ

○基隆港内取締規則

一七七

○基隆港内取締規則

一七八

て基隆港務所長の指揮を待つへし

前項の爆發物と稱するはプラスチックセラチン彈藥包、爆發管ダイナマイト煙火導火管、ゼリグナイト、ナイトログリセリン、火藥、綿火藥、無煙火藥、雷管類其他容易に爆發すへき物料を謂ひ容易に燃焼すへき物料と稱するは生石油(アルマ油、ラングーン)、石油(油、ロック油を包含す)、石油等ナフタ、的列並底油、依的兒、偏蘇爾、石油偏陳、アセトン、酒精及硫化炭素の類其他華氏九十五度以下の熱度に依り發火すへき氣體を發するものを謂ふ

船舶に備付けたる大砲一門毎に火藥五十發分、導火管類七十個小銃一挺毎に火藥百發分、雷管百五十個及船舶相當量の信號用榴彈、火箭、焰管、救命焰を除くの外爆發質の物料は總て之を常用外と看做す

容易に燃焼すへき物料は船舶所用の目的を證明し得るものゝ外總て之を常用外と看做す

第十一條 汽艇、荷船、水船、端艇又は艇船は已むを得ざる場合を除くの外船舶の後部に繋留すへからす

第十二條 汽船港内に於て曳船を爲さむとするときは基隆港務所の許可を受けたる場合を除くの外左の制限に従ふへし

- 一 端艇若し艇船は三艘以内荷船水船は二艘以内を限り曳くことを得
- 二 航洋船及汽艇は一艘を限り曳くことを得

第十三條 各船舶は荒天の徴あるときは之が豫防の設備を爲すへし

第十四條 船舶港内に於て火を失したるときは救援の來る迄船鐘を打鳴し日出より日没迄はNMの信號を掲げ日没より日出迄の間は斷へす紅燈を上下すへし

警察官の救護を要するときは日出より日没迄の間はGの信號を掲げ日没より日出迄の間は藍火若し閃光を示すへし

第十五條 基隆港務所長の許可を受くるに非されば港内に於て銃砲及煙火等を發することを得ず

第十六條 港内に於て動物の死體、荷足、灰燼、塵芥等を海中に投棄すへからす

前項の物件を取り捨つる爲塵船を使用せんとする船舶は船内見易き所にFの信號若し籃を掲げ目標と爲すへし

石炭、荷足其他之に類する物品を積卸する船舶は其の水中に脱落するを防ぐ爲必要の注意を爲すへし

第十七條 航洋船舶出港せんとするときは出帆旗を掲げ出港四時間前に別記第二號書式(書式略)出港届を基隆港務所に差出すへし 但し定期に出航する航洋船舶は其變更ありたる場合を除くの外豫め出港の日時を届出て時々届出を省略することを得

第十八條 (削除)

第十九條 港内又は其の附近に於て通行を妨げ若し危險の原因となるへき總ての難破物其他の物件は基隆港務所長の指定する期間内に其の所有者に於て之を取除くへし若其の

○基隆港内取締規則

一七九

○基隆港内取締規則

一八〇

期間内に取除かざるときは基隆港務所長に於て之を取除き所有者をして其の費用を辨償せしむ

第二十條 信號用浮標又は立標には鏈、綱又は其の他の船具を繋ぐべからず

何等の船舶と雖前項の浮標、立標又は其の他の營造物を毀損したるときは其の修繕又は再設に要する費用は之を辨償せしむ

第二十一條 出港したる航洋船舶避難、修繕其の他の事故の爲出港後十二時間以内に歸港したるときは其の事由を記載したる届書を以て著港届に代ふることを得

第二十二條 左の各號の一に該當する行爲を爲さむとする者は設計書及圖面を添へ基隆港務所長の許可を受くべし

- 一 繫船浮標を設置又は變更せむとするとき
- 二 棧橋を架設又は變更せむとするとき
- 三 波止場、物揚場、石垣等を築造又は變更せむとするとき
- 四 標燈其の他の目標を建設又は變更せむとするとき
- 五 波止杭又は繫船杭を建設又は變更せむとするとき
- 六 浚渫又は土砂を採掘せむとするとき
- 七 沈没船又は其の他の物品を引揚げむとするとき
- 八 船舶の修繕場又は其の燬場若は游泳場を設けむとするとき

九 地曳綱又は張綱を以て漁業を爲さむとするとき

十 波止場、物揚場又は海面若は海岸に一日以上舟車其の他長大の物品を置かむとするとき

第二十三條 左の各號の一に該當する行爲を爲さむとする者は豫め基隆港務所に届出つべし

- 一 繫船浮標、棧橋、波止場、物揚場、石垣、標燈、目標、波止杭又は繫船杭を修理せむとするとき
 - 二 船舶の進水式を行はむとするとき
 - 三 端艇の競争を行はむとするとき
 - 四 物品を筏に組み運搬せむとするとき
 - 五 施餓鬼祭を行はむとするとき
- 第二十四條 本令の規定に違反したる者は貳百圓以下の罰金又は料料に處す
- 第二十五條 前條に依り船舶に科したる罰金又は第十九條及第二十條の費用は船長又は船舶所有者に於て之を完納するか又は基隆港務所長の適當と認むる擔保物を提供するに非れば其の船舶は出港を爲すことを得ず
- 第二十六條 基隆港務所長は築港作業上已むを得ずと認むる場合に限り本令の規定を適用せざることを得

○基隆港内取締規則

一八一

○淡水洲水深信號 ○打狗港内船舶出入及運航規程 一八二

(二八) 淡水洲水深信號

水泊船所深	北桁腕の	南桁腕の
十呎	○	
十一呎	○	○
十二呎	○ ○	
十三呎	○ ○	○
十四呎		○ ○
十五呎	○ ○	○ ○

注意

漲潮中は竿頭に球状の形象一箇を掲揚す
半呎は桁の北腕の半に球一箇を掲げ之を示す
形象は白色にして税關の旗竿に之を掲ぐ

(二九) 打狗港内船舶出入及運航規程

(改正大正三年十二月
臺灣總督府令第八十號)

第一條 本令に於て打狗港と稱するは打狗燈臺を中心とし二哩の半徑を以て劃きたる線内の水面を謂ふ

第二條 打狗港を別て左の二區とす

内港 打狗山と旗後島間にある水道以東の水面

外港 内港以外の水面

第三條 外港中左の區域を以て公の航路とす

打狗港燈臺を南六十八度三十分東暴風警報信號標を北八十二度東に見たる點より南七十

四度東に劃きたる線と此の線の北側に百間を隔て、平行に劃きたる線の間

第四條 船舶は臨時臺灣總督府工事部長の許可を受くるにあらざれば内港に進航することを

を得ず但し小蒸汽船並艇の類は此の限に在らず

第五條 内港中船舶繫留用營造物の位置は臨時臺灣總督府工事部長之を公示す

船舶は前項の營造物の外繫留することを得ず

第六條 船舶は内港に於て臨時臺灣總督府工事部長の指定したる區域内に投錨又は運航す

ることを得ず但し特に許可を受けたるものは此の限に在らず

第七條 許可を得て内港を運航する汽船は其針路を保つに足るだけの速力に止め帆船は帆

を減して徐行すへし

第八條 許可を得て内港に進航したる船舶にして出港せむとするときは豫め臨時臺灣總督

府工事部長に其の旨届出へし

第九條 臨時臺灣總督府工事部長は必要と認むる場合に於て内港を出入する船舶に對し出

○打狗港内船舶出入及運航規程

○打狗港内船舶出入及運航規程

一八四

入の順序を指定することを得

第十條 船舶は外港に於て公の航路に投錨することを得ず

第十一條 船舶は築港用船舶の運航又は投錨の自由を妨害し又は衝突の虞あるときは之を追越し又は其の前面を横過することを得ず

第十二條 臨時臺灣總督府工事は必要と認むる場合に於ては錨地の指定變更又は投錨方法の指定を爲すことを得

第十三條 船舶は内港に於て臨時臺灣總督府工事は許可を受くるにあらざれば一切の物件を委棄することを得ず

第十四條 港内又は其附近に於て通航又は工事を妨害し若は危険の原因となるべき難破物其他の物件あるときは臨時臺灣總督府工事は指定する期間内に其船長若は其所有者に於て之を取除くべし

前項の義務者不明なるときは臨時臺灣總督府工事は之を除去することを得

第十五條 船舶が浮標、立標其の他の官有營造物を毀損又は滅失したるときは其の船長又は船舶操縦者に於て臨時臺灣總督府工事は指定する期間内に原形に復すべし

第十五條の二 臨時臺灣總督府工事は第十四條第一項又は前條の命令を受けたる義務者に於て指定の期間内に終了すべき見込なしと認めたるときは自ら之を履行し又は第三者をして之を履行せしめ其費用を義務者より徴收することを得

第十六條 本令又は本令に基きて臨時臺灣總督府工事は發したる命令に違反したる船長又は船舶操縦者は貳百圓以下の罰金に處す

第十七條 港内の警察及衛生に關する規程は別に之を定む

(三〇) 朝鮮開港取締規則

(大正四年七月二十一日)
總督府令第七二號

第一條 開港の港界左の如し

仁川港—猫角より大月尾島の北端に向け引きたる延長線、勿湍島の東端を基準として南西二分の一西に引きたる一線、納島の南端より西四分の三南に引きたる一線及市街の南東に在る百二十八呎山頂より納島の東端に引きたる一線以內

群山港—所維串より南四分の三東に引きたる一線、堂末より後望山山頂に引きたる一線及龍堂より前望山挂燈立標に向け引きたる一線以內

木浦港—南角より高下島二百六十四呎山頂に引きたる一線、高下島二百四十呎山頂より四十二呎島の山頂を経て對岸に引きたる一線及牙山山頂より三鶴島の東端を経て務安半島に引きたる一線以內

釜山港—富民洞南端より絶影島大風浦に向け引きたる一線及廣嶺末より浮風末に引きたる一線以內

鎮南浦港—猪島百七十七呎山頂より北二分一西に引きたる一線及望達里埼より北二分一

○朝鮮開港取締規則

一八五

○朝鮮開港取締規則

一八六

西に引きたる一線以内

新義州港—下端洞(海圖の威化洞に當る)目標より北微西二分一西の對岸小沙河川口右岸に引きたる一線及海州河(新義州より下流約一哩の所に在り)川口目標より北西微北二分一北に引きたる一線以内但麻田江を含ます

龍巖浦港—獅子島二百五十呎山頂より加次島頂上に引きたる一線、加次島頂上よりクルミ島頂上に引きたる一線クルミ島頂上より細島頂上を経て延長したる一線及龍化山山頂より西微北四分三北に引きたる一線以内

元山港—連島里百三十六呎山頂より陽日川川口右岸に引きたる一線以内

清津港—高稜山突角より輪城河(海圖の細浦川に當る)川口右岸に引きたる一線以内

城津港—沙津端より對岸厚里津山山頂に引きたる一線以内

前項の方位は眞方位とす

第二條 船舶は開港を出入するに當り日出より日没迄は其所屬國旗及信號符字を掲揚し日没より日出迄は前橋上碇泊燈を掲ぐる場所に白、紅、白の三燈を上下に連掲すへし但し定期郵便船は船主旗を以て信號符字に代用することを得

入港の船舶は入港届を提出したる後に非されば前項の國旗及信號符字若は船主旗又は船燈を引下すへからず

出港届を提出したる船舶は出帆旗を掲揚すへし

第三條 入港届は第一號書式(略す以下)に依り著港後二十四時間内に、出港届は第二號書式に依り出港前に之を警察署長に提出すへし但し一定の日に著發する船舶にして特に

警察署長の許可を受けたるものは第三號書式に依り著發届を提出するを以て足る

第四條 一定の港津間に往復する沿海通航船に就ては船主は豫め警察署長の許可を受け入港及出港に關する届出の手續を省略することを得

第五條 入港船舶は下船する船客の住所、職業、氏名、年齢、船室等級、乗船地及行先地を記載したる下船客名簿を入港届又は著發届に添附すへし

警察署長必要と認むるときは出港せむとする船舶に對し前項に準したる事項を記載したる乗船客名簿の提出を命ずることを得

第六條 出港したる船舶が避難修繕其の他の事故の爲出港後十二時間内に歸港したるときは其の事由を記載したる届書を警察署長に提出し入港届に代ふることを得

第七條 入港したる船舶の船長は警察署長の許可を受くるに非されば他船又は陸地との間に於て交通を爲し又は爲さしむへからず

第八條 警察署長必要と認むるときは港界内にある船舶の碇泊所を指定し又は碇泊所の變更を命ずることを得

前項に依り指定を受け又は變更を命ぜられたる船舶は警察署長の許可を受くるに非されば其の碇泊所を變更することを得す但し天候其他已むを得ざる場合に於ては此の限に在

○朝鮮開港取締規則

一八七

らす

前項但書の場合に於ては其の事由を具し遅滞なく警察署長に届出つへし

第九條 港界内若は其の附近に碇泊し又は航行する船舶は日没より日出迄海上衝突豫防に關する法令に規定したる各種の船燈を掲ぐへし

第十條 船舶は港界内又は其の附近に於て他船の航行若は碇泊を妨碍すへからず

警察署長は船舶の接き出したる「デアブームス」が他船の航行を妨碍するの虞ありと認むるときは之を取込ましむることを得

第十一條 船舶港界内を航行するときは其の速力を減し又は曳船に依り徐行すへし但し汽艇は此の限に在らず

第十二條 港界内に於て汽艇又は櫂櫓を以て航行する船は汽船帆船の航路を避くへし

第十三條 港界内に於て曳船を爲さむとするときは警察署長の許可を受けたる場合を除くの外舢舨又は端舟は五隻、水船又は倉船は二艘航洋船は一艘を超ゆることを得ず

警察署長取締上必要と認むるときは被曳船の船数を特に制限することを得

曳船は航路内に於て被曳船を放つへからず

第十四條 港界内に於て船舶二艘以上連航するときは相當の距離を保つへし

船舶は濫に二艘以上並列して航行し又は航路内に於て濫に他船の前路を横切り若は追越すへからず

第十五條 港界内に於ける岬角、埠頭、棧橋の突端又は碇泊船の一端を回航する船舶は之を右舷に見て航行する時は小廻りを爲し左舷に見て航行するときは大廻りを爲すへし

第十六條 警察署長必要と認むるときは總噸數五百噸以上の船舶に對し港界内に於て雙錨泊を命ずることを得

第十七條 港界内に在る船舶は暴風雨襲來の虞あるときは豫備錨を投下するの準備を爲し尙汽船にありては蒸汽を發生せしむへし

第十八條 港界内に於ける船舶は左の各號の一に該當するもの又は警察署長の許可を受けたるものを除く外航路内に碇泊又は停船すへからず

一、港内の工事に従事する船舶

二、難破物又は沈没品の引揚に従事する船舶

三、遭難船舶の救助に従事する船舶

四、運轉の自由を有せざる船舶

前項の船舶は航路内に碇泊又は停船中は海上衝突豫防法第四條第一項に規定したる船燈又は形象を掲ぐへし但し總噸數二十噸未満、積石數二百石未満の船舶にして警察署長に於て特に標示の方法を指示したる場合は此の限にあらす

第十九條 港界内又は其の附近に於て船舶を艤裝、修繕又は休繋せむとする者は豫め其の旨を警察署長に届出つへし

○朝鮮開港取締規則

一九〇

前項の場合に於て警察署長必要を認むるときは該船舶乗組員一部の残留を命ずることを得

第二十條 左の各號の一に該當するときは警察署長の許可を受くへし之を變更せむとするとき亦同じ

一 港界内に於て容易に燃焼すべき物件を運搬せむとするとき

二 港界内又は其の附近に於て難破物又は沈没品の引揚を爲さむとするとき

三 港界内又は其の附近に於て特設信號を用ひむとするとき

四 港界内又は其の附近に於て五噸以上の船舶を進水せむとするとき

五 港界内又は其の附近に於て端艇の競漕會を催さむとするとき

第二十一條 火藥類又は容易に燃焼すべき物件を常用を超過して積載し入港する船舶は港界外に於て檣頭其の他暗易き場所に日出より日没迄は萬國船舶信號の火藥旗、日没より日出迄は紅燈を掲げ警察署長の指揮を待つへし但し信號旗及紅燈を備へざる船舶に在りては赤旗を火藥旗に赤色安全燈を紅燈に代用することを得

第二十二條 前條に於て火藥類と稱するは銃砲火藥類取締令施行規則第二條に規定する火藥類を謂ひ船舶に設備する大砲一門毎に火藥五十發分、雷管類七十箇、小銃一挺毎に火藥百發分、雷管百五十箇及信號用の榴彈、火箭、焰管、救命焰以外のものを常用外火藥と看做し容易に燃焼すべき物件と稱するは生石油(ブルマ油、ラングリン)石油、ナフタ

テレピンチン油、エーテル、ベンソール、石油、ベンゼン、アセトン、酒精及硫化炭素の類其の他華氏九十五度以下の熱度に依り發火すべき氣體を發するものを謂ひ船舶所用の目的を證明し得るものを除くの外は常用外と看做す

第二十三條 常用外なる火藥類又は容易に燃焼すべき物件を積卸せむとする船舶は其の品名數量を警察署長に届出て其の指定したる場所に於てするに非ざれば之を爲すことを得ず

第二十四條 常用外なる火藥類又は容易に燃焼すべき物件に付警察署長港界内に於て積卸の場所を指定し難しと認むる時は港界外に於て適當の場所を指定することを得此の場合に於て其の指定したる場所は港界内に在るものと見做す

第二十五條 港界内又は其の附近に於て海難其の他變災發生したる船舶は其の旨を警察署長に届出つへし

第二十六條 前條の船舶他船又は陸地より救助を要するときは間斷なく汽笛、汽角又は霧中號角を吹鳴し且晝間は萬國船舶信號NCの旗を掲げ夜間は星火を發する榴彈火箭其の他發火信號を爲すへし但し火災の場合に在りては救援の來る迄號鐘を打鳴し且晝間は萬國船舶信號のNM旗を掲げ夜間は絶へず紅燈を上下すへし

前項以外の場合に於て警察官吏の救援を要するときは晝間は萬國船舶信號のG旗を掲げ夜間は藍火又は閃光を示すへし

○朝鮮開港取締規則

一九一

○朝鮮開港取締規則

一九二

第二十七條 船舶は前條に掲けたる非常信號に用ふる場合を除くの外警察署長の許可を受くるに非されは港界内又は其の附近に於て濫りに銃砲若しくは煙火を發し其の他爆發物を使用することを得ず

船舶は本令若しくは海上衝突豫防法に關する法令其他特別の規定ある場合又は慣例に依り用ふる場合を除くの外港界内又は其の附近に於て濫りに汽笛、汽角若しくは霧中號角を吹鳴することを得ず

第二十八條 船舶に積載する竹木を港界内の水上に卸し又は筏若しくは水面に浮ひたる竹木を港界内に繋留し又は運搬せんとする時は豫め警察署長に届出つへし

第二十九條 港界内に於て濫りに動物の死體、荷足、灰燼、塵芥、瓦礫等を河海中に投棄すへからず

港界内に於て濫りに他の船舶に船舶其他の物件を繋留すへからず
港界内に於て石炭荷足其他の他に類する物件を積卸する船舶は其の河海中に脱落することを豫防する爲必要な措置を爲すへし

第三十條 警察署長は港界内又は其の附近に於て他船の航行を妨げ若しくは航行に危険の虞ある漂流物、沈没品其他の物件を其の所有者又は其の物件を投棄若しくは脱落せしめたる者をして除去せしむることを得

第三十一條 船舶が燈船、浮標、立標、埠頭又は其の他の工作物を毀損したるときは其の

修繕若しくは再設費用を支辨すへし

第三十二條 第二條、第三條、第五條第一項、第七條、第八條第二項第三項、第九條、第十條第一項、第十一條、第十二條、第十三條第一項第三項、第十四條、第十五條、第十七條、第十八條、第十九條第一項、第二十條、第二十一條、第二十三條、第二十五條乃至第二十九條の規定に違反したる者、若しくは第五條第二項、第八條第一項、第十條第二項第十三條第二項、第十六條、第十九條第二項又は第三十條の規定に依る命令に違反したる者は貳百圓以下の罰金又は拘留若しくは科料に處す

第三十三條 本令又は本令に基きて發する命令にして船舶に係る規定に付ては船長又は船長の職務を行ふ者其責に任す

船長又は船長の職務を行ふ者は其の船舶の乗組員が本令又は本令に基きて發する命令に違反したる場合に於て自己の指揮に出でざるの故を以て其の責を免るゝことを得ず

第三十四條 本令又は他の法令に依り罰金、科料又は使用料の納付若しくは費用の支辨を命ぜられたる船舶は之を完納するか又は當該官廳に於て相當と認むる擔保物を提供するに非されば警察署長に於て其の出港を差止むることを得

前項に規定する擔保物は金錢又は國債證券に限る

第三十五條 廢船其他船舶に等しき形體を有する工作物には本令中船舶に關する規定を準用す

○朝鮮開港取締規則

一九三

○大連港則

一九四

第三十六條 第八條、第十條又は第二十九條の規定は内外國軍艦に之を準用す

第三十七條 第二條の規定は沿海航路以下の帆船、平水航路の汽船及石敷船に之を適用せす

第二條乃至第六條、第十九條及第二十六條の規定は總噸數二十噸未満又は積石數二百石未満の船舶及櫓楫を以て航行する船に之を適用せず

(三一) 大連港則 (大正二年十月、府令三二號)

第一條 黃白嘴の外端より和尚島の東端東嘴子に至る一線以西の水域を大連港とす

第二條 港内を分ちて左の三區とす

大連區 黃白嘴の外端より北長山に向て引きたる一線の西南水域

柳樹屯區 前項一線の北長山南東岸に達したる處より和尚島の東南外端に至る一線以北の水域

放泊區 大連柳樹屯兩區の中間の水域

第三條 大連區及柳樹屯區を分ちて左の六區とす

第一區 濱町以東及同棧橋にある綠燈と同埠頭にある紅燈を一直線に北方に引きたる一線以東の水域

第二區 臭水屯煙突より南六十八度東に引きたる一線以南と第一區西界線以西の水域

第三區 第二區以北の水域

第四區 老龍頭の外端より棉花島角に向て引きたる一線以西の水域

第五區 棉花島角より黃娘子角に向て引きたる一線以北の水域

第六區 第四區第五區以外の水域

第四條 放泊區を船舶の自由泊地とし第三區を危險物荷役泊地とし其の他の區域を一般貨物の荷役泊地とす

第五條 柳樹屯區に進航せむとする船舶は豫め海務局長の許可を受くべし

第六條 船舶入港の場合には港外より泊地に就く迄、出港の場合には泊地を離るゝときより港外に出づる迄晝間は國旗及萬國船舶信號に依り船名を表示し夜間は所定の燈火を掲ぐべし港内運航のとき亦同じ

第七條 入港船舶は放泊區に假泊し海務局官吏の臨檢を受け第一號書式の交通許可證を受くるに非ざれば陸地又は他船と交通し船客船員の上陸物件の陸揚を爲すことを得ず但し關東州沿岸のみを航行する船舶は此の限にあらす

第八條 總噸數一千噸以上の船舶は水先人の水路嚮導あるに非ざれば水先區に出入することを得ず但し海務局長に於て必要なしと認むる場合は此の限にあらす

總噸數一千噸未満の船舶と雖も海務局長に於て必要と認むるときは前項の規定に依らし

○大連港則

一九五

○大連港則

一九六

むることを得

水先區は東防波堤の北端より北防波堤の東端及西端を経て濱町埠頭の東端に至る線内に包含したる水域とす

第八條の二 水先人船舶に乗込みたる場合と雖も船舶の指揮は船長の責任とす

第九條 船舶は著港後二十四時間以内に船舶國籍證書若は之に代るべき證書及船員名簿を添へ第二號書式の著港届を海務局に提出すへし

前項に依り提出したる船舶の書類は出港手續を終る迄海務局に保管するものとす

第十條 船舶は出港一時間前迄に第三號書式の出港届を海務局に提出し第四號書式の出港許可證を受くるに非されは出港することを得ず

前項の船舶は出港二十四時間前より出帆旗を前橋頭に掲ぐへし但し支那形船及其他の小廻船は此の限にあらす

第十一條 入港後二十四時間以内に出港せむとする船舶及關東州沿岸のみを航行する船舶は著港届の外船長又は其の代理者より保證狀を提出し第九條に規定せる書類に代ふることを得

第十二條 出港許可證を受けたる後二十四時間以上碇泊する船舶は更に第九條及第十條の手續を爲すに非されは出港することを得ず但し荷役を爲さざる場合は此の限にあらす

第十三條 支那形船及小廻船は第五號書式の著港届及第六號書式の出港届を海務局に提出

し第九條第十條及第十一條に規定せる手續に代ふることを得

第十四條 海務局に於て指定したる地點の外貨物の積卸を爲し又は船客船員の上陸若は乗船を爲すことを得ず

第十五條 埠頭に著發する船舶に非されは北防波堤と埠頭間の水道を運航し又は碇泊することを得ず但し特に許可を受けたる者は此の限にあらす

第十六條 海務局長に於て必要と認むるときは船舶の泊地を指定し若は變更を命じ又は船舶の運航を停止することを得

第十七條 左の各號の一に該當する船舶は入港前より第一號書式(書式略以下同し)の交通許可證を受くるまで檢疫信號を掲ぐへし

一 現に傳染病若は之に疑はしき患者又は死者ある者

二 航海中傳染病若は之に疑はしき患者又は死者ありたるもの

三 傳染病流行地を發し又は其の地を経て來航し若は傳染病毒に汚染したる船舶と交通し其の他傳染病毒に汚染したる疑あるもの

檢疫信號は晝間は船舶の前橋頭に黃旗を掲げ夜間は同所に紅白二燈を上下に連掲するものとす

傳染病と稱するは虎列刺、痘瘡、猩紅熱、マストを謂ふ

第十八條 入港後前條の傳染病及赤痢、腸窒扶私、バラ窒扶私、發疹窒扶私、實布埤利亞

○大連港則

一九七

若は之に疑はしき患者を發生したるときは檢疫信號を掲げ海務局官吏の指揮を受け更に第一號書式の交通許可證を受くるに非されは陸地又は他船と交通し船客船員の上陸物件の陸揚を爲すことを得ず入港後傳染病毒に汚染し若は汚染の疑ある事實を發見したるとき亦同し

第十九條 海務局長に於て必要と認むるときは船内に臨檢し船員及船客の健康診斷を施行することを得

第二十條 牛羊及其の他の獸類又は其の死體、生肉、皮革、毛骨類及著港届第二十二條に掲げたる物件を搭載せる船舶に對し海務局長に於て必要と認むるときは何時にても臨檢し消毒又は隔離其の他の處分を爲すことを得

第二十一條 海務局長は船舶に對し左の處分を爲すことを得

- 一 現に傳染病患者若は死者あるものは停船を命し患者死者の處分を指示し船舶其の他の物件の消毒方法若は鼠族の驅除を施行し且必要ありと認むるときは一定の期間船客船員を檢疫所又は船内に停留すること
- 二 航海中傳染病患者若は死者ありたるものは第一號の規定に準し處分すること
- 三 傳染病流行地を發し又は其の地を経て來航し若は其の船舶に傳染病毒の汚染したる疑あるものは必要ありと認むるとき第一號の規定に準し處分すること
- 四 停船中傳染病患者を發生したるときは更に第一號の規定に依り處分すること

五 船客船員中傳染病有菌者ありたるときは第一號の規定に準し處分すること

六 必要と認むるときは消毒の爲指定の地點に廻航を命すること

七 傳染病の疑ある患者あるときは二日より多からざる期間停船を命すること

八 發航地若は寄港地の狀況又は船舶の状態に依り消毒方法又は鼠族の驅除を施行すること

第一號の停船期間は消毒の施行を終りたる時より起算しハストは十日間虎列刺は五日間とす但し第三號の場合に於ては傳染病流行地を發し又は其の地を經過し若は傳染病毒に汚染したりと疑ふべき事實ありたる時より起算す

第二十二條 船舶物件の消毒費、停留人の食費、患者死者に關する費用は船長又は其の代理者より之を納付すへし

第二十三條 船舶は健全證書の交付を海務局に申請することを得
前項の申請ありたるときは海務局長は其の船舶の健康状態を檢閲し第七號書式の健全證書を交付すへし

第二十四條 船舶にして常用外の爆發物若は容易に燃燒すべき物件を搭載せるときは晝間は赤旗夜間は紅燈を前橋又は見易き場所に掲げ放泊區に在て海務局官吏の指揮を受くへし但し特に許可を受けたる者は此の限にあらす
前項の爆發物と稱するはプラスチックセラチン、彈藥包、爆發管、ダイナマイト煙火、

導火管、セリケナイト、ナイトロケリセリン、火藥、棉火藥、無煙火藥、雷管の類を謂ひ容易に燃焼すべき物件を稱するは生石油(アルマ油ラングーン油ロツク油を包含す)石油ナフタ、的列底油、依的兒、偏蘇爾、石油偏陳、アセトン、酒精及硫化炭素の類其他華氏九十五度以下の熱度に因り發火すべき氣體を發するものを謂ふ

船舶に備附たる大砲一門毎に火藥五十發分導火管類七十箇小銃一挺毎に彈藥百發分雷管百五十箇及積載船舶相當量の信號用榴彈、火筒、煙管、救命焰等にして適當に格納せられたるものを除くの外燃發質の物件は總て之を常用外と看做す

第二十五條 前條に規定せる爆發物若し容易に燃焼すべき物件を積卸せむとする船舶は其の品名數量を海務局に届出て特に指定せられたる場所に就きたる後に非されば之を取扱ふべきを得ず

前項の物件を搭載せる船舶は在港中前條に規定せる赤旗又は紅燈を掲ぐへし

第二十六條 火氣を有する汽艇又は端舟にして赤旗又は紅燈を掲揚する船舶の近傍を運航する場合には安全なる距離を保ち成るべく風下側を運航すへし若し止むを得ず風上側を運航する場合には充分安全なる距離を保つへし

第二十七條 港内に於ては海務局長の許可を受くるに非されば火器又は爆發物の發射發火を爲すことを得ず

第二十八條 曳船を爲す場合は海務局長の許可を受けたるべきの外左の制限に従ふへし

一 端舟及荷舟を曳くときは曳船の船尾より最後の被曳船の後端に至る迄の距離は六十四間を超ゆへからす竹木筏其の他の物件を曳くとき亦同じ

二 端舟及荷舟は前號の距離を超へざる限り二隻つゝ並列して曳くことを得

二十九條 碇泊中の船舶は其の後端に舳舟竹木其の他の物件を繋留し水路の妨害を爲すべからず

第三十條 港内に於て多數の竹木、筏其の他の物件を水上に卸さむとするとき又は繋留若しは運航せむとするときは海務局長の許可を受くへし

前項の場合に於て夜間は海上衝突豫防法第五條第十條及第十一條の規定に準し燈火を掲ぐへし

第三十一條 船舶は第一區第二區第四區第五區の水域に於ては棧橋又は浮標に繋留する場合を除くの外雙錨を投して碇泊すへし錨には浮標を附すべからす但し海務局長に於て雙錨泊の必要なしと認むるときは此の限にあらず

第三十二條 汽艇、舳舟、支那形船及其の他の小廻船は航洋船の航路を避くへし

第三十三條 第一區第二區及輻湊せる船舶の近傍を運航する船舶は針路を保つに必要なる速力に止むへし

○大連港則

二〇二

前項の船舶は總て追越を爲すべからず但し汽艇其の他の小廻船にして危険の虞なき場合は此の限にあらず

第三十四條 港内に於ける左記事項に關しては許可を受くべし

- 一 海面の埋立及浚渫
- 二 防波堤、埠頭又は棧橋の築造又は變更
- 三 浮標立標其の他の航路標識の設置又は變更
- 四 下水吐出口其の他海面又は海底に於ける工作物の施設又は變更
- 五 漁撈、採藻又は生簀の施設

第三十五條 港内に於て濫りに水泳を爲すべからず但し特に許可を受けたる者は此の限にあらず

第三十六條 繫留の爲設置したる浮標其の他の營造物の外船舶其の他の物件を繫留することを得ず

第三十七條 浮標立標其の他の營造物を毀損又は滅失せしめたるときは其の損害は船舶に在りては當該船長をして之を辨償せしむ

第三十八條 港内の海面及其の海岸並之に注入する水流には塵芥其の他の物件を委棄することを得ず但し荷足其の他土砂の類を放棄せむとするときは海務局の指揮を受くべし船舶にして塵芥、灰燼其の他の物件を處分する爲舥船を要するときは萬國船舶信號のF

旗又は籃を掲ぐべし

前項舥船に要する費用は船長の負擔とす

第三十九條 石炭其の他海底に堆積すべき虞ある物件を積卸するときは之を水中に墜落せざることに注意すべし

第四十條 船舶は海務局官吏及警察官吏の臨檢を拒むことを得ず

第四十一條 在港中の船舶警察官吏の救援を要する場合は晝間は萬國船舶信號のG旗を掲げ夜間は藍火又は閃火を示すべし

第四十二條 在港中の船舶火を失したるときは時鐘若は之に類似の振鳴器を連打し又は汽笛を連吹し晝間は萬國船舶信號のNM旗を掲げ夜間は號火、火箭等を用ひ見易き發火信號を爲し且斷へず紅燈を上下すべし船舶危急の場合に遭遇し救助を要するときは亦同じ但し晝間は萬國船舶信號のNC旗を掲ぐべし

第四十三條 海務局長は港内に於て船舶に危害を及ぼすの虞ある難破物、委棄物其の他の物件は期間を指定し義務者をして之を取除かしめ又は破壊せしむることを得

前項の場合に於て義務者其の義務を履行せざるときは海務局長自ら之を執行し又は第三者をして執行せしめ其の費用は義務者より之を徵收することを得

第四十四條 本令に違反したる者は貳百圓以下の罰金又は科料に處す

船舶に在りては前項の規定は船長又は船長に代はり其の職務を行ふ者に之を適用す

○大連港則

二〇三

前項に依り科したる罰金又は料料及本令に據り負擔すべき費用を完納するか又は相當の擔保物を提供するに非されは其の船舶の出港を許さず

第四十五條 第四條第八條第十五條第十六條第三十一條第三十三條第三十六條第三十八條第四十二條の規定は内外國軍艦に之を準用す

第四十六條 内外國軍艦にして入港の際第十七條第一項各號に該當する事實なきときは其の艦長又は醫官より書面を以て海務局官吏に其の旨を明告すへし

第四十七條 内外國軍艦にして入港の際第十七條第一項各號に該當する事實あるときは放泊區に假泊し檢疫信號を掲ぐへし入港後傳染病患者を發生したるとき亦同し

前項の場合に於ては海務局官吏は艦長と協議し本令の規定に準し處分するものとす

(三二) 大連港水先規則

(明治四十三年十月
關東都督府令第三十四號)

第一條 水先人は左の各號の一に該當し關東都督の水先免狀を享有する者たることを要す

一 一年以上總噸數千噸以上の航洋船に乘組み船長の職を執りたる者

一 一年以上總噸數五百噸以上の航洋船に乘組み船長の職を執り且つ一年以上大連港水先區に於て水先の實務を練習したる者

第二條 水先免狀を享有せむとする者は申請書に履歷書及其の證明書を添へ海務局を經由し關東都督に提出すへし

第三條 關東都督は前條の申請に依り其の資格を審査し適當と認めたるときは別記書式の(書式略)水先免狀を交付す

第四條 水先人の定員は當分の内三人とす

第五條 水先人其の業務に従事するときは水先免狀を携帯すへし

第六條 水先人は豫め事務所の位置及業務に關する規定を設け海務局長の認可を受くへし

第七條 水先人を要する艦船は口頭又は萬國船舶信號のPT旗を掲げ水先人を水先人事務所に請求すへし

第八條 前條の請求ありたるときは水先人は遲滞なく當該艦船に乗船し水路嚮導、繫留又は解纜の任に當るへし

第九條 水先人を要したる艦船長は船名、國籍、總噸數、所有者名、代理店名、出入當時の各喫水及日時を記載し記名調印して之を水先人に提供すへし

第十條 水先人を要する艦船長は豫め運航及操縦に關する準備を整へ之に要する一切の勞力を水先人に提供すへし

第十一條 水先人は毎年六月及十二月末日迄に水先を爲したる艦船の名稱、國籍、所有者總噸數及喫水を記載したる營業報告書を海務局に提出すへし

第十二條 水先免狀の記載事項に變更を生したるとき又は水先免狀を滅失若ば毀損したるときは遲滞なく其の事由を具し書換又は再交付の申請を爲すへし

○大連港水先規則

二〇六

第十三條 水先人廢業せむるときは海務局に届出へし

第十四條 水先人左の各號の一に該當するときは水先人たるの資格を失ふ

一 懲役若しくは禁錮以上の刑に處せられたるとき

二 家資分散若しくは破産の宣告を受けたるとき

三 身體の機能に故障を生じ業務を営むこと能はざるに至りたるとき

四 水先免狀の行使を禁止せられたるとき

前項の場合に於て水先人は遲滞なく水先免狀を海務局に返還すへし廢業したるとき亦同じ水先人失踪の宣告を受け又は死亡したるときは現に水先免狀を保管する者に於て前項の手續を爲すへし

第十五條 水先人は左の區別に従ひ手数料を納むへし

一 免狀を受くるとき 金拾圓

二 免狀の書換又は再交付のとき 金壹圓

手数料は收入印紙を以て之を納むへし

第十六條 水先人其業務上の義務に違背し又は之を怠りたるとき又は信用を失ふべき行爲ありたるときは水先人懲戒委員會の裁決を以て之を懲戒す

懲戒は左の三種とす

一 免狀行使の禁止

二 免狀行使の停止

三 譴責

免狀の行使の停止は一月以上三年以下とす

水先人懲戒委員會の組織及懲戒の手續に關しては別に之を定む

第十七條 左の各號の一に該當する者は貳百圓以下の罰金に處す

一 水先人にして其の義務を怠り因て航路標識其の他の營造物を毀損又は沈没せしめたる者

二 水先人に非ずして水先區に於て水路を嚮導したる者

三 水先免狀行使の停止中水先人の業務を營みたるもの

四 水先免狀を貸付し之を行使せしめたる者

五 第八條に違反したる者

六 正當の理由なくして水先人の乗船を拒みたる者

第十八條 本令第五條第六條第十條第十一條第十二條第十三條第十四條第二項及第三項の規定に違反したる者は科料に處す

第十九條 本令に於て船長に關する規定は之に代りて其職務を行ふ者に之を適用す

○大連港水先規則

二〇七

(三三) 大連埠頭船舶規則 (大正四年十一月十日より改正實施)

本規則は管に大連埠頭のみならず營口驛及び安東驛にも亦準用され該港則に別段の定めあるもの、外日本商法民法及其の附屬法令の規定に準據するものなり

第一條 本規則に於て船舶と稱するは本會社の埠頭に繫留し又は會社に對し荷役曳船其の他の作業を請求し若は會社に於て之を承諾したる各種の船舶を謂ひ埠頭と稱するは船舶の繫留に供すべき會社の埠頭及棧橋を謂ひ船長とは當該船舶の船長又は船長に代り指揮を掌る責任者を謂ふ

第二條 船舶の取扱は本規則に依るへし但し本規則に規定せざる事項に關しては會社の埠頭事務所長の指揮を受くへし

第三條 埠頭に於て船舶を繫留すへき地點は晝間に在りてはN旗夜間に在りては紅燈を以て之を指示す

第四條 船舶の繫留及解纜の順序は會社の指定する所に依る

第五條 埠頭に繫留せんとする船舶の繫留區名は數字信號を以て之を指示す

第六條 埠頭に繫留せんとする船舶は豫め繫留申込書を埠頭事務所に提出し會社の承諾を受くることを要す

繫船申込書は會社所定様式に依り船名揚積貨物の種類及噸數其他必要なる事項を相當

欄に記入することを要す

第七條 會社は船舶の埠頭著離に對し別表の料金を申受く

第八條 貨物を陸揚せんとする船舶は豫め左記各項を記載したる積荷目録及艙内貨物積付略圖を埠頭事務所に提出すへし

一 船積港名

二 船荷證券の番號

三 品名

四 荷印及番號

五 箇數

六 包裝

七 重量及容積

八 出荷主

九 受荷主

一〇 價格

但し一箇の重量又は容積一噸以上の貨物に對しては各箇毎に其の重量及容積を明記すへし

第九條 貨物を積込まんとする船舶は豫め左記各項を記載したる積荷明細書を埠頭事務所に提出すへし

一 仕向地

二 前條第三號乃至第八號及第十號に掲げたる事項

第十條 埠頭繫船申込者は繫船申込書に記載したる事項の不正確又は不完全なるか爲に生ずる一切の責任を負擔すへし

○大連埠頭船舶規則

二一〇

第十一條 出港せんとする船舶は豫め出港の時日を埠頭事務所に出出て其の準備整ひたるときは晝間に在りては船名符號信號を掲げ夜間に在りては汽笛又は號角を以て長短二聲を發し合圖を爲すべし

第十二條 船舶の繋留及び解纜若しくは轉繋に對しては會社は要求の有無に拘はらず 繋船方、曳船(又は押船)、碎氷船網取船を準備し必要の援助を爲すものとす

前項の繋船方、曳船(又は押船)、碎氷船、網取船は其の作業を開始し又は船側に近きたる時より當該船舶の指揮監督に屬し其の従事員は當該船舶の使用人と見做す

本條に記載したる作業中従事員の過失に因り又は従業船舶、機器、汽罐の豫測することを得ざりし瑕疵其の他不虞の障害に因り損害を生ずることあるも會社は其の責に任せず當該船舶の負擔とす

第一項に記載したる曳船(又は押船)、碎氷船、網取船の援助を要せざるときは豫め之を埠頭事務所に通知すべし

第十三條 會社より船舶に供給したる荷役人夫は其の乗船したる時より退船する時迄は當該船舶の指揮監督に屬し其の荷役人夫の行爲に因り生じたる損害に付ては會社は其の荷役人夫の故意又は重大なる過失に因る場合に非されは其の責に任せず

第十四條 會社は官憲の命令又は埠頭の利用上必要と認めたるときは第六條の繋船申込を謝絶し其の承諾を取消し繋船區を變更し又は既に繋留したる船舶をして埠頭を離れしむ

ることあるべし但し之に因り損害を生ずることあるも會社は其の責に任せず

第十五條 荷役作業を爲さざる船舶は荷役を爲すべき船舶に對し其の位置を譲り轉繋又は沖合の錨地に就くべき義務あるものとす

第十六條 船舶が埠頭繋留中に於て失火、浸水、天災其の他の事由に依り自他の船舶、貨物、物件又は繋船區其他會社の財産に危険又は障害を及ぼすべき虞あるときは會社は何時にても其の位置變更を強制することを得但し之に因り損害を生ずることあるも會社は其の責に任せず

第十七條 前三條の場合に於て船舶が位置變更の通知を受けたるときは直に準備を整へ埠頭事務所長の指揮に隨ふべし前條の場合に於て船舶が自ら其の位置を變更せざるか又は既に沈没し會社指定の期間内に之を除去すること能はざるときは會社は當該船舶所有者の危険及費用を以て之を實行すべし

第十八條 船舶は埠頭事務所長の承諾を得るに非されは埠頭附近に於て他船の運航、繋留又は荷役の妨害となるべき場所に投錨し又は繋索を繋ぐことを得ず

第十九條 埠頭に著離せんとし又は繋留したる船舶の運轉及保安は如何なる場合と雖も當該船舶の船長の責任とす

第二十條 船舶の繋留不備又は會社の繋船柱、繋船環、防舷材、繋索若しくは繋船浮標の不慮の障碍又は豫測することを得ざりし瑕疵に因り損害を生ずることあるも會社は其の責に

○大連埠頭船舶規則

二一一

○大連埠頭船舶規則

一一二

任せす

第二十一條 埠頭に繋留せんとする船舶は豫め防舷物を準備し操縦中他の船舶又は物件との接衝に因る損害を防止すへし

第二十二條 船舶は埠頭繋留中蒸気、汚水又は汚物を埠頭上に排出することを不得す前項に違反したるか爲め生じたる損害は當該船舶の負擔す

第二十三條 埠頭附近に在る船舶にして塵、灰其の他の物件を排棄せんとするときは旗を掲ぐへし會社は無料にて塵芥船を提供することあるへし若故意又は過失に因り投棄したる時は會社に於て之を除去し爲に要したる費用の二倍を當該船舶より申受くへし

第二十四條 特に指定したる場所の外埠頭又は船内に於て喫煙し又はタバコ、ピッチ、レジン其の他燃焼し易き物件に加熱することを不得す船内火氣取締は船長の責任とす

第二十五條 船舶は埠頭繋留中完全なる手摺を備へたる歩板又は舷梯を以て陸上との交通を便ならしめ夜間は其の兩端に白燈を掲げ交通の安全を期すへし會社は前項の歩板を無料にて貸與することあるへし但し其の装置及監視は當該船舶の責任とす

第二十六條 船舶は緊急を要する場合の外埠頭又は繫船浮標繋留中埠頭事務所長の承諾なくして猥に汽笛を吹鳴し又は推進器を運轉することを不得す

第二十七條 埠頭に繋留せんとする船舶にして投錨の必要あるときは沈設物及他船の錨鎖を避けて投錨すへし船舶は埠頭事務所長の承諾を得るに非されは埠頭を距る六百尺以内の水面に繫泊することを不得す

第二十八條 船舶は天候不穩の兆候あるときは豫め繫索を増加調節し且蒸気を発生せしめて機關運轉の準備を爲すへし危険切迫し自他の船舶又は會社の財産其の他の物件を損傷すへき虞ある場合に於て埠頭事務所長の承諾を得る違なきときは臨機之處置を執り安全の位置に就くへし

第二十九條 船舶は自船の保安及作業に必要な船員を配置すへし船員の不在、不足又は不注意の爲に生じたる損害は總て當該船舶の負擔とす

第三十條 船長、船員、水先人又は其の使用人の行爲に因り會社の防波堤、岩壁建築物、船舶、防舷物、歩板、荷役道具、沈設物、繫船機器、電線、浮標其の他の物件を滅失又は毀損せしめたるときは當該船舶に於て賠償の責に任すへし

第三十一條 會社の受けたる損害に對する賠償額は會社の定むる所に依る

第三十二條 會社は船舶の負擔すへき費用其の他の金額の支拂又は之に相當する擔保を受くる迄は當該船舶の出港を拒絶することを得

(別表)

○大連埠頭船舶規則

一一三

○大連埠頭船舶規則

第一 埠頭發著手數料

總噸數	發著手數料 (一回發著に付)	總噸數	發著手數料 (一回發著に付)
百噸未滿	金五拾錢	千五百噸未滿	金貳拾五圓
二百噸未滿	金壹圓	三千噸未滿	金四拾圓
五百噸未滿	金五圓	五千噸未滿	金五拾五圓
千噸未滿	金拾五圓	七千噸未滿	金六拾五圓
七千噸以上	金七拾五圓		

第二 埠頭轉繫手數料

總噸數	發著手數料 (一回轉繫に付)	總噸數	發著手數料 (一回轉繫に付)
二百噸未滿	無料	三千噸未滿	金貳拾五圓
五百噸未滿	金參圓	五千噸未滿	金四拾圓
千噸未滿	金拾圓	七千噸未滿	金四拾五圓
千五百噸未滿	金拾五圓	七千噸以上	金五拾圓

- 一 焚料炭又は淡水のみ搭載の爲埠頭に發著若し轉繫する場合には當分の間料金を申受
けず
- 二 夜間に發著する場合には規定料金の二割増を申受く
- 三 天候不良のときは特別の割増料金を申受くることあるへし
- 四 曳船のみに依る轉繫の場合には五割増の料金を申受く
- 五 會社が轉繫を必要と認むる場合には料金を申受けず
- 六 修繕の爲濱町埠頭に發著する船舶に對しては規定料金の半額を申受く
- 七 寺兒溝石油棧橋に繫留せる船舶にして埠頭に轉繫するときは埠頭發著手數料を申受
く

第三 寺兒溝石油棧橋繫船料

- 一 一隻一回繫留三日以内に付金壹百圓
- 二 船舶の棧橋繫留期間三日以上に亘るときは四日目より一日若し其の未滿毎に金貳拾
圓を申受く
- 三 棧橋繫留中の船舶にして一時棧橋を離れ沖合假泊の後再び棧橋に繫留する場合には
其の都度埠頭發著手數料と同額の料金を申受く
- 四 棧橋繫留中の船舶にして棧橋に於て轉繫する場合には埠頭轉繫手數料と同額の料金を
申受く

○大連埠頭船舶規則

○旅順港取締規則

二二六

(三四) 旅順港取締規則 (改正 大正三年六月 府令第八號)

- 第一條 本令に於て港内と稱するは旅順港規則第一條に規定せる第三區中、西港の海面を謂ひ船舶と稱するは海軍所屬の艦船以外のものを謂ふ
- 第二條 總噸數五百噸以上の船舶は水先人の水路嚮導あるに非されば港内に入出するを得ず但し旅順港規則第八條に依り其の必要なしと認められたるものは此限に在らず泊地の變更又は其の場合に於て必要あるときは水路嚮導を請求することを得
- 前各項の船舶は水先要求信號のPT旗を掲げ又は口頭を以て水先人を海務局に請求すべし
- 第二條之二 (大連港則第八條の二に同じ同條参照ありたし、編者)
- 第三條 水路嚮導を要する船舶の船長は豫め運航及操縦に關する準備を整へ之に要する一切の勞力を水先人に提供すべし
- 第四條 水先人職務執行の爲乗船中は當該船舶に於て最も見易き場所に萬國船舶信號のT旗を掲ぐべし
- 第五條 水路嚮導を要したる船舶の船長は船名、國籍、總噸數、所有者名、代理店名、出入當時の各喫水及日時、水路嚮導の區域を記載し記名調印して之を水先人に提供すべし
- 第六條 港内に入港の船舶は海務局の指定したる位地に就くべし但し汽艇支那形船其他の

小廻船は航路又は運航の妨害ならざる限り指定を待たず碇泊することを得

海務局長は泊地の都合に因り外國軍艦の碇泊日數を制限し又は入港を拒絶することを得

第七條 船舶は第一號式の交通許可證を受くるに非されば陸地又は他船と交通し船客船員の上陸物件の陸揚を爲すことを得ず

第八條 港内に於て其の位置を變更せむとする船舶は海務局の許可を受くべし但し危急に際し許可を受くるの迫なき場合は此の限に在らず

第九條 海務局長に於て必要と認むるときは港内に於ける船舶の運航を停止し又は泊地の變更を命ずることを得

第十條 (大連港則第九條に同じ同條参照ありたし、以下同様編者)

第十一條 (大連港則第十條に同じ)

第十二條 (大連港則第十一條に同じ)

第十三條 (大連港則第十二條に同じ)

第十四條 海務局に於て指定したる地點の外貨物の積卸を爲し又は乗客船員の上陸又は乗船を爲すことを得ず

第十五條 左の各號の一に該當する船舶は西港以外の第三區に假泊し檢疫信號を掲げて海務局吏員の指揮を受くべし

○旅順港取締規則

二二七

○旅順港取締規則

二一八

一 現に傳染病若は之に疑はしき患者又は死者あるもの
二 航海中傳染病若は之に疑はしき患者又は死者ありたるもの
三 傳染病流行地を發し又は其の地を経て來航し若は傳染病毒に汚染したる船舶と交通し其の他傳染病毒に汚染したる疑あるもの
檢疫信號は晝間は船舶の前橋頭に黃旗を掲げ夜間は同所に紅白二燈を上下に連掲するもの

傳染病と稱するは虎列刺、痘瘡、猩紅熱、ハストを謂ふ

第十六條 (大連港則第十八條に同じ)

第十七條 (大連港則第十九條に同じ)

第十八條 牛羊及其の他の獸類又は其の屍體、生肉、皮革、毛骨類を搭載せる船舶に對し海務局長に於て必要と認むるときは何時にても臨檢し消毒若は隔離其の他の處分を爲すことを得

第十九條 (大連港則第二十一條に同じ)

第二十條 (大連港則第二十二條に同じ)

第二十一條 關東州外に出航せむとする船舶は健全證書の交付を申請することを得
前項の申請ありたるときは海務局長は其の船舶の健康状態を檢閲し第五號書式の健全證書を交付すべし

第二十二條 港内に入港せむとする船舶にして常用の外に爆發物若は容易に燃焼すべき物件を搭載せるときは旅順港規則第四條に據り表示すべき信號の外晝間は赤旗夜間は紅燈を前橋又は見易き場所に掲げ西港以外の第三區(知港事の指示ある)に在りて海務局吏員の指揮を受くべし但し特に許可を得たるものは此の限に在らず
前項の爆發物と稱するはプラスチックセラチン、彈藥包、爆發管、ダイナマイト、煙火導火管、セリケナイト、ナイトログリセリン、火藥、棉火藥、無煙火藥、雷管の類を謂ひ容易に燃焼すべき物件と稱するは生石油(アルマ油、ラングリン)石油、ナフタ、的列竝底油、依的兒、偏蘇兒、石油偏陳、アセトン、酒精及硫火炭素の類其の他華氏九十五度以下の熱度に因り發火すべき氣體を發するものを謂ふ

船舶に備付けたる大砲一門毎に火藥五十發分導火管數七十箇、小銃一挺毎に彈藥百發分雷管百五十箇及積載船舶相當量の信號用榴彈火箭、煙管、救命焰等にして適當に格納せられたるものを除くの外爆發質の物件は總て之を常用外と見做す

容易に燃焼すべき物件は船舶所用の目的を證明し得るもの、外總て之を常用外と看做す

第二十三條 (大連港則第二十五條に同じ)

第二十四條 (大連港則第二十六條に同じ)

第二十五條 (大連港則第二十八條に同じ)

第二十六條 (大連港則第二十九條に同じ)

○旅順港取締規則

二一九

○旅順港取締規則

一一一〇

第二十七條 (大連港則第三十條に同じ)

第二十八條 船舶は港内に於て棧橋又は浮標に繫留する場合を除く外總て雙錨を投じて碇泊すべし錨には浮標を附すべからず

第二十九條 (大連港則第三十二條に同じ)

第三十條 港内運航中の船舶は針路を保つに必要な速力に止むべし前項の船舶は總て追越をなすべからず但し汽艇其の他の小廻船にして危険の虞なき場合は此の限に在らず

第三十一條 港内に於ては別に指定したる區域の外許可を受くるに非ざれば漁撈採藻をなすことを得ず

第三十二條 港内に於て濫りに水泳をなすべからず但し外國軍艦は此の限にあらざる外國軍艦にして其の乗員に水泳をなさしめむるときは救命艇に竿を樹て之に救命浮標を掲げ其の救助艇と該艦の首尾とを接合したる直線以内を水泳區域となすべし船舶は水泳區域を運航すべからず

第三十三條 繫留の爲設置したる浮標其の他の營造物の外船舶其の他の物件を繫留することを得ず

第三十四條 浮標、立標其の他の營造物を毀損又は滅失せしめたるときは其の損害は船舶に在りては當該船長をして之を辨償せしむべし

第三十五條 (大連港則第三十八條に同じ)

第三十六條 (大連港則第三十九條に同じ)

第三十七條 郵便物搭載の船舶は入港の時より郵便物陸揚を終るまで郵便旗を掲ぐべし

第三十八條 (大連港則第四十條に同じ)

第三十九條 (大連港則第四十一條に同じ)

第四十條 (大連港則第四十二條に同じ)

第四十一條 (大連港則第四十三條に同じ)

第四十二條 本令中第十六條乃至第十九條第三十八條の規定は第一區及第二區に第六條乃至第十三條第二十六條第二十七條第二十九條第三十條第三十三條第三十四條第三十九條

第四十條の規定は旅順港細則第七條の海面に第七條第十條乃至第十三條第十六條乃至第十九條第二十三條第三十七條乃至第四十條の規定は西港以外の第三區に之を準用す

第四十三條 本令中第二條第六條第一項第八條第九條第十五條第十六條第二十條第二十八條第三十條第三十二條第三十三條第三十五條第三十六條の規定は外國の軍艦に之を準用す

第四十四條 外國の軍艦にして本令第十五條第一號乃至第三號の事實あるもの又は第十六條の患者を發生したるときは港務局長は艦長と協議し本令の規定に準し處分するものとす

旅順港取締規則

○旅順港取締規則

一一一一

○旅順港取締規則

第四十五條 本令第十條乃至第十三條は汽艇支那形船及その他の小廻船に適用せず

第四十六條 旅順港境域内に於て左の事項を新營又は變更移轉せむとする者は關東都督の許可を受くべし

一 棧橋の架設及埠頭の築造

二 河床の變更河川海面の埋立浚渫海岸の掘鑿及河岸に於ける石垣の築造

三 道路運河溝渠墜道の開通及橋梁鐵道の架設

四 地盤の開鑿及埋築

五 森林の伐採

六 旅順港の水域内に發着すべき海運營業

七 浮標立標其の他航路標識の設置

八 第一區第二區及西港の沿岸にして水面又は海軍用地を距る七百五十間以内に於ける家屋倉庫及諸般の築造物の新築

第四十七條 本令に違反したる者は貳百圓以下の罰金又は科料に處す

船舶に在りては前項の規定は船長又は船長に代り其の職務を行ふ者に之を適用す

前項に據り科したる罰金又は科料及本令に據り負擔すべき費用を完納するか又は相當の擔保物を提供するにあらざれば其の船舶の出港を許さず

(三五) 牛莊港港則

(一九一四年二月) 牛莊港稅關制定

第一條 本港則に於て船舶と稱するは西洋形船舶を謂ふ支那形船は單に西洋形船舶と共に事に従ふ時適宜の管制を要する際のみ本港則に據りて處理せらるゝものとすし其の他の場合に於ては總て特別章程に據るべきものとす

第一章 錨地

第二條 西洋形船舶の錨地左の如し

甲 左記の(乙)(丙)に規定せる船舶の外は總て老爺廟(Middle temple)(稅關旗竿より西方約一哩にあり)の對面より南滿洲鐵道會社の新埠頭(稅關旗竿の東北東方約一哩にあり)の對面まで

乙 礦油を搭載せる船舶は港長の指定せる區域

丙 爆發物を搭載せる船舶及び検査を受くべき船舶は(甲)錨地の下流一哩

(甲) 錨地の限界外に碇泊し荷役を爲さんとする船舶は其の趣旨を稅關官吏に申請し其の許可を得ざるべからず

第三條 錨地に入らんとする船舶へは錨地指定官吏乗船し各其の錨地を指定すべし

第四條 船舶は港長の指令に依りて雙錨泊をなすべきものとす而して船舶は港長より特別

○牛莊港港則

の認可を得る時の外其の錨地を變し若くは其の錨地より離るゝを得ず但し出港に際し既に出港許可證を得たる時は此の限にあらす又港長より其の錨地を變移すへき要求ありたる時は之を履行せざるへからす

第五條 錨地の申請若し錨地變更認可の申請は船舶所有主、船長若くは代理者船舶會社の代理者若くは主任水先人より港務局へ爲すへし然る時は錨地に關する必要の指令を交付すへし

第二章 彈藥類

第六條 高度の爆發物若くは高度の爆發物として使用せんかため特に製出したる物品、百听以上の炸藥用(裝填したる否に關せず)普通火藥、五萬發以上の小銃藥包、裝填火藥の總量百听に超過せる火工品を搭載せる船舶は(甲)錨地の下流一湮の處に碇泊し其の前檣頂に紅色旗を掲揚すへし

前項の如き爆發物を積載せんとする船舶も同一の手續を履行すへし

第七條 軍艦若くは官有船にして前條の如き爆發物を處理せしむるに各其の乗員のみを以てし且一名の士官をして之を監督せしむる時は港長に申請の上(甲)錨地限界内に於て爆發物を積入れ若くは他艦船に轉載するを得へし

第八條 第六條に擧示せる物品を搭載して本港に入泊したる船舶より該物品を受載せん

するライタ―若くは舟艇は必ず嚴密なる被覆裝置を備ふるを要す而して右の如きライタ―若くは舟艇該物品を受領したるときは之を甲板下若くは被覆物下に格納せざるへからす

右の如きライタ―若くは舟艇爆發物を搭載して牛莊錨地を通航する時は長六尺幅四呎より小ならざる紅色旗を其の甲板若くは船室の最高部上十二呎より低からざる處に掲揚すへし

第九條 税關官吏の許可を得るにあらすんは如何なる種類の爆發物をも牛莊附近の遼河若くは其の屬流の河岸或は其の附近に收藏するを得す

第三章 礦油等

第十條 燈用石油若くは其の他高度の引火性を有する貨物を搭載せる船舶は港長の指令に依り該貨物を處理すへし

艙内に礦油を滿載せる汽船は其の營める貿易上に必要な條章を遵守すへし

第十一條 爆發物、燈用石油若くは其の他高度引火性を有する貨物を搭載せる船舶の舷側に達するライタ―若くは舟艇は炊爨用若くは其の他の用途に於ても一切火を用ふるを得す又喫煙を爲すを得す右の如きライタ―若くは舟艇に右の如き貨物を收藏する期間も亦然り

第四章 傳染病

第十二條 船内に傳染病患者若しくは傳染病疑似患者ある船舶及び船舶にして其の最後寄泊港出發以來其の船員若しくは船客内に傳染病に因り若しくは傳染病疑似症に因り死亡したる者ありたる者は(甲)錨地の下流一湮の處に碇泊し本港の衛生委員より檢疫許可證を交付せらるゝまでは日出より日没まで檣頂に檢疫旗即ち萬國船舶信號のQ旗を掲揚せざるべからず又檢疫許可證の交付せらるゝまでは右の如き船内の何人も本港の港長若しくは衛生委員より認許を得るにあらすんば船内を離るゝを得ず

傳染病流行地と宣言せられたる港より著港したる船舶は檢疫規則に従ふて諸事を處理すべし

第五章 水道の保護

第十三條 港長の認可を経るにあらすんば廢船若しくは浮橋を繫留し若しくは繫留具を碇置し杙柱類を埋置し埠頭突堤若しくは沿岸遊歩道を築出し其他本港水域を減縮するか如き工事を施行するを得ず

第十四條 一切の浮標及び繫留具は港長の管理に屬す故に浮標及び繫留具にして港内の水路を阻礙するか如き位置に設置せるもの或は錨地の餘積を減少するか如く設置せるものは港長之を隨時轉置せしむるの權能を有す

浮標若しくは繫留具の所有者にして港長よりの指令に依る移轉を拒否し若しくは其の指令に應ずる作業を怠慢に附するか如き場合には港長は任意に之を轉移し其の費用を各其の所有主に負擔せしむることを得

第十五條 バラスト、灰燼、塵芥、殘屑物、廢棄物等の掃除其他に因り生じたるものは河中に投棄すべからず

灰燼若しくは其の他の塵芥等を排棄せんことを欲する船舶は前檣に萬國船舶信號のY旗を掲揚すべし然る時は特許受灰舟は船舶に來り規定の料金を徴して其の灰燼を受載し去るべし

第十六條 船舶港内若しくは港への通路中に難破し之のため航海上に危険を及ぼし而かも港長の指定せるか如き適宜なる時期中に該難破船除去に著手せざる時は税關の海事局に於て之を轉置若しくは破毀すべし

第六章 雜件

第十七條 船舶は海上衝突豫防法を遵守すべし

第十八條 船舶は其の駛走速度の過大なるかため海岸に磯浪を起し適宜に固定せる荷役艇若しくは荷役舢板に危害を及ぼすか如き速度を以て港内を駛走すべからず

第十九條 船舶は其の錨地より移動するに必要なる時期外に其の索條を浮標、埠頭若しくは

○牛莊港港則

他船に取り放し置くべからず

第二十條 船舶は常に錨鎖を解擲し又は延出するに差支へざる丈けの人員を留め置くべし錨鎖は常に之を揃ましめ若くは拗らしむべからず

第二十一條 河内に氷浮流する時は汽船は汽力を保持し以て浮氷の爲め錨鎖切斷又は走錨に依り自己の船舶を損傷し或は他船を損傷するか如きことなき様充分注意を拂ふべし

第二十二條 埠頭若くは浮棧橋に繫留せんとする船舶は各其の附近埠頭、浮棧橋若くは所有物へ近寄るべき水路を阻礙し若くは該埠頭或は所有物の界域に侵入するか如く繫留するを得ず但し附近埠頭若くは所有物の所有主より各其の界域に侵入するの認可を得たる者は此の限にあらず

第二十三條 船舶浮棧橋若くは埠頭に横著する際船舶間或は船舶より浮棧橋、埠頭若くは陸岸へ舷門若くは甲板より棧橋を設置せんとする時は之を堅固に構造し夜間は各船舶より適宜の看守を置き不意の災厄起りたる時に告知し救助を爲すに差支無からしむべし

第二十四條 汽笛若くは霧角は海上衝突豫防法に據りて信號する時若くは船舶に危険を急報する時の外は吹鳴するを得ず

第二十五條 軍艦の外スウインゲンブームを使用するを得ずスウインゲンブームは日没より日出までは收納するを要す

第二十六條 商船は港内に於て砲銃を發するを得ず

第二十七條 船長は支那水上警察官の職務執行上に關し常に適當の便宜と補助とを爲すの責務あるものとす

第二十八條 ライター其の他の舟艇を船舶に繫止するには他の舟艇若くは船舶の港内を通航するを阻礙するか如き方法若くは隻數を以てすべからず

第二十九條 旅店の引客者を載せたる舢板は税關官吏の乗船したる後にあらずんば引客者をして乗船せしむるを得ず而して船長は専心港務官に助力して此の規程を遵守せしむべし

第三十條 港内の船舶内に火災起りたる時は火災中に在る船は勿論其の上流及び下流にある船舶は直ちに警鐘を鳴らし火災中にある船舶及び其の上下流にある船舶は晝間は萬國船舶信號のNH(火災)直ちに救助を要すを掲げ夜間は燈光を連續上下すべし

第三十一條 此の規程を犯したる船舶は其の犯行を戒飭し若くは各其の本國の有司に依り處分せられたる後にあらずんば税關官吏は其の入港、出港若くは其の荷役を許可せざるべし

○牛莊税關告知

- 一 當税關には入港船舶の出發港を港内各當事者に知らしむるため各其の出發港信號を規程しあるか故に各船舶は本港に近寄る時該信號を掲揚せんことを乞ふ
- 二 船舶岩石淺灘等の如き航海上の新危険を發見するか若くは斯種の通報を得たるときは

○牛莊税關告知

○税關告示内國水面汽船運航許可證に就て

二三〇

港務局に報道せんことを乞ふ

- 三 船長若し水先人に對し不滿の點あらば書類を以て之を港長に提供せられんことを望む
- 四 港務局には各口巡工司告示並に支那海に關する水路告示各一切を備へあり隨時就いて見るを得

- 五 船舶は順潮に乗じて船舶間を帆走若くは汽走せざるを可とす斯くの如くするは甚た危険なり大潮の時は特に然りとす

- 六 當税關にて規定せる港内信號左の如し

- B 爆發物を載せあり 税關官吏を要す
- G 醫師を要す
- NH 火災あり 水船を要す
- P 出港せんを要す
- Q 檢疫を要す
- R 水船を要す
- Y 灰舟を要す

○牛莊税關告示内國水面汽船運航許可證に就いて

船舶外國港灣に向け牛莊港を出港の結果無効となれる内國水面運航許可證の再發行を請求するときは香港兩十兩を徴收す

支那沿岸港に向け出港の爲め停止せる該證の再發行の場合には料金を要せず

○牛莊門洲水深信號

漲潮中は其期間橋頭に球形象一箇を掲揚すへし

牛 莊 門 洲 水 深 信 號					
水深呎	牛 莊 門		水深呎	洲	
	東 腕	西 腕		東 腕	西 腕
12		●●	8		●
13	●	●●	9	●	●
14	●●	●●	10	●●	●
15	●●	●●	11	●●	●

○牛莊門洲水深信號

二三二

牛莊門洲水深信號					
水深呎	西腕	東腕	水深呎	西腕	東腕
20	●		16		●
21	● ●		17	●	●
22	● ● ●		18	● ●	●
23	● ●	● ● ●	19	● ●	● ●

(三六) 青島港則拔萃

(大正四年八月 軍令第五四號)

第一條 旭岬角[His]とマイル岬角とを連ぬる一線以北にして高山(孤山)西方突角とクレ

ン岬角とを連ぬる一線以南の水域を青島港とす

第二條 青島港内遊内山より正南(磁針方位)に引きたる線以東を外港と稱し其の他を内港と稱す

第三條 内港を分ちて左の五區とす

第一區 大港防波堤突端と第一埠頭突端とを連たる一線以内にして第四區を除く水域

第二區 小港入口兩突堤兩端を連たる一線以内の水域

第三區 船渠港西方突堤北端より大港第一埠頭西端とを連たる一線以内の水域

第四區 大港造船場埠頭東端と其の北方棧橋南端を連たる一線以内の水域

放泊區 前諸區以外の水域にして大港出入航路以外の水域

第四條 (略)

第五條 内外國艦船は總て帝國官憲の許可あるに非されは青島港に出入することを得ず

但し帝國陸海軍所屬艦船は此の限に在らず

第六條 外港及放泊區を艦船自由泊地とす

第三區及第四區は帝國陸海軍所屬艦船及港務部長の特許を受けたる船舶、船舟に限り出入することを得

第七條 青島港には日没より日出まで船舶の出入を禁す但し特種の場合又は港務部長に於て許可せしときは此の限に在らず

○青島港則拔萃

二三四

第八條 青島港に出入する艦船は成るべく塔連島に近く航行し晝間は其の國籍を表明する旗章及萬國船舶信號に依り各自の艦船名を表示し燈臺に通告すへし

青島港内を運航する艦船は特別の規定あるものゝ外晝間は其の國籍を表明する旗章及萬國船舶信號に依り各自の艦船名を表示し夜間は海上衝突豫防法に規定したる燈火を掲ぐへし

第九條 (略)

第十條 入港艦船は外港に假泊又は停止し港務部官吏の臨檢を受け第一號書式(略以下同(じ))の交通許可證を受くるに非されは陸地又は他船と交通し船客船員の乗陸物件の陸揚を爲すことを得ず但し帝國陸海軍所屬艦船及港務部長より豫め許可を受けたる船舶は此限に在らず

第十一條 總噸數八百噸以上の船舶は水先人の水路嚮導あるに非されは大港に出入することを得ず但し港務部長に於て必要なしと認むる場合は此の限に在らず

總噸數八百噸未満の船舶と雖港務部長に於て必要と認むるときは前項の規定に依らしむることを得

水先人艦船に乗込みたる場合と雖艦船の指揮は艦長又は船長の責任とす

第十二條 外港より大港に入らむとする艦船は青島見張所(神尾山上)の旗竿に附圖(略以下同(じ))第一に示す出港旗の掲揚しある間は大港口外方航路浮標(HE-3, HE-4)以西の海面に於て航路の妨害ならざる位置に待合すへし

前項出港旗の掲揚しある場合と雖大港を出てむとする艦船を認めたる場合亦同(じ)

第十三條 大港より出てむとする艦船は青島見張所又は大港見張所の旗竿に附圖第二に示す入港旗の掲揚しある間は出港することを得ず

第十四條 二隻以上の艦船同時に大港に入らむとするときは青島見張所又は大港口見張所の旗竿に入港旗と共に符字信號を掲げられたる艦船より順次に入港すへし

第十五條 二隻以上の艦船同時に大港を出てむとするときは青島見張所の旗竿に出港旗と共に符字信號を掲げられたる艦船より順次に出港すへし

第十六條 船舟は大港内及び大港口より其の外方航路浮標(HE-3, HE-4)に至る水面並小港内を運航する艦艇船舶に對し其の航路を讓るへし

第十七條 (大連港則第九條に同し)

第十八條 (大連港則第十條に同し)

第十九條 (大連港則第十二條に同し)

第二十條 (大連港則第十三條に同し)

第二十一條 青島港に常時碇泊する船舶、船舟(陸海軍所屬船舶船舟を除く)は第八號書式の船舶碇泊願書二通を港部務に提出して許可を得附圖第四に示す標旗を受け常に之を後檣に掲揚すへし

○青島港則拔萃

二三五

常時碇泊の要已みたるときは第十號書式の届書を港務部に提出し標旗を返納すへし

第二十二條 港務部長に於て必要と認むるときは在港船舶、船舟に錨地變換其の他の處置を命じ又は船舶船舟の運航を停止するを得

第二十三條 港務部所屬船舶船舟には附圖第五に示す旗を掲ぐ

第二十四條 港務部所屬の浮標に繋留せる船舶天候其他事故の爲め投錨せむるときは先づ錨鎖を延し該浮標を繋維する錨に害を及ぼさるに至りて投錨すへし

第二十五條 貨物の積卸は港務部の特許を受けたる場合の外日没より日出まで之を爲すことを得ず但し軍需品及旅客の携帶品は此の限に在らず

第二十六條 港務部に於て指定したる地點の外貨物の積卸を爲し又は船客の上陸若は乗船を爲すことを得ず但し帝國陸海軍々人軍屬の上陸乗船及軍需品の積卸は此の限に在らず

第二十七條 港内の埠頭及棧橋には上陸乗船又は物件積卸のときの外帝國陸海軍所屬艦船以外の艦船を繋維すへからず但し特に許可されたるものは此の限に在らず

第二十八條 第一區乃至第四區沿岸に於ては該沿岸使用の關係部隊の承認を得ずして船舟を陸揚し又は物品を集積すへからず

第二十九條 左の各號の一に該當する船舶は港外三海里の地より檢疫信號を掲げ旭灣(一)に假泊し港務部長の指示を待つへし
該船舶は第一號書式の交通許可證を受くる迄檢疫信號を掲ぐへし

一 現に傳染病若は之に疑はしき患者又は死者あるもの

二 航海中傳染病者若は之に疑はしき患者又は死者ありたるもの

三 傳染病流行地を發し若は其の地を経て來航し又は傳染病毒に汚染したる艦船と交通し其の他傳染病毒に汚染したる疑あるもの

傳染病と稱するは虞列刺、痘瘡、猩紅熱、バスター、黃熱を謂ふ

第三十條 青島港内に於て前條の傳染病及赤痢、腸窒扶私、バラ窒扶私、發疹窒扶私、實布埜利亞、流行性腦脊髓膜炎、麻疹又は之に疑はしき患者を發生したるときは檢疫信號

を掲げ港務部官吏の指揮を受け更に交通許可證を受くるに非されは陸地又は他船と交通し船客船員の上陸物件の陸揚を爲すことを得ず入港後傳染病毒に汚染し又は汚染の疑ある事實を發見したるとき亦同じ檢疫信號は晝間は船舶の前檣頭に黃旗を夜間は同所に紅

白二燈を上下に連掲するものとす

第三十一條 港務部長に於て必要と認むるときは船内に臨檢し船員及船客の健康診斷を施行し消毒又は隔離若は其の他の處分を爲すことを得

第三十二條 船舶に於て死亡者を生じたるときは直に港務部に届出つへし

第三十三條 港務部長は船舶船舟に對し左の處分を爲すことを得
一 現に傳染病患者又は死者あるものは停船を命じ患者死者の處分を指示し船舶其の他の物件の消毒方法又は鼠族驅除を施行し且必要ありと認むるときは一定の期間船客船

員を檢疫所又は船内に停留すること
二 (以下八迄略)

第一號の停船期間は消毒の施行を終りたる時より起算しハストは十日間は虎列拉黃熱は五日間とす但し第三號の場合に於ては傳染病流行地を發し若は其の地を經過し又は傳染病に汚染したりと疑ふべき事實ありたるときより起算す

第三十四條 船舶船舟に於ける傳染病者は隔離病舎に收容し其の者に對しは健康診斷を行ひ停船期間船内に居住せしむ但し豫防消毒上必要あるときは隔離所に收容することあるへし傳染病者の死體は消毒の上火葬に附すへし

第三十五條 (略)

第三十六條 船舶船舟は健全證書の交付を港務部に申請することを得
前項の申請ありたる時は港務部長は其の船舶の健康状態を檢閲し第七號書式の健全證書を交付すへし

第三十七條 入港艦船にして獸疫を發生し又は獸疫流行地を出發若は經由したるものは入港後直に船長より獸疫報告書を港務部に提出し檢査を受け許可證を受けたる後に非されは牛、馬、羊、豚、犬及其の屍體、皮革、骨等を他船に積換へ又は揚陸することを得す
本則に於て獸疫と稱するは牛疫、皮鼻疽、炭疽及流行性鷲口瘡、羊痘、豚虎列刺、豚羅斯、狂犬病とす

第三十八條 港務部長は獸疫に罹り又は其の感染の疑ある獸類ありたるときは之を撲滅、燒棄又は指定の場所に送致せしめ若は一定の期間獸畜を檢疫所又は船内に之を繋留せしむることを得
前項の檢疫に要する繋留期間は消毒の施行を終りたる時より起算し牛疫、皮鼻疽は二十日間炭疽、流行性鷲口瘡は七日間とす、但し獸疫流行地を出發し若は經由し又は傳染病毒に汚染したる疑あるものは各其の事實ありたるときより起算するものとす

第三十九條 牛羊及其の他の獸類又は其死體、生肉、皮革、毛骨類及び襪襪、古綿、古衣古皮、革、古羽毛、古敷物、古麻袋、古紙等の物件を搭載せる船舶に對し港務部長に於て必要と認むるときは何時にても臨檢し消毒物は隔離其の他の處分を爲すことを得

第四十條 青島港及之に注入する河川溝渠には傳染病者の排泄物病毒汚染の疑ある物品其の他健康に害ある一切の物件を投棄することを禁す

第四十一條 船舶船舟物件の消毒費停留人の食費患者死者に關する費用は船長又は其の代理者より之を納付すへし

第四十二條 消毒並隔離中の艦船は檢疫信號を掲ぐへし但し本信號を掲ぐるを得ざる艦船は標札其の他便宜の方法を以て之に代ふることを得

第四十三條 檢疫信號を掲ぐる船舶、船舟港務部長の命令又は許可を得て港務部其の他に至るときは其の乗用船舟に同信號を掲げ且船舟員をして他の艦船又は陸上と交通せし

○青島港則拔萃

へからす

第四十四條 青島港地方に於て傳染病流行の際來港の艦船に對し地方不健康を知らしむる爲該艦船の青島港内に進入後約十分間青島見張所旗竿に檢疫信號を掲げしむ

第四十五條 青島港内に於ては禮砲號砲及港務部長の許可を得たるもの、外火器又は爆發物の發射發火を禁す

第四十六條 船舶にして常用外の爆發物又は容易に燃焼すへき物件を搭載せるときは日出と日没との間はBの信號旗日没と日出との間は紅燈を前橋又は見易き場所に掲げ外港に在て港務部官吏の指揮を受くへし
前項の物件は通常外港に於て積卸するを例とす但し特に許可を受けたるものは此の限に在らず前項の爆發物と稱するは硝酸類を主とする有煙火藥、純硝化纖維素を主とする無煙火藥又は純硝化纖維素とナイトログリセリンとの結合物を主とする無煙火藥の類、雷酸鹽(雷汞)の類、其他起爆劑ナイトログリセリン及之を主とする爆發藥(各種ダイナマイト)の類、硝酸アンモニア若は硝酸鹽を主とする爆發藥又は爆發の用途に供する棉花藥芳香系列の硝化酸及之を主とする混和物(ナイトロベンジン、ナイトロナフサリン、ナイトロトリユオール、ピクリン酸及ピクリン酸を主とする)の類火藥若は爆發を裝填したる彈丸若は水雷々管信管爆管門管緩燃導火線(一尺の燃焼時間十秒以上を有するもの)速燃導線又は煙火其他火藥若は爆發藥を使用したる火工品但し玩具用普通火工品を除くの類を謂ふ雷管又は信管を裝置したる導火線は雷

管又は信管と看做す容易に燃焼すへき物件と稱するは生石油(ブルマ油、ロツケ油、ラナフタ、的列竝底油、依的兒、ベンゾール、石油ベンジン、アセトン、酒精及硫化炭素の類其他華氏九十五度以下の熱度に因り發火すへき氣體を發するものを謂ふ)船舶に備付たる火砲一門毎に五十發分導火管類七十箇小銃一銃毎に彈藥百發分雷管百五十箇及積載船舶相當量の信號用榴彈火箭煙管救命焰等にして適當に格納せられたるものを除く外爆發質の物件は總て之を常用外と看做す
第四十七條 前條に規定せる爆發物又は容易に燃焼すへき物件を積卸せむとする船舶船舟は其の品名數量を港務部に届出て特に指定せられたる場所に就きたる後に非されは之を取扱ふことを得ず

前條の物件取扱中又は制規の格納所以外に前條の物件を積載する船舶在港中は航行又は碇泊の如何に關せず前條に規定せるB旗又は紅燈を揚ぐへし

第四十八條 火氣を有する船舟にして萬國船舶信號B旗又は紅燈を掲揚する船舶の近傍を運航する場合には安全なる距離を保ち成るべく風下側を運航すへし若し止むを得ず風上側を運航する場合には充分安全なる距離を保つへし

第四十九條 總て船舶は港務部長に許可あるもの、外火藥庫を距る百三十間以内に入ることを禁す汽鐘點火中の小蒸船其他火氣を有する一切の船舶船舟亦同し
第五十條 艦船より通信の爲青島見張所を呼稱するには萬國船舶信號D旗を掲揚すへし

○青島港則拔萃

○青島港則拔萃

二四二

第五十一條 在港中の船舶、船舟火を失したるときは救援の來るまで船鐘を打鳴すへし且

日出と日没の間にはN.M.の信號を掲げ日没と日出の間には斷へず紅燈を上下すへし

第五十二條 在港中の船舶憲兵の救援を要するときは日出と日没との間にはG.の信號を掲

げ日没と日日出との間には藍火又は閃火を示すへし

第五十三條 第一區乃至第四區並に幅濶せる艦船の近傍を運航する船舶、船舟は針路を保

つに必要なる速力に止むへし

前項の船舶、船舶は總て追越を爲すへからず但し汽艇其の他の小廻船にして危険の虞なき場合は此の限に在らず

第五十四條 青島港内及其の附近に於ては軍司令官の許可又は同意を得ずして左に掲ぐる諸項の新營又は變更を爲すことを禁す

- 一、防波堤棧橋又は埠頭の築造若は變更。
- 二、河床の變更河川海面の埋立淺濶海岸の掘鑿海岸石垣の築造。
- 三、浮標立標其の他航船標識の設置又は變更。
- 四、漁業權の設定。
- 五、水面又は陸海軍用地を離るゝ所定の距離以内に於ける家屋倉庫及諸般の築造物の新設變更。
- 六、下水吐出口其の他海面又は海底に於ける工作物の施設若は變更。
- 七、青島港内に發着すへき海運の營業

第五十五條 第一區乃至第四區の海面に於て許可なくして漁業採藻を爲すことを禁す

第五十六條 高山(孤山)西方突角馬蹄嶼燈臺西方七鏈舊(A)浮標游内山及會姓岬角の連結線

以内の海面並之に注流する水流には港務部長の許可を得るに非されば塵埃灰燼其の他一切の物件を委棄することを禁す

艦船にして塵芥灰燼其の他の物件を處分する爲船舟を要するときは萬國信號のE旗又は籃を掲ぐへし又塵受船には標識として圖(白)を灰燼船には同(赤)を掲げしむ

前項船舟に要する費用は船長の負擔とす

如何なる艦船と雖港内又は其の附近の公航路に妨害となるへき一切の物件を海中に投棄し又は慢に依り脱落せしめたるときは港務部長は該艦船に命し指定せる時間内に之を取除かしむ義務者其の義務を履行せざるときは港務部長は該艦船の費用を以て之を取除かしむることを得

第五十七條 青島港内並其の附近海面に於て艦船に危害を及ぼすの虞ある物件を委棄することを禁す

前條の委棄物あるときは港務部長は期間を指定し義務者をして之を取除かしめ又は破壊せしむることを得義務者其の義務を履行せざるときは港務部長自ら之を執行し第三者をして執行せしめ其の費用は義務者より之を徴收することを得

第五十八條 石炭其の他海底に積載すへき處ある物件を積卸せむとするときは之を水中に墜落せざることに注意すへし

第五十九條 内港に於て曳船を爲す場合は港務部長の許可を受けたるときの外左の制限に

○青島港則拔萃

二四三

○青島港則拔萃

二四四

従ふへし

- 一 端舟及び荷舟を曳くときは曳船の船尾より最後の被曳船の後端に至るまでの距離は六十間を超ゆへからず竹木筏其の他の物件を曳くとき亦同し
 - 二 端舟及荷舟は前號の距離を超へざる限り二隻つゝ並列して曳くことを得
 - 三 航洋船を曳く場合は一隻を超ゆへからず
- 第六十條 碇泊中の船舶船舟は其の後端に舳舟竹木其の他の物件を繫留し水路の妨害を爲すへからず

第六十一條 港内に於て多數の竹木筏其の他の物件を水上に卸さむとするときは又は繫留若は運航せむとするときは港務部長の許可を受くへし

前項の場合に於て夜間は海上衝突豫防法第五條第十條及第十一條の規定に準じ燈火を掲ぐへし

第六十二條 信號用浮標又は立標には鏈、鋼其の他の船具を繫くへからず

第六十三條 青島港内に在る港務部所屬の棧橋埠頭浮標立標其の他の營造物等を毀壞したる者は速に港務部に届出つへし前項營造物の修繕又は再設の爲必要な費用は之を毀損したる艦船をして支辨せしむ

第六十四條 港内に錨泊又は繫泊する船舶にして汽機汽鐘修理の爲十二時間以内に運航するこ能はざる工事を爲さむとするときは豫め着手及竣工期日を港務部に通知すへし

第六十六條 船舶、船舟は許可なく錨綱、潜水器等を用ひ港内の海中を掃探すへからず

第六十七條 所定區域外に於て許可なくして水泳することを禁す

第六十八條 港内に碇泊せる艦船に於て其の乗員に水泳を爲さしめんとするときは救助船に竿を樹て之に救命浮標を掲げ其の救助船に該艦船の首尾とを接合したる直線以内を水泳區域とすへし救助船を有せざるものは之に準すへき設備を施すへし陸岸より水泳を爲す場合には適用し得らるゝ限り前項に準すへし

第六十九條 前條の水泳區は公の航路に設くることを禁す

艦船は前條の水泳區域内を運航すへからず

第七十條 青島港則に掲ぐる禁示事項違反者又は嫌疑者を發見したる者は何人に限らず其の行爲に注意し速に港務部又は憲兵に通知すへし

第七十一條 (以下七十三條を略す)

第七十四條 軍司令官の許可を得ずして青島港内及其の附近の水陸の形狀測量、撮影、模寫、録取し又は地理案内等の圖書を發行するを禁す但し船舶運航の際行船に必要な鐘測は此の限にあらず

第七十五條 本則に違反したるものは貳百圓以下の罰金に處す

前項の規定は船長又は代り職務を行ふ者に之を適用す

右の場合に於ては港務部長は事由に依り船主に船長の交代を要求し一時入港の停止を命

○青島港則拔萃

二四五

○芝罘港則

二四六

するべきを得

第七十六條 本則に依り科したる罰金又は本則に依り負擔すべき費用を完納するか又は相當の擔保物を差出すに非されは其の船舶、船舟の出港を許さず
附則 書式及附圖は青島港務部に就き承合すへし

(三七) 芝罘港則

第一條 港内に底荷^{バラスト}を投棄す可らず船長本規程に違反して之を船外に投棄し若くは之を舟艇に卸したる後海中に投棄したるときは二百兩以下の罰金に處せらるへし
第二條 隨意に日曜日^{日曜日}に船員の上陸を許可す可らず之に違反したるときは五十兩未満の科料に處す本則違反の結果船員陸上に於て暴行をなし爲に財物に損害を被らしめたるときは其の所屬船長は其の損害賠償の責に任するものとす
第三條 特に許可あるもの、外港内に於て銃器を發す可らず之に違反したるときは二十兩の科料に處す
第四條 各船舶は出港前二十四時間内は出帆旗を掲揚すへし
第五條 支那と條約を締結せざる國の船舶は芝罘港則を遵守し之に規定せる罰則に服従するを條件とするときのみ芝罘に於て貿易を營むを得

芝罘税關規則 (一八六三年三月)

第一條 本港境域は芝罘半島の東端より崆峒諸島の北端に引き其より該諸島東端を経て正南に本陸迄引ける一線内とす
第二條 船長は稅務司に要求して其の許可證あるにあらすんは貨物又は底荷の積卸若くは積換を爲す可らず而して稅關事務に關する一切の件は之を稅務司宛と爲すを要す
第三條 前條の許可證は領事よりの着船報告又は其の船舶書類及び其の貨物の種類、數量、荷標等詳記せる輸入品目錄を稅關に提出せざる内は之を下附せざるものとす
第四條 第三條の所要書類は入港後四十八時間以内に差出すへし之を遲延したるときは通商條約の條規に基づき處罰せらるゝものとす
第五條 關稅は貨物陸揚の際若くは船舶へ積込前之を納付すへし
第六條 Hill Jettyの北東端に在る支那人居留地の起點との間を除く外貨物の陸揚を爲す可らず
第七條 出港免狀發行前規定の書式に依り輸出貨物目錄を稅關に差出すへし
第八條 貨物及び底荷の積卸は毎週日(日曜日を除く)午前六時より午後六時の間に於て之を爲すへし日曜日に於て之を爲さんとするときは特に其の許可を受くへし
稅關執務時間は午前十時より午後四時迄とす

○芝罘港則

二四七

芝罘港告示第一號

- 第一條 芝罘に入港せる船舶にして流行病患者又は同病疑似患者現にあり又は著港前十日以内にありたるもの若くは同病患者又は同病疑似患者の死體を搭載せるものを傳染病船とす
- 第二條 傳染病流行地を發し十日以内に本港に到着せる船舶を傳染病疑似船とす
- 第三條 本港に到着せる船舶にして傳染病船又は傳染病疑似船なるときは同病流行地より直航せるを標示する黄旗を掲げ Tower point の外方一哩の處に投錨すべし
- 前項の船舶は如何なる事情あるも醫官より健全證書を受くる迄は陸上を交通す可らず
- 第四條 傳染病流行地より本港に夜間到着せる船舶は崆峒島沖に投錨し翌朝天明後第三條の錨地に就くべし
- 第五條 何人とも雖も醫官の認許を得ずして傳染病船又は傳染病疑似船に赴き若くは之より退船す可らず又該船より貨物、手荷物等の陸揚を爲す可らず
- 第六條 船舶の検査は午前六時より午後六時の間に於て船舶著港後成るべく速に之を行ふべし
- 第七條 傳染病船に在りては醫官の指定に據り傳染病患者及び同病疑似患者全部の移轉又は隔離、同病毒汚染の死體の移轉若くは船内の消毒に關する處置を爲すべし而して該船

は其の消毒完了迄又は最後の患者移動の時より十日以内は検査所を離る可らず

第八條 傳染病疑似船に在りては其の検査中傳染病患者又は同病疑似患者をも發見せざるときは直に検査許可證を交付すべし一名たりとも傳染病疑似患者ありたるときは傳染病船として處置せらるるものとす

第九條 検査許可證を交付せられたる船舶にして芝罘港碇泊中更に傳染病船又は傳染病疑似船となりたるときは崆峒島に廻航し陸上を交通をなさず税關長及び其の關係領事との検査期間に關する決定を待つべし

第十條 税關長及び醫官は West beach に適當の場所を選み入港の「ベスト」患者を收容する病院の設備を爲すべし

第十一條 傳染病流行地より左記物品の輸入を禁止す
襪、古紙、生果、生野菜、土壤若くは肥土の附著せる一切の植物、棺、死體、及び肥土若くは沙、

第十二條 船舶の検査は無料なりと雖も船長又は其の船醫の要求に依りて特に醫務官の出張せるときは該出張醫官に一回毎に芝罘貨五兩を納附すべし

傳染病船より患者を病院に送る前其の船舶の船長又は代理者より患者入院料引受證を差出すべし船舶の消毒に對しては其の關係會社又は船長より其の使用消毒劑の原價を納附

○芝罘特定信號

二五〇

するものこす此の場合に於ては船長は代理店宛支拂命令書に捺印すへし
 第十三條 傳染病流行地よりの郵便行囊は醫官監督の下に薰蒸消毒の後揚陸するものこす
 各郵便局は前項の消毒劑を供給し若くは原價を納附すへし

(三八)

芝罘特定信號

(入港船に於て發航地を示す信號)

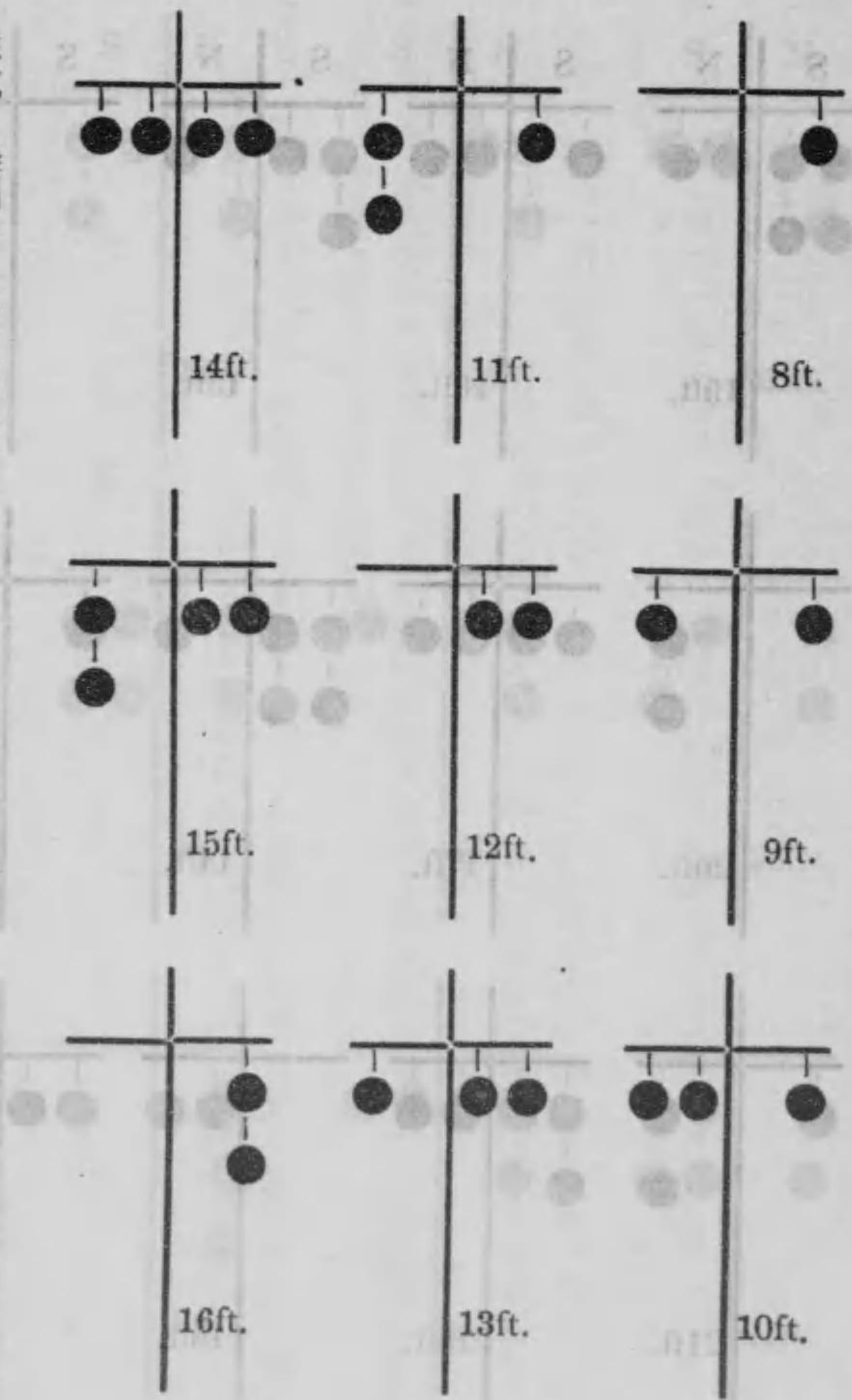
信號	發航地名	信號	發航地名	信號	發航地名	信號	發航地名
I	日本各港	Y	上海	S	仙頭	W	香港
F	露國各港	K	安東	Z	厦門	V	朝鮮
D	牛莊	H	大連	P	天津	T	福州
						A	威海衛
						C	旅順
						U	青島

夜間東方より來る船舶は赤燈。西方より來るものは綠燈を掲揚すへし

(三九)

太沽澗洲水深信號

海上より望見

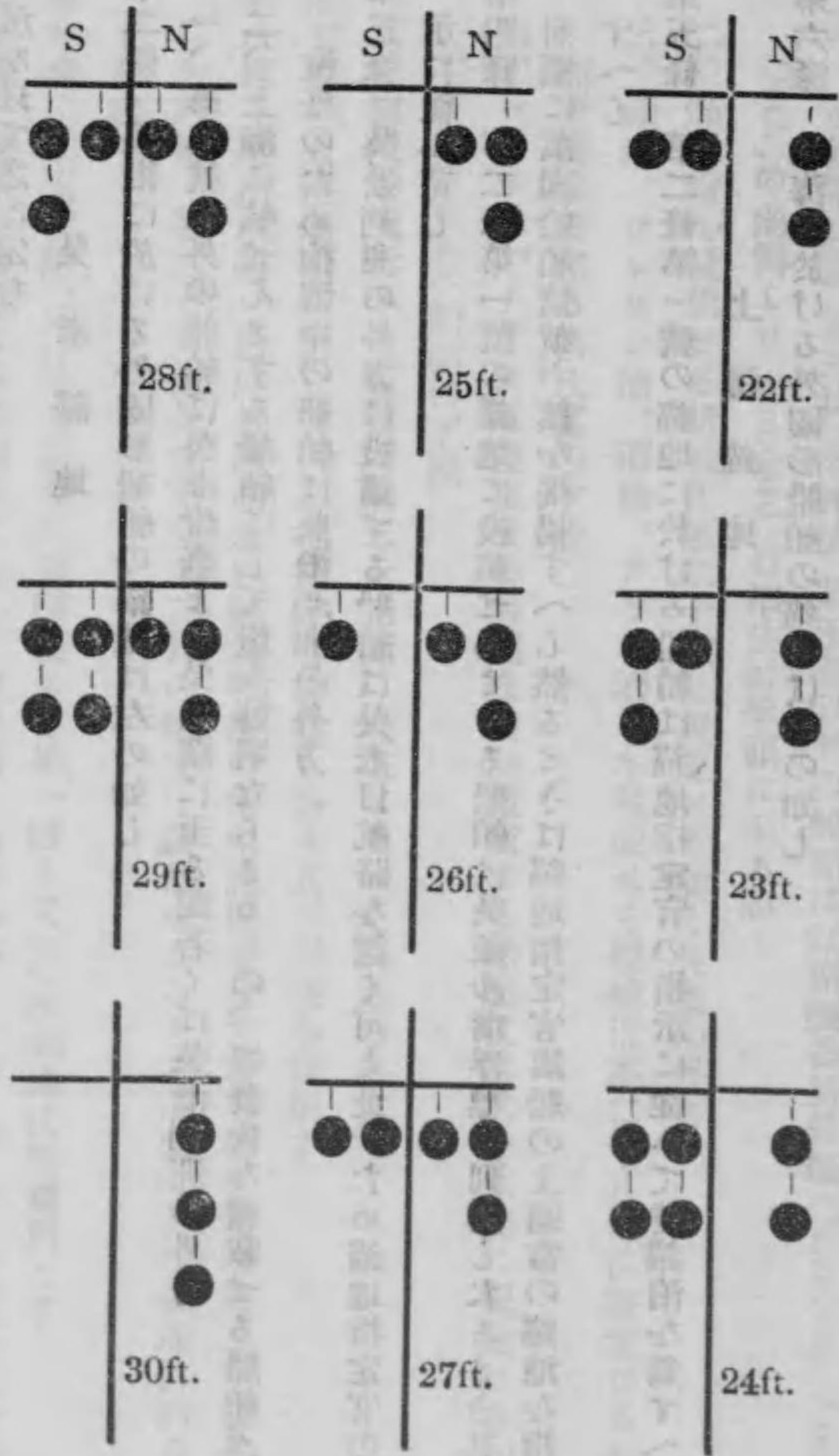


注意 漲潮中は其の期間檣頭に球形一箇を掲續すへし、半呎は斜桁端に球形一箇を掲けて之を示し斜桁端よりハーフマストとなしたる黒球は三吋を示す

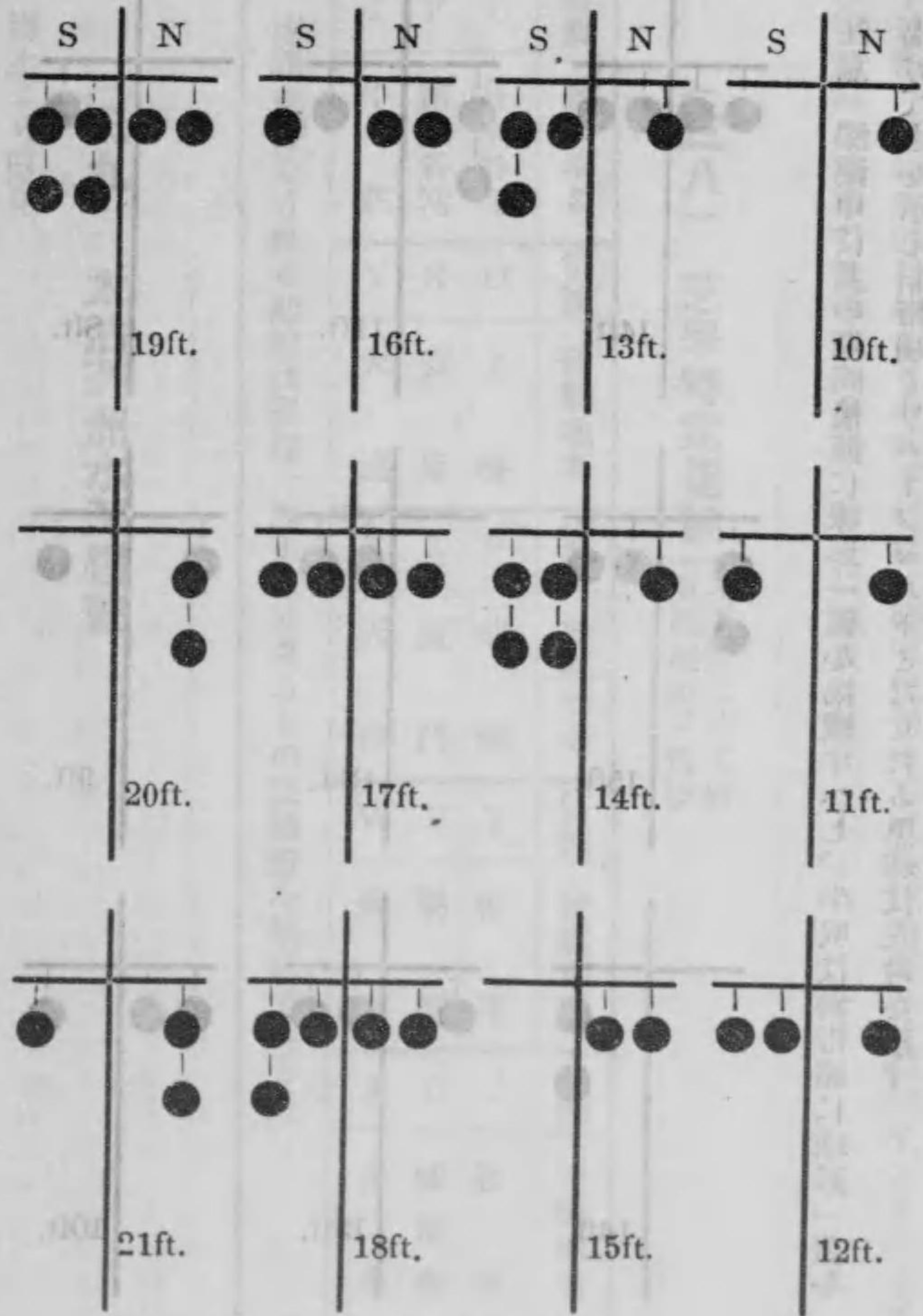
○太沽澗洲水深信號

二五一

注意 漲潮中は満潮に達する迄竿頭に球形一箇を掲揚すへし、半呎は斜桁端に球形一箇を掲げ之を示し其他の時数はマリヤット、コードにて之を示すへし
夜間は球の代りに燈火を用ふ



(四〇) 吳淞洲水深信號



(四一) 上海港港則 (一九一三年)

第一條 本港則に於て船舶を稱するは外國形船舶を謂ひ支那形船に對しては外國形船舶を關聯して荷役に従事し其の管理上必要な場合のみ本則を適用し其の他の場合は特別告示を以て之を定む

吳淞 錨地

第二條 吳淞に於ける外國形船舶の錨地は左の如し

- 一、第二號以外の船舶は吳淞燈臺より吳淞溪に至る間若くは吳淞洲の外方
- 二、上海に航せんとする船舶にして燈火鮮明ならざるもの、爆發物を積載せる船舶及び檢疫のため拘留中の船舶は吳淞洲の外方

第三條 吳淞洲の外方に投錨する船舶は吳淞口航路を避く可し此がため錨地指定官の指示に従ふ可し

第四條 第二條第一號の錨地に投錨せんとする船舶は吳淞沙嘴浮標に到達したるさき其の前橋に萬國船舶信號N旗を掲揚すへし然るさきは錨地指定官臨船の上適當の錨地を指示すへし

第五條 第二條第一號の錨地に於ける船舶は錨地指定官の指示に従ひて雙錨泊を爲すへし

上海 錨地

第六條 上海に於ける外國形船舶の錨地は左の如し

一、本條第二號、第三號、第四號、第五號以外の船舶は江南機器局船渠(Kiangnan Arsenal Dock)の南側より Standard 石油會社埠頭に至る間

二、爆發物を積載せる船舶は第二十條に規定せる如く吳淞の外方

三、鑛油、テレヒン油、酒精、アラク酒等を積載せる船舶は第二十八條に規定せる如く浦東側に於ける第八區の下流

四、ベンチン、ナフメ其他高度の易燃性を積載せる船舶は第二十九條に規定せる如く Cosmopolitan 船渠の下流

五、檢疫を受くべき船舶は第三十三條に規定せる如く吳淞の外方

第七條 入港船舶に對しては錨地指定官臨船し各々其の錨地を指示す

第八條 河用汽船、沿岸航汽船及び郵便汽船の常用錨地を有するものにして第二十條、第二十八條、第二十九條及び第三十三條の規定に該當せざるものは直に其の錨地に到ることを得

第九條 上流直路(Upper reach)(第四段より第一段まで)の四錨地は軍艦用とす

第十條 船舶は港長よりの指示に従ふて双錨泊し特許を得るにあらずんば其の錨場を變換す可らず但し出港免狀を得て出港する場合は此限に在らず

第十一條 錨場許可又は錨場變換許可は其の船長、一等運轉士若くは主任水先人より港務局へ申請すへし然るさきは錨場に關する所要の指示を與へらるへし

○上海港港則

二五六

港内航行規定

第十二條 船舶は海上衝突豫防法の規定を遵守せんことを要す
第十三條 船舶は其の喫水水深信號の表示する水深より大なる吃水を有するときは吳淞洲を横斷し若くは Astraea Channel を航過せんことを試む可らず但し左記の場合はこの限に在らず

注意―水深信號に依り表示せらるゝ水深より更に深き航路あることあり斯の如き航路は標識を以て示すを得ず

水深信號の表示する水深以上更に詳細を知らんことを欲する船長及び水先人は上海若くは吳淞に於ける港務局に要求すべし然るときは其の信號せる水深より深き航路を航過し得べき船舶の喫水を指示すべし

吳淞江内洲或は外洲に接近する船舶は必ず見張人を置くべし

潮流に溯航する船舶は先づ潮流に順航する船舶の通過するを待つべし

船舶の相前後して航行するときは後者は前者が先に洲を通過し得る様適宜速度を制限すべし右に規定せる見張は入江の船舶にありては吳淞江外洲の下方一哩より之を始め出江の船舶にありては高橋沙(Gough I.)の上方より之を始むべし

第十四條 吳淞溪(Kao Chiao creek (Kajau))の間にては曳船又は曳航中の曳船を除く外一切の汽船は他汽船を超越す可らず

第十五條 汽船其の他大形船舶は吳淞溪とスタンダード石油會社埠頭との間に於て投錨す可らず但し其の目的災厄を避くるにあるときは此の限に在らず

第十六條 船舶は進行中の保修工事若くは浚渫等に從事せる船艇近傍通航の場合は徐航すべし

第十七條 船舶スタンダード石油會社埠頭下流端の西方を航するに當りては其の船の操縦に必要な以上の速度を出す可らず

第十八條 船舶埠頭より舳艫繫泊浮標に移轉し若くは該浮標より埠頭に移轉し或は埠頭より振廻らんとするときは各々其の埠頭の旗竿に徑四呎の一黒球を掲揚すべし而して黒球掲揚後十分間を経過せざれば移轉若くは振廻を始む可らず

第十九條 港界内に於て曳航する曳船及び曳航する其の他の船艇は其の被曳船に對して充分の制御力あるものならざる可らず但し二隻以上の荷船若くは其の他の船艇を左右に並へて曳航するを得ず

彈藥

第二十條 船舶高度の爆發物若くは其の類の特製物、裝填彈百听以上の砲火藥、五萬發以上の小銃彈藥包其の他總計裝藥百听を超過する火工品を載貨として積載せるときは吳淞の外方に投錨して其の其前橋に紅旗を掲げ其の荷卸に關しては税關よりの指定を遵守す

○上海港港則

二五七

へし
船舶前項の如き爆發物を積載せんとするときは亦同じ但し上甲板より開閉し得べき海水嘴シロコックに依りて満水し得る様構造しある火薬庫に格納しある小銃彈藥包に對しては本條の規定を適用せず且斯の場合に於ける小銃彈藥包には數量の制限を附せず

第二十一條 軍艦其の他の官有船舶は港長に申請するときは港界内に於て爆發物を積載し若くは轉載するの許可を受くることを得但し士官指揮の下に該乗員に依りてのみ之を取扱ふ場合に限るものとす

第二十二條 舟艇を以て爆發物、砲銃又は彈藥を轉載せんとせば特殊免狀を得て之を爲すへし該免狀は舟艇所有者より其の使用すへき舟艇の登録番號を記載せる願書を港務局に差出すときは之を交付するものとす

第二十三條 爆發物を荷卸せんため江南造兵廠(江南機器局)に赴かんを欲する船舶は之を許可すへしと雖も先づ稅關官憲の許可を得るにあらすんは本則第二十條に規定せる限界内に入る可らず又江南造兵廠(江南機器局)に於て爆發物を積載したる船舶は該造兵廠と吳淞との間に碇泊することを得ず

第二十四條 荷舟若くは其の他の舟艇にして一定の甲板或は被覆物を有するものにあらずんは本則第二十條に記載せる物品を受載することを得ず而して其の甲板或は被覆物を有する荷舟若くは舟艇が斯かる物品を受けたるときは之を該甲板下若くは一定せる密閉所に格納す可し

第二十五條 其の船種の如何に關せず總て港内水面上を通過し爆發物を運搬するの船艇は其の前檣上又は最も見へ易き處に幅六呎横四呎以上の紅旗を掲揚すへし、若し其の運搬用荷舟若くは舟艇にして帆檣を具備せざるものなるときは甲板又は甲板室の最高部上より十二呎以上の高處に紅旗を掲揚すへし

第二十六條 爆發物を積載せる荷舟若くは其の他の舟艇は江南造兵廠及び陳家嘴(Chengka)間の何れの地點に於ても碇泊又は繫留することを得ず而して晝間にあらすんは此等の荷舟若くは舟艇解舟は前記限界内を通過す可らず且其の通過する時は汽力によりて自ら航行し又は曳船に依りて曳かるゝにあらすんは順潮時に於てのみ通過すへきものとす

第二十七條 如何なる種類の爆發物たりとも稅關官憲の許可を受くるにあらすんは吳淞江若くは上海附近の同江支流の岸上若くは此に接近せる場所に貯藏するを得ず

鑽油其他の油類

第二十八條 鑽油、テレピン油、酒精、又はアラク酒等を積載して入港する船舶は浦東側の南なる南馬頭埠頭(Nanmatou wharf)に繫留すへし而して其の載貨全部の荷卸を終る迄同所に止まるへし又斯る載貨を積載せんとする船舶は同載貨の荷卸を許可せられたる處に限り之を行ひ積載したる後同所より外洋に航進すへきものとす

○上海港港則

二六〇

船舶は何れの埠頭に於ても五十箱未満の石油の荷役を行ふことを得

油槽船は石油の貿易上慣例となれる一切の警戒を怠るべからず

第二十九條 ナフタ、ベンジン、エーテル 其の他高度の易燃物を積載し入港する船舶は Cosmopolitan 船渠の下流より内方に航進すべからず雖も港務長の特許を得たる場合には六十五加倫入三百「ドラム」若しくは之より少量のベンジンを積載せる船舶は第十一區に進航し第三十條に定めたる條件の下に洋涇江 (Yang King creek) の下流浦東側に陸揚し且同種の載貨を積載し下江することを得

第三十條 ナフタ、ベンジン、エーテル其の他高度の易燃物にして六十五加倫入四百五十ドラムを超過せるときは Cosmopolitan 船渠の下流浦東側海岸上に限り貯蔵することを得へし雖も港務長の特許を得たる場合には左の條件の下に第十一區内洋涇江の下流浦東側海岸上に於てベンジン其の他を貯蔵することを得

一、常時六十五加倫入四百五十ドラムを超過せざることを
二、前項ベンジン入ドラムは港務長の適當に認めたる倉庫に貯蔵せらるゝこと

第三十一條 爆發物、ナフタ、ベンジン等を積載せる船舶に横著せんとする荷舟其の他の舟艇は舟艇内に於て炊事用其他の用途に火氣を用ひ及び喫煙することを許さず又同種の貨物を積載したる荷舟及び舟艇も亦同じ

第三十二條 炭化カルシウム、鹽化カルシウム、鹽化加里、燐素、ミルベーン油、硝

酸、硫酸、サルファール、ナトリウム過酸化ソーダ、鹽酸其の他保險會社が甲板上に搭載するを要請するか如き調劑を積載せる船舶は浦東側に於て右の如き載貨の特殊倉庫ある處に碇泊すべし又同貨物を積載せんとする船舶は其の荷卸を許可せられたる處に於て之を行ひ之より直ちに外海に進航すべし

第三十三條 以下三十六條迄省略す

第三十七條 底荷、灰燼、塵芥、廢棄物、浚渫拾得物其の他の物品等を江内に投棄す可らず灰燼其の他の廢棄物等を棄却せんと欲するときは前橋頭に萬國船舶信號 Y 旗を掲揚すべし然るときは免許灰舟來船の上一定料金を受け之を引取るべし

第三十八條 港内若しくは其の附近に於て航海上危険なるべき沈船ありたる場合に於て港長の指定せる適應の期間内に之を除去を實行せざるときは税關海事局は之を除去若しくは破壊し其の所有者に其の費用を負擔せしむべし

雜 則

第三十九條 埠頭、浮棧橋、本江の兩岸及び船上に點燈せる孤狀燈其の他強力なる燈火は航海者を困却せしめさらんか爲め其の江に面する部を遮蔽すべし探照燈も亦航海を妨げざる程度に於て之を使用すべし

第四十條 霧笛若しくは霧角は海上衝突豫防法に従ひ信號を爲すか若しくは他船に危険を警告するの時に於けるの外之が吹鳴を嚴禁す

○上海港港則

二六一

○上海港港則

二六二

- 第四十一條 如何なる船舶も雖も港内に於て銃砲を發射す可らず
- 第四十二條 軍艦を除き一般船舶はスウキンゲンク、ブームを使用することを得ず而して軍艦のスウキンゲンク、ブームは日没より日出に至るの間之を取入る可し
- 第四十三條 總て船舶が其の錨鎖を整理し及び之を延出せしむるに足るべき人員を保留するを要す又錨鎖は常に之を揃まさる様なし置くべし
- 第四十四條 總て船舶は材木を海中に卸すに船舶が落潮流及び漲潮流の方向線以外に振廻はれるときは之を筏或は丸太舟として其の船尾に曳き置くべからず若し船舶が落潮流及び漲潮流と同一方向にあるときは筏或は丸太舟は該船より百呎を限りたる距離の間其の船尾に曳き置くことを得筏又は丸太舟は航路の妨害となるか如き状態に之を結合し置くべからず
- 第四十五條 荷舟若しくは其の他の舟艇は港内を通航する他船艇の自由航行を妨害するか如き状態若しくは數多連結して船舶に繋留すべからず
- 第四十六條 港内に碇泊せる船舶内に火災起りたる場合に於ては該船は勿論其の上下流に泊せる船舶は直ちに警鐘を打鳴し且該船(若し成し得可くは)及び其の上下流に泊せる船舶は晝間に於ては萬國船舶信號NH旗(火災あり直に救援を要す)を掲げ夜間は絶えず燈火を上下すべし又本江水上警察庫船及び最寄市街警察署に直に通報すべし
- 第四十七條 本則に違反せる船舶は違反の處分せられ若しくは各々其の所屬官憲により處分せらるゝまで税關より其の入港、荷役及び出港免狀の停止をなすものとす

告 示

- 一、本港信號法の規定に基づき特殊番號を附與せられたる船舶は入港の際同番號旗を掲ぐるを要す
- 二、各船長は岩、淺灘の如き航海上の危險物を發見せるときは之を港務局若しくは巡工司に通報せられんことを要す
- 三、船長にして水先人に對し不滿の點あるときは之を書面に認め港務長に差出すべし
- 四、總て地方港務告示及び海員に對する告示等は之を港務局に於て閱覽することを得べし而して該告示及支那海に關する一切の告示等は巡工司内公衆閱覽室に於て閱覽するを得
- 五、各船舶は順潮に乗じ他船舶間を帆走若しくは汽走するか如きは最も危險なるを以て之を爲すべからず殊に大潮時に於ては然りとす
- 六、左に掲ぐるものは呼出信號旗(支那各港用信號)にして上海に於て使用するものとす
- N、錨地指定官を要す L、税關吏を要す
- G、醫員を要す YN、警察官を要す
- Y、灰舟を要す NH、火災又は漏水あり救助を要す
- B、爆發物を積載す F、支那郵便局宛郵便物あり
- U、Shanghai Tug and Lighter Company. の曳船を要す

○上海港港則

二六三

○上海港及吳淞港改正檢疫規則

二六四

- X. Kochien Transportation and Tow-boat Company. の曳船を要す(上海自來水公司)
- R. Shanghai Waterworks Company. の給水船を要す
- I. Trench Waterworks Company. の給水船を要す
- Q. 檢疫を乞ふ

上海港及吳淞港改正檢疫規則

釋 義

- 第一條 本港檢疫官は其の任命を受けたる醫官を謂ひ本港檢疫官代理若しくは醫官は臨時各々其の任命を受けて服務する醫官を謂ふ
- 第二條 傳染病船とは該船が吳淞港外に到着せるとき若しくは其の到着前十日以内に於て船中に虎列刺、窒扶斯、黃熱或は「ペスト」の各患者若しくは此等の病毒に感染したる疑あるもの或は該病に罹り死亡せる死體及び該病毒に感染して死亡したる疑ひある死體を搭載せるものを謂ふ
- 第三條 「ペスト」病船とは前條記載せる如き傳染病船にして現に船内に發生中若しくは發生したる傳染病が黒死病なるを謂ふ
- 第四條 傳染病疑似船とは其の仲繼港に寄港したるを否に關せず總て傳染病流行地より出帆後十日以内に吳淞港外に到着するものを謂ふ
- 第五條 崇實沙 (Chungpeosha) 檢疫錨地とは崇實沙の南西にある錨地を謂ふ而して其の南

西方限界は二箇の白塗浮標を以て之を標示したり

總 則

- 第一條 傳染病船及び傳染病疑似船吳淞港に近づくときは其の前橋に黃旗を掲揚すへし而して本港檢疫官より檢疫許可證の交付を受ける迄は該旗を掲揚し置くへし
- 第二條 何人に限らず本港檢疫官の認許なくして傳染病船若しくは傳染病疑似船に乗船し又は下船することを得ず且認許を得ずして貨物手荷物等の揚卸を爲すことを許さず
- 第三條 傳染病船又は傳染病疑似船を入港せしめたる水先人は本港檢疫官より下船すへき命令あるにあらずんば同船を退去すへからず而して曳船を使用するときは前方に之を置くこと、相互の交通を斷つことに注意するは水先人の義務とす
- 第四條 本港檢疫官は船舶の入港後成るべく速に午前六時より午後六時の間に於て該船を検査すへし本港檢疫官より要求あるときは船長は士官、船員及び船客を招集し検査上に就いて一切の便宜を與ふへし而して本船の過去及び現在の健康状態に關しては自己了知せる限り必要な報告をなすへきものとす
- 第五條 崇實沙檢疫所が未だ開始せられざる期間は上海若しくは吳淞へ航行する船舶は本則追加として發布せる特別規則甲號の規定に準據すへきものとす
- 第六條 崇實沙檢疫所か他港を傳染病流行地と宣言せられたるか爲、開始せられたる期間は上海、吳淞、若しくは各揚子江諸港へ航行すへき船舶は本則追加として發布せる特別規則

○上海港及吳淞港改正檢疫規則

二六五

○上海港及吳淞港改正檢疫規則

二六六

則乙號の規定に準據すべきものとす

第七條 左に記載せる條項は税關長及各條約國領事團の協定により決行せらるゝものとす

(甲) 必要と認めたるときは傳染病流行地を宣告すること

(乙) 前號宣言を解除すること

(丙) 崇實沙檢疫所の開始若しくは閉鎖を宣言すること

(丁) 病毒輸入を防止せんか爲め若しくは本港内に於て傳染病の發生せるとき其の病毒輸出を防止せんか爲め適當と認めたる豫防法を執行すること

前號の宣告は港務局告示に依りて之を公衆に告示するものとす

傳染病流行地を宣言せられたる港の税務司(外國港なるときは他の官憲は傳染病流行地とす)の宣言或は之が解除に就いては上海税務司より通告を受くるものとす

第八條 本則第二條に記載せる傳染病又は傳染疑似病(「ペスト」病若しくは「ペスト」疑似病を除く)が上海、吳淞兩港中の一に碇泊せる船内に於て發生せるときは直に之を港長に通告すべし然かするときは港長は本港檢疫官の意見を聽きたる上上海港碇泊船なるときは之を以て *Cosmopolitan* 船渠下方錨地に航進せしめ吳淞港碇泊船なるときは事情の許す限り之を隔離せしめ特別規則甲號に據り處理するものとす

第九條 ペスト病或はペスト疑似病が前記二港の一に碇泊せる船内に發生せるときは直に港長に之を通告すべし然かするときは港長は本港檢疫官の意見を聽きたる上本船を以て崇

實沙檢疫錨地に航進せしめ特別規則乙號に據り處理するものとす

第十條 ペスト病流行地より左記物品の輸入を禁止す

毛皮、生皮、毛髮、襪、古紙、生菓物、野菜、土壤又は肥土の附着せる植物類、死體を收めたる棺、土壤肥土及び砂

第十一條 本則に違反したるものは各々其の所屬官憲により處分せらるべし

特別規則甲號

第一條 ペスト病船は上海吳淞二港の内何れにも入港すべからずして吳淞港嘴浮標の外方に碇泊すべし而して若し本港檢疫官よりペスト病船なりとの宣言せられたる場合に於ては港長は之を以て崇實沙檢疫錨地に航進せしめ特別規則乙號に依り處理するものとす

第二條 傳染病船若しくは傳染病疑似船(ペスト病船を除く)にして吳淞港へ赴くものなるときは錨地指定官の指定する錨地に碇泊し上海港に赴くものなるときは *Cosmopolitan* 船渠の下流に碇泊すべし

前項の船舶は病毒汚染者の移動若しくは隔離及び該船の消毒に關する本港檢疫官の指令を執行し終りたるときは檢疫許可證を交付せらるべきものとす

第三條 病毒汚染者を移動するには免狀を有せる開業醫をして之を監督せしむるを要す而して其の排泄物洗滌物衣服若しくは寢具は消毒を経して之を海中に投棄し或は燒棄するの必要あるものを海中に投棄することなき様注意すべし

○上海港及吳淞港改正檢疫規則

二六七

○上海港及吳淞港改正檢疫規則

二六八

特別規則乙號

第一條 傳染病船及び傳染病疑似船にして入港するときは崇實沙檢疫錨地内に碇泊すべきものとす

第二條 傳染病船なるときは本港檢疫官の指令に従ひ其の病毒汚染者若しくは汚染の疑ひあるものゝ移動若しくは隔離一切の病毒汚染死體の移動及び該船消毒法に關する處置をなすべし而して該船は清潔法施行を終らざる前は檢疫地を離るべからず又最後發生患者移動の日時より十日に滿たざる日數間は檢疫地に碇泊すべし

第三條 傳染病疑似船にありては其の検査中傳染病汚染の一患者若しくは汚染の疑ある一患者をも發見せざるときは該船は(港務局告示を遵守したる後)直ちに檢疫許可證を交付せらるべきものとす若し病毒汚染の疑ある一患者たりともあるときは該船を傳染病船として處理するものとす

(四二) 香港港則拔萃

(イ)一九一七年香港港則

第一條 (一)左記の海峡は船舶の通航を禁止す

(イ) Sulphur channel

(ロ) 馬鞍島北方の諸水道

(ハ) 中嶼(Chung hue)の東方及び北方の諸水道

但し戎克又は舳板が晝間(ハ)を又 Chin Wan (Tsun Wan) に來往する汽艇ラシチか晝間(ロ)を通航するは此の限にあらず

(1) Shing Shi mun (Sheung Tse mun) pass は夜間官船以外の船舶の通航を禁止す

第二條 (一)本條第二項第三項の場合を除き左記諸線と海岸線とを以て包容する水面に於て官船以外は一切の船舶は夜間航行することを得ず

東 Kunjoi Kok (Sha Ksu) の東端より南々東へ向く東龍島(Tung Lang)に至る線並

に北々西へ向け本島に至る線及び東龍角(Tathong point)より横欄嶼の北東端に至る線

南 横欄嶼の南端より蒲臺島(Putoi)の南東端に至る線

西 蒲臺島(Putoi)の南西端より螺洲島(Beaufort island)の西端を経て大潭島(Taitam bay)の南東端に至る線

○香港港則

二六九

北 Maun chau point より Lao shui point (Lo shu pai)に至る線

(二) 戎克及ハ艸板以外の船舶にして當港に入らんと欲するものは何時にても東審檢錨地に直航することを得但し該審檢錨地へ到着のときに投錨することを要す

(三) 略

(四) 本條第二項又は第三項の規定に依り前記水面に於ける夜間航行を許可せられたる一切の船舶は航行中並に投錨後共成規の船燈を掲揚することを要す

(五) 略

第三條 左記諸線並に此等の線の末端の間に在る海岸線に依り限界せらるる海面に於ては官船以外の船舶の夜間航行若しくは碇泊を禁止す

東 Maun chau point より Lao shui pointに至る線

西 Sin Chan wan の西角より A kung Ngam の西角に至る線

第五條 (一) 浮標を設置し掃海をなしたる鯉魚門 (Lye nun pass) の外方に於ける水道内に船舶の投錨を禁止す但し天候及び機關の故障其の他避くべからざる事由ある場合は此の限にあらす

(二) 掃海中一切の船舶が前項の水道に入ることを禁す

第六條 (一) 官船以外の船舶は夜間港内を航行する爲め港長を経て検査官より特許を得ることを要す但し本條第三項の規定に準據することを要す

(二) 前項の特許證を受けたる船舶は許可の條件に従ひて航行することを要す但し許可の際指定せられざるを理由として右條件以外の行爲を爲すことを得ず (三) 略

第七條 官船以外の船舶は濃霧の際港内を航行することを得ず

第八條 本規則に依り又は特許を得て夜間航行する船舶は海上衝突豫防規則規定の航海燈を掲ぐることを要す

第九條 官船以外の船舶は海軍當局の許可書なくして帝國海軍に屬する建設物の百碼以内に近づくことを得ず

第十條 (一) 本港則の禁止條項に違反したる者違反せんとしたる者或は之か違反を誘導幫助、又は煽動したる者、違反の豫備行爲を爲したる者及び本規則に依る義務行爲を故意又は不注意に依り實行せざりし者は總て本港則違反の廉に依り即決判決を以て六箇月以下の禁錮に處し又は八百弗以下の罰金を科す

(二) 本港則に違反したる者ありたる場合其の違反行爲の爲め海軍又は陸軍當局者か火薬を消費したる事實を認めたるときは即決官吏は前項の禁錮又は罰金刑に附加して若くは此等の科刑に換へて消費火薬の代價を國庫に支拂ふことを命ずることを得

(三) 前項の命令の執行に就いては一八九〇年の ^{マドレストレートオーダーデイツェンス} 總督令 に規定せる罰金徴收手續を準用す

第十一條 警察官、收入官又は港務部所屬の船舶臨檢官吏は本港則に違反したる者又は違

○香港港則

二七二

反したり認めべき正當の理由ある者を拘引することを得

第十三條 本港則中の用語の意義左の如し

晝間 日出前十五分より日没後十五分まで

夜間 日没後十五分より日出前十五分まで

戎克 支那式又は其の他の亞細亞式構造又は臙装を有する一切の航海用帆船

船舶 航行の爲め又は貨物若しくは旅客運送の爲め使用せらるゝ一切の大小船舶

港 香港植民地領海中左記の線に依り限界せらるゝ海面

西 東方染物會社の工場イースタングリーンアイランドの東端より北西へ北(磁針方位以下同じ)に向け Little

Green Island の南東端に至る線及び同所より南七五度西へ向け Green Island の南西

端に至る線及び同所に於て此と接続する Green Island の西端より北二七度東の方向

に灣竹洲 (Stone cutters) の西端に至り更に Lai chi kok の水雷艇棧橋へ向け北一一

度東の方向に走る線

東 Sin chau wan の西角より A Kung N'gam の西角に至る線

第十四條 本港則は之を一九一七年港則と稱す

(ロ)一九一七年香港港則第二號

第一條 (一)無線電信の使用は其の種類如何に拘はらず之を禁止す

(二)無線電信機を装置せる船舶が當植民地領海に入りたるときは其の架空線を引卸し且

吊 索と電信室との接続を絶つへし但し本條(三)の場合には此の限にあらす

(三)船長室に主要接斷器の装置ある場合には船舶が當植民地領海に入りたるときは其の

架空線を引込 碍子にて接続を絶ち之を甲板に卸し嵌裝聽音器を船長室に於て閉

鎖すへし主要接斷器は審檢官到着の上其の指揮の下に閉鎖封印せらるへし

(四)船長室に主要接斷器の装置なき場合には無線電信室は審檢官の指揮の下に閉鎖封印

せらるへし

(五)本條の規定に依る封印は審檢官の許可なくして之を除却するを得す

第二條 (一)總て入港せんとする船舶は審檢官より特令なき限り審檢地の一に投錨すへ

し而して審檢官の特令なき限り審檢地を通過し來りたるものゝ外入港するを得す

(二)審檢官の許可なくして審檢地に碇泊し又は同錨地に向け航行する船舶に乗降し又

は前記船舶より短艇の引卸し若しくは陸地又は他の船舶と信號其他の方法にて通信する

ことを得す

(三)總て船舶は審檢地に投錨したる後審檢官の許可なくして錨鎖を使用し又は其の位

置を動くことを得す但し天候其他船舶の安全を危殆ならしむる事由の爲め已むを得

ざる場合に於ては此の限にあらす

(四)審檢地區域は時々官報を以て之を指定す

第三條 (一)(二)略

○香港港則

二七三

(三) 其他の船舶は審檢事務を主管する官憲の署名したる許可書を有するにあらすんは出港することを得ず右許可書は同書面に指定したる事項に關してのみ有效なるものとす

(四) 船舶は審檢官又は審檢砲臺より停船を命ぜられたるときは之に従ふべく其の他總て審檢官の指揮を遵奉すべし

第五條 (一) 本港則を港則第二號と稱し一九一七年四月二十七日官報告示第一八〇號一九一七年港則(大正六年水路告示第一八一項)と一體を爲すものとす

(四三) 菲律賓諸島港灣規則拔萃 (稅關海員布告第五十三號)

釋 義

第二條 以下掲載せんとする諸規程中「沿岸交通」とは菲律賓諸島中の諸港灣間若くは諸處間を船舶にて船貨を徵收し旅客及び商品を送還することを謂ひ「船舶」とは一切の船舶舟艇及び海上輸送に堪ふる其の他の構造物を包含し汽船とは特に規定せる者の外機關によりて推進せらるる諸船を包含す

第十七條 馬尼刺港とは馬尼刺灣中次記の境界線内に含有せらるる區域を謂ふ即ち San Antonio Estero 河口 (Malate beach の Fort San Antonio Abad 近傍に在り)より西に延長して Sangley point の盡端より北へ引ける線に會合し此の會合點より北三二度東へ

向ふて Vitas river 口まで引ける一線に沿ひ海岸に境界線の始點たる San Antonio Estero 河口に達す

第十八條 Iloilo harbour とは Iloilo strait 中次記の境界線内に含有せらるる區域を謂ふ即ち Island of Panay の Jaro river 北岸と Iloilo strait の西岸線との會合點より Guimaras island の Dapdap Point に達し其より Guimaras island の北西濱に沿ふて Bondulan point に到り次に Bondulan point より Island of Panay の Iloilo Creek の河口へ引ける一線に沿ひ其より Island of Panay の南沿岸に従ふて境界線の始點たる Jaro river 北岸に復歸す

第十九條 Cebu harbour とは Maclan island 及び Island of Cebu 間の海峡中次記の境界線内に含有せらるる區域を謂ふ即ち Maclan island の Bantolina point と Island of Cebu とを北へ引ける一線と Maclan island の Lania Ledge と Island of Cebu の Lipata Point とを引ける一線との間

第二十一條 Zamboanga harbour とは Basilan strait 中次記の境界線内に屬する部を謂ふ即ち Honda River 口の東岸より南へ引ける一線に沿ふて Little Santa Cruz island 東角より東へ引ける一線に會合し此の會合點より Little Santa Cruz island 東角に達し次に Little Santa Cruz island と Mindanao Island の岸線まで北へ引ける一線に沿ひ其より Mindanao Island の南岸線に従ふて境界線の始點たる Honda River 口に復歸す

○菲律賓諸島港灣規則拔萃

二七六

第二百二十五條 本書の諸規程中に於ては以上の諸條に區域を定めたる比律賓諸島の諸輸入港 (Ports of entry) へ注入せる一切の河川或は湖沼等は各々其の注流せる港の一部と視做すものとす

第二百二十六條 菲律賓諸島の港灣に入る船舶は其港灣の輸入港たる沿岸貿易港 (Coast-wise port) たるを問はず各々其の國旗を掲揚し信號を以て各々其の公稱番號若しくは信號符字 (Official letters) を表示し且該港灣に陸揚すべき郵便物を搭載せる時は其數をも表示すへし以上の諸信號は各船舶へ當事官吏の乗船するまで表示し置かざるへからず馬尼刺灣に入る船舶は右の外其の Corregidor Island の信號距離即ち同島の信號を視認し得べき距離に達する時より各々其の國旗を掲揚し信號を以て各々其の公稱番號若しくは信號符字を表示し且陸揚すべき郵便物を搭載せる時は其の數をも表示すへし以上の諸信號は十五分以上の間表示し且總ての場合に於て各々其の船の Corregidor Island の信號所に並ふまで之を表示し置かざるへからず

第二百二十七條 船舶官許水先人 (Licensed Pilot) を要する時は其の旨の信號を表示し若しくは水先人事務所 (Pilot station) へ請求すへし然る時は官許水先人を派遣すへし其の晝間の信號は萬國船舶信號旗の S を掲げ夜間は藍火を發す (藍火とは安質母尼二分硫黃、粉藥各二分硝酸曹達八分各々粉末にして混合し之を壓搾して淺盃に填裝したる火工品なり之に點火する時は鮮明なる藍色火を發す) 此の藍火の前に汽笛二回を吹鳴する、こを待

第二百二十八條 甲船波止場に近寄りつゝあり或は此を離れつゝある時は其の附近に在る船舶は運轉中の甲船に乗れる水先人の指揮に従はざるへからず

第二百二十九條 水先人組合 (Pilot's associations) を有せる諸港灣に於ては官許水先人にあらすんば水先船に在りて其の業務に従ふを得ず現今水先人組合を有せる諸港灣は馬尼刺 Cebu Iloilo, Nueva Caceres, Daet, Taloban, Aparri 及び Dagupan なる

第三百十條 菲律賓諸島輸入港に於て承認し使用せらるゝ信號即ち呼出符號は左の如し

税 關 呼

萬國船舶信號の K G W O 夜間に於ては霧笛を三回若しくは四回短吹し一燈を波動せしむ

檢疫を要す

前檣に萬國船舶信號の Q

水先人呼

萬國船舶信號の S

爆發物若しくは引火性物あり

前檣に萬國船舶信號の B

醫師の援助を請ふ

萬國船舶信號の Q 若しくは税關呼

傳染病若しくは流行病あり

萬國船舶信號の L

死人あり

税關呼及び檢疫請求信號

災難あり

萬國船舶信號の N S (或は其の他の災難信號)

郵便物あり

萬國船舶信號の R E W O 馬尼刺に往かんとする船舶は Corregidor Island を通過する時も此の信號を表示し郵便物回

○菲律賓諸島港灣規則拔萃

二七七

送船此の信號に答信せざるまきは税關呼を表示すへし

水 船 呼

萬國船舶信號のGUJ

水上警察官 (Harbour police) 呼 税關呼

馬尼刺港に於ては港務局附屬艇を指揮して税關事務處理のため各入港船舶に乗船する官吏 (Customs boarding officer in charge of a harbour launch) 即ち税關乗船官の事務を執るは日出より日没までの間のみにして税關巡邏船 (Customs Patrol boat) は日没より日出まで事務に服す○税關セマホア信號所には電話機を裝備しあり船舶は萬國船舶信號に依り通信をなすことを得○馬尼刺以外の菲律賓諸島の輸入港に於ては船舶よりの信號は税關の水先人見張塔 (Pilot tower) 若しくは税關より答信すへし

第三百一十一條 入港船舶は總て検査を要するものと見做すへし故に船舶は検査官吏の乗船して検査許可證を交附するまでは前檣に検査旗を掲揚せざるべからず但し検査主任官 (Chief quarantine officer) より施行せざる旨を告示せる期間は此の規程を適用せず

第三百一十二條 船舶の災厄中に在る時の外は検査許可證の交付せらるゝ迄何人も船内より上陸すべからず又何人 (水先人及び検査官吏を除く) も船内に行くべからず船舶災厄中に在る時其の救助の爲船内に行かざるべからざるものは検査上の制限に服せざるべからず

第三百一十三條 船舶検査執行中に在る時該船内及び該船に横着せる船艇内に在る者は検査官吏の一切の命令及び検査諸規程を嚴密敏速に遵守施行せざるべからず

第三百一十四條 船舶港灣内に在る時傳染病若しくは傳染性疾病發生したる時は直ちに書類を以て之を検査官吏に通告すへし

第三百一十五條 船舶一港に在る時船内の者の死亡疾病及び (怪我生理上の諸傷害を含む) あらば直ちに税關の收税吏及び検査官吏に通告すへし

第三百一十六條 船舶其の船貨として引火性物若しくは爆發物を搭載し著港したる時は前檣頂に一紅旗を掲げ該船貨の船内に在る間は該旗を日没まで掲げ置き夜間は甲板上に十呎より低からざる處に一紅燈を顯はすへし○右の如き船舶は港長の指定したる處に錨泊すへし又港長の認可を得ずして其の錨地を變すべからず

第三百一十七條 港灣に於て引火性物及び爆發物の陸揚、積載及び其の他の取扱は日出より日没までの間のみ許可せらるべし但し該港灣の税關の收税吏若しくは監査官より特に認可書を得たるものは此の限りにあらず

第三百一十八條 引火性物若しくは爆發物を搭載せる一切の種類船舶は實際他船に該船貨を授受する時の外他船に横着すべからず又之に繋留すべからず○右の種類船舶は港長の指定する地點に錨泊若しくは繋留し該船貨の積卸は少しも遅延するこまなき様施行すへし

第三百一十九條 他國船舶港灣に到着したる時は水先人、税關官吏、検査官吏の外は該船舶が税關の管理下に置かるべし何人も該船内に行くべからず又船員若しくは船客も上陸すべからず但し税關乗船官、領事及び該船舶の代理人の特許を得たるものは此限にあらず

第四百十四條 船長若くは主任船員は税關官吏より請求ありたる時は之に船員名簿、登記證書、職員名簿、船客名簿、載貨目錄若くは其の他船舶の公式書類を開示すへし

第四百十五條 船舶轉送委託の外國船貨を搭載し一輪入港に到着したる時は該船貨を該港の港界内にて陸揚すへし但し地方の税關收稅吏 (Insular Collector of Customs) より當港界外にて陸揚すへき認可を得たる者は此の限にあらす

第四百十八條 二隻若くは二隻以上の船艇同一上陸場に向進する時は該上陸場に最近き一隻か通航權を有す故に他の船艇は最初に該上陸場に横著せんと企つへからす

第四百十九條 船舶の錨地に就き若くは此より離れんとすることに關聯せる港長の命令は港長若くは主任船員直ちに施行せざるへからす

第四百五十條 船舶港界を規程しある港灣に入る時は港長の指定せる位置に錨泊若くは繫留すへし而して港長の認可を経ずして其の錨地若くは繫留場を變更するを得ず

第四百五十二條 底荷 (Ballast) を積み若くは卸さんと欲する船長は先づ税關の收稅吏若くは監査官より認可を得次に各其の場合により何所より底荷を積み何處に之を卸すかに就き港長よりの告知を受くへし

第四百五十四條 船舶港灣内に於て修理を要し之かため一時運轉するを得ず或は運轉自由ならざる時は此の件を港長に通告し以て火災及び暴風の際に於ける適當の警戒を爲すは各港長の義務なりとす○右の如き修理に著手するに先ち該船長は港長の指定せる處に錨泊

若くは繫留すへし

第四百五十五條 前諸條に記載したる諸港若くは該諸港に注流せる河川の可航水域 (Navigable waters) へは一切の船舶又は舟筏より若くは海岸又は波止場より塵埃其の他の物件若くは航海業を梗塞し或は之を阻礙し若くは阻礙の原因となるか如き物を投棄し委棄し若くは排出すへからす(中略)○右の如き諸港の海岸若くは該諸港に注流せる可航河川の岸へは該港若くは該可航水域へ洗ひ去らるゝか如き状態に材料若くは物品を委置すへからす又斯くの如く洗ひ去らるゝの虞ある場所に委置すへからす

第四百五十九條 船舶は港長か船舶の通路として區分せる一港の航路内に錨泊すへからす又右の如き航路中に於て他船舶通航の障礙となるか如き状態に錨泊すへからす

第四百六十條 錨泊若くは繫留中の船舶は總て日出より日没まで碇泊燈を顯し夜間航行中は總て規定の航海燈を顯すへし

第四百六十九條 諸船舶互に相見ゆる時は汽船は其の汽笛若くは霧角を用ひ左記の信號をなして其の針路を示すへし

短聲一回 我面舵を取りつゝあり、短聲二回 我取舵を取りつゝあり

短聲三回 我機械を後退しつゝあり
此の諸規程に於て「長聲」とあるは約四秒間吹續せる一吹鳴を謂ひ「短聲」とあるは約一秒間吹續せる一吹鳴を謂ふ

第七十條 一 汽船前條記載中の一信號を爲さば之を聞きたる他船舶は之を了解せりとの意を示すため直ちに同一の信號を繰返すへし

第七十一條 二 汽船互に相接近しつゝある時一船或る原因のため他船の操舵若くは企圖を了解する能はざる時は疑惑中に在る船は汽笛若くは霧角を用ひ四回以上短聲を連続し吹鳴して此の意を他船に信號すへし他船は其の操舵の左右若くは後退しつゝあるかに因りて適當なる信號を爲して之に答ふへし○徒らに汽笛を鳴し合ふことは嚴禁たり

第七十二條 一 汽船水道中の短曲路若くは屈曲部に接近しつゝある時海岸の高き事等のため反對方向より接近しつゝある他汽船を見る能はざる時は該汽船は如何なる場合にも安全に操縦し得る餘裕を見計ひ該短曲路若くは屈曲部に達せざる前に汽笛を以て一長聲を發すへし之を聞き得たる距離内に在りて相接近せんとする他汽船は同一の吹鳴を以て之に答ふへし○若し一汽船該曲路の遠き側に在る他汽船より右の如き答信を得たる時は相會合し相通過するに必要なる通常之信號を直ちに發し又答信を受くへし然れども右の如き一汽船右に述べたる警戒信號の答信を得ざる時は該汽船は該水道無礙にして通航自在なりと考ふることを得

第七十三條 數隻の汽船同方向に航走せるとき後方に在る一汽船前方に在る一汽船の右側即ち右舷側を通過せんと欲せば其の企圖の信號として汽笛を以て一短聲を發すへし此の時前方の汽艇亦一短聲を以て之に應信せるときは企圖せる汽船は面舵を取るへし又後

方に在る汽船前方に在る汽船の左側即ち左舷側を通過せんと欲するときは其の企圖を示すため汽笛を以て短聲二回を發すへし而して前方の汽船二短聲を以て之に應せば企圖せる汽船は取舵を取るへし○前方に在る汽船後方の汽船に對し水道の其の部に於て追越せんとする企圖を安全ならざるを考ふる時は前方に在る汽船は直ちに汽笛を以て四回以上の短聲を急發して其の意を信號すへし而して如何なる場合に於ても後方に在る汽船は安全に追越し得る部に達し前方に在る汽船より適當なる信號を以て其の承諾の旨を報する迄は之を追越せんと企圖すへからず○前方に在る汽船は如何なる場合に於ても其の一侧を通過せんとする船舶の船首を横截し若くは同地點を航過せんと企圖すへからず

第七十五條 汽笛若くは霧角は以上の諸規程に規定せる者の外港界内にて吹鳴するを得ず但し船舶の波止場を離るゝ際又は不意の災厄を避くるに必要なる際汽笛若くは霧角を以て信號を爲すは此の限にあらす○汽笛は船客若くは他の人員を召集せんかために吹鳴すへからず○港界内にて不必要なる際汽笛を吹鳴することを禁止す故に船長舟艇の主任船舶の主任は此の規程を違反する時は科料に處せらるへし

第七十六條 一 港内に在る船舶災難に罹り他船舶若くは陸岸より救助を要する時は左記の信號を一齊に若くは各箇に爲すへし

晝間信號 萬國船舶信號のNC若くはNSを掲げ或は霧中信號器を連續發聲すること
夜間信號 初に石炭脂燭、油樽等を燃きて船上に火焰を發せしめ次に霧中信號器を連續

發聲し若くは發砲をなすこと

第七十七條 船舶輸入港若くは沿岸貿易港に入る時若し陸揚すべき郵便物を搭載せば實行し得べき最も早き時機に其の規程の信號を掲げ以て之を該港有司に告知すべし

第七十八條 船長若くは各船舶主任は出港の日時を記載せる適當の通知を税關の收稅吏に發し出港前二十四時間、前檣に出帆旗(萬國船舶信號P)を掲ぐべし

第八十條 港内の警察事務は税關官吏によりて施行せらるる故に此の諸規程に釋義せる港界内に在る船長若くは各船舶主任の警察官吏の援助を請求する者は萬國船舶信號の税關呼KGW及び其の時の必要に従ひ其の他の緊急信號を表示すべし○税關官吏は港界内に於て税關移民支那人排斥及航海に關する諸規則及び諸規程に違反せる犯人刑法を犯し治安を害する者を逮捕するの權を有し又以上の諸犯人を猶豫なく其の上官に告訴すべし○税關官吏其の職務を行ふべき之を毆打し之に抵抗し抗言し若くは之に干渉するものは各々其の状況に依り刑法の規程せる刑罰に處せらるべし

第八十三條 船長は衛生上及水路上の通信並に船舶業及び回漕業に利害關係を有する報道を得られたる時は之を通報せられんことを希望す○船長其の晴雨計の試験を得んことを其示數(Glass reading)を記載して港長に送致すべし然る時は港長は之を測候所の晴雨計と比較し其の改正率を附記して該船長に返戻すべし○船長より請願ある時は港長は無代價にて最新の水先圖、水路告示及び其の他の水路に關する刊行物及び附近海面に必

要なる氣象書類を供給すべし

第八十四條 本港則の條項を犯し有罪と決定したる者は行政委員の決議書第一一三六號第八章に據り裁判所の決定に従ひ六箇月より多からざる禁錮若くは二百ペソ(一ペソは我約八拾錢)より多からざる科料或は禁錮及科料に處せらるべし

(四四) 新嘉坡港則拔萃

海峽殖民地總督令第一二一九號

港界を定むること次の如し

Tanjong Katong に立てる方尖牌より Peak Island に立てる方尖牌まで引ける一直線に沿ひ其より該島の北濱に沿ふて該島の北西角に至り其より Lazarus Island 北角に達し次に此の北角より西に引ける直線に沿ふて Cyrene Shoal 上の西方立標を通して南北に引ける一直線に至り更に此の直線に沿ひて北行し新嘉坡島に會し其より新嘉坡島の海濱に沿ふて東方に走り以て前記の Tanjong Katong の方尖牌に復歸す此の區域内に含有せる者 Kim Seng Bridge より下流の新嘉坡河 Kampong Kerbau Bridge より下流の Rochore River 鐵橋より下流の Kalang River, Gelang 警察署より下流の Gelang River 一切の棧橋、突堤、上陸場、波止場、繫船岸、船渠、前記の區域内に於て高潮界線の内外に

○新嘉坡港則拔萃

設備せる右の如き類の諸工事及び高潮界線より内方五十碼に至る海岸河岸の全部

海峽殖民地總督令第一二二二號

第一條 以下掲記せる者は一九一一年の新嘉坡港則と稱する者にして新嘉坡港のみに適用する者なり

本港規則中「衝突豫防規則」とは一八九四年の船舶法第四一八章に掲げある海上衝突豫防規則を謂ふ、「舟艇」とは一九一一年の船舶條例第四二七章に於て免許せる舟艇を謂ふ

第二條 軍艦の爲めに保留せる錨地は Fort Canning の旗竿を Victoria memorial Hall の北方に開き之を磁針方位北五四度西に視る一線にして商船は港務官より許可書を得たる時の外は右の方位線より百碼以内に振れ廻るか如く錨泊すべからず

第三條 檢疫錨地は Penke Island 以北一ノ哩の間に於て該島の中央を磁針方位南一度西乃至同南三〇度東に見る部分なり

第四條 (a) 爆發物を搭載しつゝあり若くは搭載せし船舶の錨地は Pasir Panjang の沖合に於て Tanjong Berlayer の西方半哩の處に在り斯くの如き船舶は港務官の許可書を得たる時の外港界内の他部に錨泊若くは繫留すべからず

(b) 爆發物を運搬し荷積し若くは荷卸しつゝある船舶は檣頂に萬國船舶信號の B 旗を掲げ夜間は同處に一紅燈を掲ぐべし

第五條 危険なる石油(引火點華氏の七三度以下のもの)を搭載せる船舶の錨地は Blakang Mati Island の西方及び Pulau Bukom 北西角より Blakang Mati Island の Mount Imbia まで引ける一線の南方に在り斯くの如き船舶は港務官より許可書を得たる時の外港界内の他部に錨泊し若くは繫留すべからず

第七條 修理若くは解装せんとする船舶荷積し若くは荷卸用の繫留場に在留すべからず

第八條 South mole (南埠頭)の各端沖には幅二鏈より狭からざる自由航路を保存すべし如何なる船舶も斯の航路内に錨泊し若くは之を阻礙するか如き状態に錨泊すべからず

第九條 如何なる船舶又は筏も Kepper Harbour に通する航路内に錨泊すべからず但し災厄の際若くは港務官より許可書を得たるときは此の限に在らず

第十條 Kepper Harbour 内を航行する總ての小形船舶及び筏は汽船航路にあらざる處を保航し錨泊せざるべからざる時は充分海岸に接近して錨泊すべし

第十一條 如何なる船舶も港界内にある河の航路内に錨泊し若くは河の航路を阻礙するか如き状態に錨泊すべからず又橋梁若くは其下に繫留すべからず

第十二條 總ての棧橋、突堤、波止場、上陸場、船渠、河及び繫船浮標へは自由航路を保存すべし故に總ての船舶及筏にして港務官若くは警察官より離去すべし指令を受けたる者は猶豫なく離去すべし上陸場の前面及び附近に於ては總て四十碼の空積を保存せざるべからず但し河岸に在る上陸場は此の限にあらす

第十三條 如何なる船舶も Johnston's Pier より百碼以内に振れ廻るか如く錨泊すべからず
第十四條 汽力電力若しくは其の他の機械力に依りて推進せらるる船舶は河若しくは水道を航行し或は突堤、棧橋、階梯、船渠口、波止場、船舶に沿航する時は微速力を以て航進すべし
第十五條 官用船にあらざる船舶は其の乗船者到着しあるまで公衆用の段階若しくは浮棧橋に横着すべからず

第十六條 如何なる船舶も公衆段階、浮棧橋、突堤若しくは上陸場に必要時間以上滞留すべからず但し港務官の許可ありたるものは此の限に在らず

第十七條 Tanjung Pagar 東垣頭及び Tanjung Katong 方尖牌間には如何なる旅客も上陸すべからず又大艇、短艇、若しくは舢板の主任は旅客若しくは旅客或は其の者の行李を陸揚すべからず但し左に記する場所は此の限に在らず

Teluk Ayer 魚市場及び Finlayson Green 間、新嘉坡河の Johnston's Pier、新嘉坡河の Treasury steps、Volunteer Drill Hall 附近 Middle Road、Clyde Terrace Arab Street

Steps

本條中の旅客なる語には港界内若しくは港界外に在る船舶内より大艇、短艇若しくは舢板に依り陸岸に送致せられたる人員(大艇等の主任若しくは艇員を含有せず)を謂ひ新嘉坡河に在る船舶若しくは Tanjung Rhu 及び Clyde Terrace Market を結合せる線の北方なる區域に在る船舶より送致せらるる人員を含有せず

第二十條 如何なる者も船舶又は筏を浮標若しくは立標に繋留すべからず

第二十一條 埠頭又は棧橋に横着せる船舶は各々其の繋維索に注意するを要す他船舶の通航する時及び潮の昇降する際は特に然りせず

第二十二條 汽笛霧角(Syren)若しくは此の類の器具は危険信號のため若しくは海上衝突豫防規則のため必要なる時の外港界内に於て使用すべからず

第二十三條 本港を出港せんとする各汽船の船長は出港前少くとも晝間二時間前に出帆旗(P旗)を掲ぐべし若し晝間に斯くの如く永く掲ぐるを得ざる事故ある時は出港前成るべく長く掲ぐべし

第二十四條の一 港務官乗船し來りたる時は各船長は同官より接受せる書類に正當に記入捺印し同時に正當なる總船客名簿を同官に交附し若し航海中に海難、災厄若しくは死亡者ありたる時は各其の報告書を提出すべし(第二十四條の二略)

第二十四條の三 船舶港内に於て海難、災厄に罹り若しくは乗員船客若しくは其の他の人員中に死亡あり或は乗員中に解傭者若しくは逃亡者ありたる時は船長は文書を以て之を港務官に報告すべし

第二十五條 英國又は外國の船舶外國軍艦、運送船若しくは商船の艦船長は港長(Master Attendant)の認可を得るにあらずんば港界内に於て各艦船内より探照燈又は一切の投射器を使用し若しくは顯揚するを得ず本條の規定は英國軍艦又は英國海軍用船舶に適用せず

○彼南港港則拔萃

二九〇

第二十六條の一 港界内の船舶に火災起りたる時は 船長は大橋に萬國船舶信號のNM旗を掲げ救助員の到着する迄船鐘を連打すへし
○成るべく空砲を發すへし
夜間 船長は成るべく空砲を發し藍火を焚き火箭を打揚げ救助員の到着するまで船鐘を連打すへし○船長は又ヒーク若くは櫓頂に一紅燈を掲げ其の上に少くも十呎を距て一綠燈を掲ぐへし
第二十六條の二 船長は火災の船内に起りしを知るや否や若し船内に火藥、酒精、爆發物若くは引火性物あらは之を成るべく早く船内より取出すへし
第二十六條の三 船舶内に火災起らば該船長は港務官より接受せる命令に従ひ又船員をして之に従はしむへし (以下略)

(四四) 彼南港港則拔萃

其港界を定むること次の如し
Pulau Tikus Island 上の方尖碑より Wellesley 州の Bagan Jermal に於ける港界線に引ける一直線、其より Wellesley 州の海岸に沿ふて Prai River 口の右岸に到り該右岸を沂りて浮棧橋に達し該棧橋を渡り其より左岸を下りて該河口に至り海岸に沿ふて Prai

River 口の南約一哩に在る港界標に達し次に此の港界標より Penang Island 上の南方港界標迄西に引ける一直線、其より Penang Island の海岸に沿ふて Tanjong Bunge に至り次に此の角より Pulau Tikus Island 方尖碑まで引ける一直線以内を此の區域内に Dato Kramat Bridge 及下流の Penang River, Penang Island 上の南方港界標 Pulau Tikus Island 上の方尖碑との間に在る總ての河川、水流、一切の棧橋突堤、上陸場、埠頭繫船岸、船渠、前記の港界内に於て高潮界線の内外に在る此の類の諸工事及び高潮界線の内方五十碼に於ける海岸及び河岸の全部を含有す
第三條 船舶は Swettenham 棧橋の北端沖約千呎に碇置せる北白塗浮標より黒白塗浮標まで引ける一直線の西方に錨泊すへからす○該直線の外方即ち東方に位置を占むる船舶は該直線に觸れずして振れ廻り得べき様錨泊すへし
第四條 船舶は Fort 旗竿を磁針方位南々西に見る一線の西方に錨泊すへからす又 Penang Harbour の英海軍海圖に示せる投錨禁制地に錨泊すへからす
第五條 軍艦の爲めに保存せる錨地は Penang Harbour の海軍海圖に示せるか如し
第六條 本港則の規定に従ひ外國行の船舶は一般に北白塗浮標より東に引ける一線の北方に其の他の船舶は該點の南方に錨泊すへし
第七條 (a) 内地貿易船及び地方貿易船の檢疫錨地は Pulau Jerejak 北角を中心點とし四分の三哩の半徑を以て畫ける圈内にして Pulau Jerejak の西方なる水道の東方若くは内

○彼南港港則拔萃

二九一

に於て成るべく該北角に近寄り在るへし(b)外國行船舶の檢疫錨地の一は Wellesley 州 Bagan Jermal の港界標の北方約一哩に碇置せる檢疫浮標の北方に於て該浮標の附近に在り船舶は成るべく出入水道より遠ざかりて泊するを要す他は Middle Bank 東側の South Channel 内に於て Swettenham 棧橋及び South Channel の紅塗立標を結合せる一線の西方に當り第二號浮標を磁針方位の東北東と東南東とに見る錨地なり

第八條 (a) 爆發物を積載しつゝあり若くは積載したる船舶の錨地は Fort Cornwallis 旗竿を磁針方位の西と西微南と南とに見る處に在り船舶は航行に安全なる限り Wellesley 州の海岸に近寄り如何なる場合に於ても Penang Island より九鏈即ち一八〇〇碼以内の距離に在るへからず○斯くの如き船舶は雙錨泊するを要し又港務官より附せられたる制限と條件とに従ふへし○斯くの如き船舶は港務官より認可書を得るにあらすんば港界内の他部に錨泊し若くは繫留すへからず(b) 爆發物を運搬し荷積し若くは荷卸しつゝある船舶は橋頭に萬國船舶信號の B 旗を掲げ夜間は同處に一紅光燈を掲ぐへし○若くは船は不意の災厄を豫防するたあ雙錨泊を爲し錨鎖を搦ましむへからず

第十四條 Swettenham 棧橋に横着せんとする船舶は自ら其の危険の責に任し且該棧橋並に官有財産に及ぼせる一切の損害に對し其の責に任すへし○水先人は埠頭支配人若くは其の代理者の一切の指定に従ふへし

第十五條 該棧橋に繫留せんとする總ての船舶は自己の牽索大索、繫留錨鎖、繫留具を使用し且キルク製防衝具(Corkender)を具へ常に投下準備をなせる豫備錨を備へ置くへし

第十六條 該棧橋を使用する大形船舶は埠頭支配人の肯定を得る如く繫留せざるへからず

第十七條 該棧橋に横着せんとするには先づ文書を以て之を要求し埠頭支配人の同意を得ざるへからず

第十八條 埠頭支配人に要求書を出したる船舶には通常順次埠頭に於ける繫留場を供すへし然れども政廳と特約あり若くは埠頭支配人の意嚮に因り特別の理由に基き先取權を附與することあるへし

第十九條 該棧橋の積卸繫留場を指定せられたる船舶は直に之を占有すへし若し此の占有の業を怠るときは該繫留場は次の順番の者に附與せらるゝことあるへし而て船舶の此に關する行動の充分敏活なること然らざるは埠頭支配人に於て其最後の判決を爲すへし

第二十條 荷積中の船舶も埠頭支配人若くは其の代理人の指令により他の繫留場に轉置せざるへからざることあるへし

第二十二條 埠頭支配人は該棧橋に横着せる一切の船舶に出入するの權を有し該棧橋の爲め若くは該棧橋に關する諸作業の爲め必要な指令をなすの自由を有す故に各船舶の船長若くは其の主任者は遲滞なく其の指令に従ふへし

第二十三條 底荷、石炭、殘屑物、土砂礫石は其の種類の如何を問はず該棧橋に横着せる

船舶より積卸する際適當なる防水布 (Tarpaulin) を使用し又該底荷、石炭、殘屑物、土沙の水中に脱落するを防ぐ爲め舷門の下部に防水布を吊下し置くべし

第二十四條 官許水先人の乗込める船舶該棧橋に横着し若くは離去せんとするときは該船舶を曳き若くは他の方法にて其の行動を助けんとする汽船若くは艇は之に従事する間該水先人の發する總ての指令に従はざるべからず

第二十五條 船舶は港界内に在る河内の航路に錨泊し若くは航路の妨害となるが如き状態に錨泊すべからず又橋若くは橋下に繫止すべからず

第二十六條 棧橋突堤、埠頭、上陸場船渠、河及繫船浮標には總て自由航路を保存せざるべからず故に港務官若くは警察官より該棧橋等を離去すべし指令ありたる時は船舶及び筏は總て遲滞なく離去すべし○總ての上陸場の前面及び附近には四十碼の空積を保存すべし河岸にある上陸場は此の限にあらす

第二十七條 汽力、電力若くはその他の機械力によりて推進せらるる船舶は河若くは水道を航行するときは又突堤、棧橋、階梯、船渠口、埠頭若くは他船舶に沿航するときは微速力を以て航行すべし

第二十八條 官用船にあらざる船舶は其の乗客全部の到着するまでは公衆用の段階若くは公衆用浮棧橋に横着すべからず

第二十九條 船舶は公衆用段階若くは公衆用浮棧橋に必要以上永く在留し又は突堤若くは

上陸場に必要以上永く横着し在るべからず但し港務官の許可あるときは此の限に在らす第三十條 左記の區域に屬する Penang Island 若くは Wellesley 州の沿岸には如何なる旅客も上陸すべからず又大艇短艇若くは舢板の主任は旅客或は旅客其の他の者の行李を陸揚すべからず

Tanjong Tokong の警察署より Wellesley 州 Telok Remis の港界標まで引ける線 Penang Island 南方港界標より Wellesley 州海岸の南方港界標まで引ける一線但し下記の地は此の限に在らす

一 Fort Cornwallis 附近の家畜揚場及び其の各側百五十呎間の海濱

二 Fort 突堤

三 Swettenham 棧橋

四 Victoria 突堤

五 Church Street 埠頭

六 Achena Street 上陸場

七 馬來聯合州鐵道突堤

八 Wellesley 州

九 Bagan Tuan Kechil 棧橋及び其の各側百五十呎間の海岸

十 Butterworth 海峽貿易會社埠頭

十一 Butterworth 東洋石油會社埠頭

十二 Prai Dock の新埠頭

十三 Prai Dock 浮棧橋

十四 Prai River の鐵道浮棧橋

○彼南港港則拔萃

本港則中旅客なる語は港界内若くは港界外に在る船舶より大艇、短艇若くは舢板に依り陸岸に輸送せられつゝあり若くは輸送せられたる人員を謂ひ大艇、短艇若くは舢板の主任若くは艇員並に Sungai Pinang River 若くは Jalan Bharu ferry 上流の Perai River 内に在る船舶より陸岸に輸送せられつゝあり若くは輸送せられたる人員を含有せず

第三十一條 船舶、埠頭、棧橋若くは突堤に横著しつゝあり若くは横著したる時は該船舶の適當に繫留せらるゝ迄は何人も之に乗船すへからず又舷門若くは出入用に具へられたる規定の設備よりの外乗船すへからず

第三十三條 如何なる者も船舶若くは筏を浮標若くは立標に繫留すへからず

第三十四條 波止場若くは棧橋に横著せる船舶は各其の繫維索に注意するを要す他船舶の通航するるとき潮の昇降する際は特に然りせず

第三十五條 汽笛、霧角若くは類似の器具は危険信號のため若くは海上衝突豫防規則のため必要なるときは外港界内に於て使用すへからず

第三十六條 本港を出港せんとする各汽船の船長は出港前晝間少くも二時間前に出帆旗(P旗)を掲ぐへし若し晝間に斯く永く掲ぐるを得ざる事故あるときは出港前成る可く永く掲ぐへし

第三十七條の一 港務官乗船したるときは各船長は同官より授受せる書冊中の書式に正當に記入捺印し同時に正當なる總船客名簿を交附し航海中若し損傷災厄若くは死亡者あら

は各其の報告書を提出すへし(第三十七條の二略)

第三十七條の三 船舶港内に於て損傷災厄若くは船員船客及び其の他の人の死亡あり又船員の解備逃亡あらは船長は文書を以て之を港務官に報告すへし

第三十八條 英國若くは外國の軍艦運送船若くは商船の艦長若くは船長は港長の認可を得るにあらずんば港界内に於て各艦船内より探照燈若くは一切の投射電燈を使用し若くは顯すへからず此の規定は英國海軍々艦若くは英國海軍用船舶に適用せず

第三十九條の一 港界内の船舶内に火災起りたる時は晝間 船長は大櫓に萬國船舶信號のNM旗を掲げ救助員の到着するまで船鐘を連打すへし○成るへく空砲を發すへし

夜間 船長は成るへく空砲を發し藍火を焚き火箭を打揚げ救助員の到着するまで船鐘を連打すへし○船長は又ピロク若くは櫓頭に一紅光燈を掲げ其上に少くも十呎を隔てゝ一綠光燈を掲ぐへし

第三十九條の二 船長は火災の船内に起りしを知るときは若し船内に火藥、酒精、爆發物若くは引火性物あらは成るへく速に船内より取出さしむへし

第三十九條の三 船舶内に火災起らば該船長は港務官より接受したる命令に従ひ又船員をして之に従はしむへし(以下略)

第三項 軍 港

(一) 要塞地帯法拔萃 (改正大正四年法律第一七號)

第一章 禁止及制限

第七條 何人ニ雖要塞司令官の許可を得るに非されは要塞地帯内水陸の形狀を測量、撮影模寫、錄取し又は要塞地帯内を航空することを得ず

前項の規定は要塞地帯外ニ雖第三區の境界線より外方三千五百間以内の區域に於て之を適用す航空の拒否に關しては要塞司令官は陸軍大臣の認可を受くへし

第八條 要塞司令官は要塞地帯内に入り兵備の狀況其の他地形等を視察する者ニ認めたるときは之を要塞地帯外に退去せしむることを得

第九條 要塞地帯の第一區に屬する水面に在りては要塞司令官の許可を得るに非されは漁獵、採藻及艦船の繫泊、土砂の掘鑿を爲すことを得ず

第十九條 陸軍大臣は場合に依り或區域内に限り特に本章禁止制限の全部若くは一部を解除することを得此の場合に於ては其の解除の事項及其の區域を告示す之を變更するときは又同じ

第三十條 第三章 罰則 第七條及第九條の禁を犯したる者は一年以下の懲役若くは十一日以上の拘留

又は五拾圓以下の罰金若くは貳圓以上の科料に處す第八條に依り要塞司令官に退去を命ぜられ其の命に従はざる者亦同じ

第二十三條 第七條及第九條の罪を犯さんとして未だ遂げざる者は未遂罪の例に照して處断す

第二十六條 要塞地帯各區及第七條第二項の區域を標示する爲に設けたる標石標木標札の類を移轉し又は之を毀壞したる者は二月以下の懲役若くは十一日以上の拘留に處し又は五拾圓以下の罰金若くは五圓以上の科料に處す其の過失に出でたる者は貳圓以下の科料に處す

(二) 海軍區及軍港 (明治三十六年一月勅令第五號)

第一條 帝國の海岸及海面を分ちて五海軍區とす其の區畫は左の如し

第一海軍區 羽後陸奥國界より本土東海岸及同南海岸に沿ひ紀伊國南牟婁東牟婁郡界に至るの海岸海面、小笠原島及北海道の海岸海面並樺太島の海岸海面

第二海軍區 紀伊國南牟婁東牟婁郡界より長門國大津豐浦郡界に至り又筑前國遠賀宗像郡界より九州東海岸に沿ひ日向大隅國界に至るの海岸海面及四國の海岸海面並内海

第三海軍區 筑前國遠賀宗像郡界より九州西海岸及同南海岸に沿ひ日向大隅國界に至る

○海軍區畫及軍港

○海軍區畫及軍港

三〇〇

の海岸海面及壹岐沖繩諸島の海岸海面並臺灣澎湖列島の海岸海面

第四海軍區 長門國大津豐浦郡界より本土西海岸に沿ひ羽後陸奥國界に至るの海岸海面

及隠岐佐波の海岸海面

第五海軍區 對馬及朝鮮の海岸海面

第二條 各海軍區に軍港を定むるは左の如し

第一海軍區軍港 相模國三浦郡横須賀

第二海軍區軍港 安藝國安藝郡吳

第三海軍區軍港 肥前國東彼杵郡佐世保

第四海軍區軍港 丹後國加佐郡舞鶴

第五海軍區軍港 朝鮮慶尙南道昌原郡鎮海

第三條 要港は別に之を定む

第四條 各海軍區は其の軍港に置く所の鎮守府をして之を管せしむ

第四項 雜

(一) 船員證明規則 (明治三十七年七月)

(遞信省令第五〇號)

第一條 船員手帖を受有したる者か之を滅失又は毀損したるときは左に掲ぐる事項の證明を遞信省に申請することを得

一 海員雇入の公認

二 海員雇止の公認

三 海員雇入契約更新の公認

四 海員雇入契約變更の公認

五 船長就職の認證 (明治三十七年八月一日以後の認證に限る)

六 船長退職の認證 (明治三十七年八月一日以後の認證に限る)

前項の申請を爲すには船員手帖を交付したる管海官廳の名稱船員手帖の番號及證明を受けんとする事項を記載したる書面を差出すべし但記載すべき事項不明なるときは其旨を記載すべし

第二條 前條の證明を申請する者は左の手数料を納むべし

- 一 海員雇入の公認 每一件 拾錢
- 二 海員雇止の公認 每一件 拾錢

○船員證明規則

三〇一

○水夫適任證明交付規則

三〇二

- 三 海員雇入契約更新の公認 每一件 拾錢
 - 四 海員雇入契約變更の公認 每一件 拾錢
 - 五 船長就職の認證 每一件 四拾錢
 - 六 船長退職の認證 每一件 四拾錢
- 手数料は其金額に相當する收入印紙を申請書に貼用し消印をなすして之を納付すべし
但し申請者の便宜上消印を爲すは妨げなし
- 第三條 第一條の證明を申請する者は手数料の外郵送料に相當切手を納付して證明の送付を請求することを得

(二) 水夫適任證書交付規則

(大正五年二月)
遞信省令第十二號

- 第一條 亞米利加合衆國諸港に出入せむとする日本船舶の船員にして千九百十五年三月四日の亞米利加合衆國海員法に依る水夫適任證書を受有せむとする者は其の交付を管海官廳に申請することを得
- 第二條 水夫適任證書は左に掲る資格の一を有し且體格検査に合格したる者に之を交付す
- 一 總噸數百噸以上の沿海航路以上の船舶に乗組み三年以上甲板部員として執務し年齢滿十九年以上なること
 - 二 沿海航路以上の船舶に乗組み一年以上甲板部員として執務し且船舶の運用に關する

試験に合格したること

遊覽船、捕鯨船又は無甲板漁船に乗組みたる期間は前項第一號の期間に算入せず

第一項第二項の試験は羅針盤方位、船燈、霧中信號、航路信號、機關傳令、結索、端艇の卸方及操縱、航海用語並操舵に關する要領に付之を行ふ

第三條 水夫適任證書の交付を受けんとする者は第一號書式の申請書を管海官廳に差出すべし○前項の場合に於て申請者は船員手帖又は之に準すべき證明書を管海官廳の檢閲に供し本籍地、出生年月日及乗船履歴を證明すべし

第四條 水夫適任證書は第二號書式に依る (書式略)

第五條 水夫適任證書を滅失又は毀損したるときは其事由を具し該證書を交付したる管海官廳に之が再交付を申請することを得

水夫適任證書の記載事項に變更を生したるときは遅滞なく其事由を具し該證書を交付したる管海官廳に之が書換を申請すべし○水夫適任證書不用となりたるときは遅滞なく該證書を交付したる管海官廳に之を返還すべし

第六條 本令に依り申請を爲す者は左の區別に従ひ手数料を納付すべし

- 一 水夫適任證書の交付を申請するとき 五拾錢
 - 二 水夫適任證書の再交付又は書換を申請するとき 貳拾錢
- 手数料は其の金額に相當する收入印紙を納付書に貼用して之を納付すべし

○水夫適任證明交付規則

三〇三

○水夫適任證書交付規則に依る事務を行ふ管海官廳
○關稅法拔萃

三〇四

第七條 本令に依る事務を行ふ管海官廳は別に之を定む

第八條 本令は關東州に船籍港を定むる船舶の船員に之を準用す

(三) 水夫適任證書交付規則に依る事務を行ふ管海官廳

東部遞信局海事部横濱出張所 西部遞信局海事部神戸出張所

(四) 關稅法拔萃 (改正明治四十四年三月
法律四四號)

第二章 船 舶

第十條 外國貿易船開港に入港したるときは船長は入港の時より二十四時以内に税關に入港届を爲し積荷目録、船口申告書、船用品目録及旅客氏名表を提出すると同時に船舶國籍證書及仕出港の出港免狀若しくは之に代るべき書類を預くべし

第十二條 外國貨物を積載せる船舶は税關長の認許を得たる場合の外積荷目録又は運送目録を提出したる後に非されは貨物の積卸を爲すことを得ず但し旅客の携帶品及郵便物は此の限に在らず

第十三條 外國貿易船開港を出港せんとするときは船長は税關に出港届を爲し出港免許を

受くべし

第十四條 外國貿易船貨物の積卸を爲すして入港の時より二十四時以内に出港するときは第十條及第十三條の規定を適用せず

第十六條 船長は税關長の認許を得たる場合の外既に提出したる積荷目録の訂正補足を爲すことを得ず

第十七條 外國貨物を積載せる船舶は日没より日出迄の間及税關の休日には税關長の特許を受くるに非されは貨物の積卸を爲すことを得ず但し旅客の携帶品及郵便物は此の限に在らず

第十八條 外國貿易船は不開港に出入することを得ず但し海難其他已むを得ざる事故あるときは此の限に在らず

外國貿易船前項但書の事故に因り不開港に入港したるときは船長は直に其の事由を税關官吏、税關官吏在らざるときは警察官吏に届出つべし

第二十一條 外國貿易船々用品を積入れんとするときは船長は税關、税關の設置なき地に於ては税關官吏、税關官吏在らざるときは警察官吏に申告すべし

第二十二條 税關官吏職務の爲船舶に乗込むときは船長は相當の便宜を與ふべし

第二十三條 本法に於て外國貿易船と稱するは外國貿易の爲外國に往來する船舶を謂ふ

○關稅法拔萃

三〇五

第三章 貨物

第一節 總則

第二十四條 貨物は開港に由るの外輸出若は輸入を爲すことを得す但し左に掲ぐる場合は此の限に在らず

一 遭難船舶の修繕救接若は救助の費用其他航海を繼續するに必要な費用を支辨する爲貨物を賣却するとき

二 遭難船舶に積載せる損傷貨物若しくは腐敗し易き貨物を讓渡するとき

三 遭難船舶若しくは難破賣物を輸入するとき

第二十五條 貨物の検査を開始したる後は貨物に關する申告書の訂正補足を爲す事を得ず

第二十六條 日没より日出迄の間及税關の休日に於て貨物を保税地域に搬入し又は保税地域より搬出せんとするときは税關長の特許を受くべし但し旅客の携帯品は此の限に在らず保税地域内に於て貨物の取扱を爲さんとするとき亦前項に同じ

第二十七條 保税地域内に於ける貨物の取扱は總て税關長の指揮に従ふべし

第二十八條 貨物の陸揚、船積其他船舶と陸地との交通は税關長の特許を得たる場合の外税關に於て定めたる場所に由るべし

外國貿易船と沿海航船との交通は税關長の特許を得たる場合の外之を爲すことを得ず

第二十九條 輸出したる貨物は外國貨物とし輸入したる貨物は内國貨物とす

第二十九條之二 本法に於て保税地域と稱するは税關構内保税倉庫、税關假置場其他法令に依り外國貨物を藏置し得る地域を謂ふ

第三十條 貨物に關する本法の規定は船用品に之を適用せず

第三節 運送

第三十九條 内外國貨物を外國貿易船に又は外國貨物を沿海通航船に積載し開港間に回漕せんとする者は税關に申告し貨物の検査を経て回漕免許を受くべし

第三十九條之二 外國貨物の陸路に由る運送は命令を以て定めたる通路に由るべし

第三十九條之三 外國貨物相當の期間内に運送先に到達せざるときは運送申告者より關稅を徴收す但し災害に因り滅失し又は税關の認許を得て滅却したるときは此の限に在らず

第三十九條之四 外國貨物を運送せんとする場合に於ては船長又は陸路運送人は運送先を異にする毎に運送目録を税關に提出すべし

船長又は陸路運送人は運送に關し職務を執行する官吏に對し相當の便宜を與ふべし

第三十九條之五 左に掲ぐる外國貨物を海路又は陸路に由り不開港より開港又は保税地處に運送せんとする場合に於ては船長又は陸路運送人は税關官吏税關官吏在らざるときは警察官吏の認許を受くべし但し陸路に由る運送は税關官吏又は警察官吏の指定する通路に由るべし(一)假に陸揚したる貨物(二)運航の自由を失ひたる船舶に積載せる貨物

(三) 難破貨物

前項の貨物運送先に到達したるときは船長又は陸路運送人は二十四時以内に認許證を税關に提出すへし

第四十條 内國貨物は外國貿易船に積載し開港間に之を運送することを得

前項の場合に於ては税關に申告し其の免許を受くへし

第四十一條 第三十九條及前條の運送貨物運送先に到達したるときは船長又は陸路運送人は直に運送目録を税關に提出すへし

第四章 税關官吏の職權

第五十三條 税關長は其の職權の執行に必要な認むるときは船車の出發を差止め又は進行を停止することを得

第五十四條 税關長は必要と認むるときは船舶若しくは貨物に關する書類を提出せしむることを得

第五十五條 税關長は運送貨物に對し監督上必要の處分を爲すことを得

第五十六條 税關長は必要と認むるときは輸出入貨物の見本を納付せしむることを得

第五十七條 税關官吏は船車に乗込み監督上必要の處分を爲すことを得

第五十八條 税關官吏は必要と認むるときは貨物を検査若しくは封鎖し又は船車倉庫其他貨物の藏置場を封鎖することを得

第五十九條 税關長は職權の執行に必要な認むるときは海軍の援助を求むることを得

第六十條 前條の請求ありたるときは海軍艦船長は船舶に對し進行停止の命令を爲すことを得前項の命令を受けたる船舶進行を停止せざるときは海軍艦船長は其の船舶に對し兵力を用ふることを得

第六章 罰則

第七十四條 輸入禁制品の輸入を圖り又は其の輸入を爲したる者は犯罪に係る貨物の原價に相當する罰金又は科料に處し其の貨物を沒收す但し他の法律に於て別に刑を定めたるものは此の限に在らず

第七十五條 關稅の逋脱を圖り又は關稅を逋脱したる者は其の逋脱を圖り又は逋脱したる稅金の三倍に相當する罰金又は科料に處し犯罪に係る貨物を沒收す

第七十五條之二 前二條の犯罪に係る貨物の運搬、寄藏、收受、故買又は牙保を爲したる者は千圓以下の罰金又は科料に處す

第七十六條 免許を受けずして貨物の輸出若しくは輸入を爲し又は爲さんとしたる者は千圓以下の罰金又は科料に處す但し第七十四條又は第七十五條に該當するものは此限に在らず

第七十七條 貨物と符合せざる積荷目録又は運送目録を提出したるときは船長又は陸路運送人を五百圓以下の罰金又は科料に處す

○關稅法拔萃

三一〇

第七十八條 第十八條第一項の規定に違反したるときは船長を貳千圓以下の罰金又は料料に處す但し他の法律に於て別に刑を定めたるものは此の限に在らず

第七十九條 第十二條若しくは第十七條の規定に違反したるときは船長を五百圓以下の罰金又は料料に處す

第八十條 第十條、第十三條、第十八條第二項、第二十一條、第三十九條の四第一項、第三十九條の五又は第四十一條の規定に違反したるときは船長又は陸路運送人を貳百圓以下の罰金又は料料に處す

第八十一條 第二十六條乃至第二十八條、第三十九條第一項、第三十九條の二又は第四十條第二項の規定に違反したる者は百圓以下の罰金又は料料に處す

第八十二條 第七十七條乃至第八十一條の規定に該當する者は不注意に出でたるの故を以て處罰を免るゝことを得す

第八十二條の二 輸出又は輸入の業を營む者の代理人又は使用人にして其の業務に關し第七十四、條第七十五條又は第七十六條の規定に違反したるときは營業者を處罰す但し營業者か其の代理人又は使用人の監督に付相當の注意を爲したることを證明する場合又は稅關貨物取扱人が貨物の取扱を爲したる場合は此の限に在らず

稅關貨物取扱人の代理人、雇人其の他の從業者か其の業務に關し第七十四條、第七十五條又は第七十六條の規定に違反したるときは稅關貨物取扱人を處罰す

第八十二條の三 前條の場合に於て營業者又は稅關貨物取扱人が未成年者又は禁治産者なるときは其の法定代理人を處罰す但し營業又は業務に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付ては此の限に在らず

第八十二條の四 本法を犯したる者には刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條の例を用ゆす

第八十三條 本法に依り沒收すべき貨物か犯則者以外の者に屬し又は消費其の他の事由に因り沒收すること能はざるときは其の價額より關稅及消費稅に相當する金額を控除したる金額を犯則者より追徴す

第八十二條の二の營業者及稅關貨物取扱人は前項の規定の適用に付ては之を犯則者と看做す

前二項の追徴を爲す場合に於ては其の貨物の關稅は犯則當時の貨物の所有者より之を徵收す但し貨物か所有者の占有に歸せざる間に滅失し又は第三者に歸屬したるときは犯則者より之を徵收す

前項の規定に依る關稅の徵收に付ては國稅徵收法を準用す

第七章 犯則事件の調査及處分

第八十四條 稅關官吏は犯則の事實發見の爲必要と認むるときは船車倉庫其の他の場所に臨檢し搜索を爲すことを得

○關稅法拔萃

三一〇

第八十五條 稅關官吏は犯則の事實を證明するに足るべき物件を身邊に藏匿する者ありき
思料したるときは其の開示を求め若之に従はざるときは身邊の搜索を爲すことを得

第八十六條 稅關官吏は犯則事件の調査を爲すに當り必要と認むるときは犯則者證人參考
人を訊問することを得

第八十七條 稅關官吏臨檢、搜索、訊問を爲すときは制服を著用し又は其の資格を證明す
る證票を携帯すべし

第八十八條 稅關官吏は臨檢、搜索を爲すに當り必要と認むるときは警察官吏の援助を求
むることを得

第八十九條 稅關官吏搜索を爲すときは搜索すべき船車倉庫其の他の場所の所持人又は其
の同居の親族、傭人、鄰佑若其の在らざるときは其の他の警察官吏若しくは市町村吏員な
して立會はしむべし但し船車に在ては其の役員をして立會はしむることを得

前項の親族傭人若しくは鄰佑は成年者なるを要す

第九十一條 臨檢搜索及物件差押は日没より日出迄の間之を爲すことを得す但し現行犯の
場合は此の限に在らず
既に開始したる臨檢搜索又は物件差押は必要ある場合に於ては前項の規定に拘らず之を
繼續することを得

第九十二條 稅關官吏は前數條に記載したる處分中何人に限らず許可を得ずして其の場所

に出入するを禁することを得

第九十四條 稅關長は犯則事件の調査に依り犯則の心證を得たるときは其の理由を明示し
罰金若しくは料りに相當する金額、沒收に該當する物品若しくは徵收金に相當する金額を稅
關に納付すべき旨を通告すべし

第九十五條 犯則者前條の通告を受けたるときは其の日より五日以内に之を履行すべし此
の期間内に履行せざるときは稅關長は直に告發すべし

第九十六條 犯則者通告の旨を履行したるときは同一事件に付訴を受くることなし

第九十七條 稅關長は通告を爲し難しと認むるとき若しくは通告の旨を履行する資力なしと
認むるときは直に告發すべし

第八章 補則

第九十八條 船舶修繕の爲又は巨大重量の貨物にして開港に於て積卸し難き貨物を陸揚す
る爲必要と認むるときは當分の内稅關長は外國貿易船の不開港に出入する特許を與ふる
ことを得

第一百條 本法の期間を定むるに日時を以てしたるものは其の期間中に稅關の休日算入せ
ず日と稱するは二十四時を謂ひ月と稱するは三十日を謂ひ年と稱するは曆に従ふ

第一百一條 本法の規定中船長に適用すべきものは船長に代りて其の職務を行ふ者にも亦之
を適用す (第一百二條以下略)

(五) 税關利用に關する諸手数料拔萃

(イ) 税關收容貨物敷料

- 一 重量に依り關稅を附加せらるべき貨物 五百斤迄毎に一日 金參錢
 - 二 前號以外の貨物 十立方尺迄毎に一日 金參錢
- 前項使用料の徵收上便宜と認むるときは第一號の貨物を第二號の定率に、第二號の貨物を第一號の定率に依らしむることを得○收容の初日は敷料を徵收し解除の日は徵收せず

(ロ) 税關所屬起重機使用料(關稅法施行規則第七十七條に依る)

- 揚力一噸半のもの 一臺一時間迄毎に 金壹圓
- 揚力五噸のもの 同 金壹圓五拾錢
- 揚力五十噸のもの 同 金拾五圓
- 一 蒸汽起重機 揚力五噸迄 同 金壹圓
- 以上揚力五噸迄を増す毎に金五拾錢を加ふ
- 一 手動起重機 揚力五噸迄 同 金五拾錢
- 以上揚力五噸迄を増す毎に金貳拾五錢を加ふ
- (ハ) 横濱税關に於ける電燈使用料(税關法施行規則第七十七條に依る)

- 十六燭光電燈五燈毎に一月金五圓
- 三十二燭光電燈五燈毎に一月金拾圓

但し一月未滿の使用料は十五日迄は半月分を十五日を超ゆるときは一月分を徵收す

(ニ) 税關所屬土地建物使用料

關稅法施行規則第七十七條に依り税關所屬の土地建物の使用料左の通定む

第一條 税關所屬の土地建物を使用する者は左の使用料を納むべし

- 上屋又は上屋以外の土地を使用する者
 - 一 重量に依り關稅を賦課せらるべき貨物 五百斤迄毎に一日 金五厘乃至壹錢
 - 二 前號以外の貨物 十五方立尺迄毎に一日金五厘乃至壹錢
 - 土地又は建物を専用する者 一坪迄毎に 一箇月 金五拾錢以上貳圓以下
- 但し十五日迄は半箇月分を十五日を超ゆるときは一箇月分を徵收す

前項使用料の徵收上便宜と認むるときは第一號の貨物を第二號の定率に第二號の貨物を第一號の定率に依らしむることを得

第一號及第二號の貨物に付ては貨物を上屋又は上屋以外の土地に搬入の日及上屋又は上屋以外の土地より搬出の日は使用料を徵收すべき日數に算入せず

第二條 輸出すべき貨物關稅定率法第七條第一號及第二號の物品竝に旅客の携帯せる旅具

○税關利用に關する諸手数料拔萃

○税關利用に關する諸手数料拔萃

は使用料を徴收せず

(ホ) 税關手数料額

- 税關及税關支署臨時開廳特許手数料
 - 一 日出より日没まで 一時間まで毎に 拾圓
 - 一 日没より午後十二時迄 同 貳拾圓
 - 一 午後十二時より日出まで 同 參拾圓

税關支署に在ては其地の狀況に依り半額迄に低減することを得

○貨物積卸搬入搬出取扱特許手数料

- 一 日出より日没まで 一時間まで毎に 貳圓
- 一 日没より午後十二時まで 同 四圓
- 一 午後十二時より日出まで 同 六圓

○税關に於て定めたる場所以外に於ける検査特許手数料

- (A) 普通貨物検査の爲税關官吏の派出を要するとき
 - 一 検査に要する時間 一時間まで毎に 參圓
 - 但し旅費を要するときは別に其の實費を加ふ

- (B) 船内に於て旅客携帯品検査の爲税關官吏の乗船を要する時
 - 一 乗船官吏毎一人 一箇月まで毎に 五拾四圓

○外國貿易船不開港出入特許手数料

- 一 一回に付 參圓

○關稅法施行規則第七十六條に依る手数料

- 一 證明 每一件 貳圓
- 一 輸出入貨物日計表 毎一月 參拾圓
- 一 其他船舶貨物に關する計表 每一件 五拾錢

(六) 關稅法施行規則拔萃 (改正明治四十四年六月 勅令第一八四號)

第一章 船舶に關する手續

第十七條 船舶の入港届は船舶の名稱國籍登簿噸數仕出港入港の時及乗組海員の數を記載したる文書を以て之を爲すへし

第十八條 積荷目録には船舶の名稱、國籍、貨物の仕出地、仕向地、記號、番號、品名、箇數、數量及荷受人を記載すへし

第十九條 艙口申告書には艙口の所在、箇數、船用品目録には船用品の種類、數量及見積價格、旅客氏名表には旅客の國籍、氏名、乗込地及上陸地を記載すへし

○關稅法施行規則拔萃

前項の文書には仍船舶の名稱及國籍を記載すへし

第二十條 外國貨物を積載せる船舶、積荷目録又は運送目録提出前に於て貨物積卸の認許を得んとするときは其の理由を詳記したる申請書を税關に提出すへし

第二十一條 船舶の出港届は船舶の名稱、國籍、登簿噸數仕向港及出港の時を記載したる文書を以て之を爲すへし

第二十二條 外國貿易船出港の免許は文書を以て之を爲すへし出港を免許したるときは並に預りたる船舶國籍證書其の他の書類を還付すへし

第二十三條 外國貨物を積載せる船舶日没より日出迄の間又は税關の休日に於て貨物の積卸を爲す爲税關長の特許を受けんとするときは其の理由を記載したる申請書を税關に提出すへし

第二十四條 前條の特許を受けたる者は特許手續料を納付すへし但し海難其他已むを得ざる事故に因り貨物の積卸を爲すとき又は外國貨物を積載せる沿海通航船内國貨物の積卸を爲すに止まるときは此の限に在らず

第二十五條 警察官吏關稅法第十八條第二項の届出を受けたるときは其地所轄の税關又は監視署に急報すへし

第二十七條 外國貨物の假陸揚を爲さんとするときは其の記號、番號、品名、箇數、數量及陸揚の事由を記載したる文書を以て船長より税關に、税關の設置なき地にありては税

關官吏、税關官吏在らるときは警察官吏に申告すへし但し海難其他已むを得ざる事故に因り豫め申告する能はざるときは陸揚したる後直に申告すへし

第二十八條 關稅法第二十一條の申告は物品の種類、數量及價格を記載したる文書を以て之を爲すへし

第二十八條之二 警察官吏前二條の申告を受けたるときは其地所轄の税關に通報すへし

第二十九條 沿海通航船海難其他已むを得ざる事故に因り外國に寄港したるときは歸港後其の地所轄の税關に申告すへし

前項の船舶外國に於て船用品を積入れたるときは其の種類、數量原價及積入地を記載したる目録を歸港地所轄の税關に提出すへし

第六章 税關の執務時間及臨時開廳

第七十三條 税關の執務時間は休日を除き午前九時より午後四時迄とす但し土曜日は午後三時迄とす

第七十四條 税關の執務時間外に於て臨時開廳の特許を請はんとする者は開廳の期間及其の期間中に爲すべき事項を記載したる申請書を税關に提出すへし
前項の特許を受けたる者は特許手数料を納むへし

第七章 雜則

第七十五條 關稅法第九十八條の特許を得んとするときは港名船舶の名稱、國籍、碇泊期

○噸稅法

三二〇

間及理由、貨物の陸揚に係るときは其の品名數量を記載したる文書を以て船長より税關長に申請すへし○前項の特許を得たるときは船長より特許手数料を税關に納付すへし

第七十六條 税關の證明又は船舶貨物に關する計表を請ふ者は手数料を納付すへし

第七十七條 大藏大臣は棧橋、起重機其他税關所屬の土地建設物又は備品を使用する者をして使用料を納付せしむることを得

第七十八條 手数料及使用料の額は大藏大臣之を定む

第七十九條 手数料使用料收容貨物の費用及敷料は收入印紙を以て之を納付することを得

第八十二條 申告書其他の文書には提出者の國籍、住所又は居所及提出の年月日を記載し提出者之に署名すへし

第八十三條 關稅法又は本規則に依り税關又は税關長に提出すへき文書は税關支署の管轄内に在ては税關支署に提出すへし○前項の外税關に關する規定は税關支署に之を準用す

(七) 噸 稅 法

(明治三十二年三月
法律第八八號)

第一條 外國貿易の爲外國に往來する船舶開港に入港したるときは其の入港毎に登簿噸數

一噸又は積量十石に付五錢の噸稅を課す但し登簿噸數一噸又は積量十石に付拾五錢を一時に納付するときは其の港に於ては滿一箇年間噸稅を納むるを要せず

帝國と測度法を異にする國の船舶の登簿噸數は帝國に於て定むる測度法に依り換算す

第二條 噸稅は船舶入港したるとき船長より税關に納付すへし

第三條 海難其他止むを得ざる事故に由り入港したる船舶には噸稅を課せず但し本條の事故に由るにあらずして貨物の積卸を爲すときは此の限にあらず

第四條 税關長に於て必要と認むるときは船舶の測度を爲すことを得

第五條 噸稅の遁脱を圖り又は噸稅を納付せずして出港したるときは船長を其の遁脱を圖り若くは納付せざりし稅金の三倍に相當する罰金に處す

第六條 犯則事件の調査及處分に關しては關稅法を準用す但し通告履行の期間は通告を受けたる時より四十八時以内とす

第七條 噸稅の徵收に關しては國稅徵收法を適用せず

(八) 噸稅法施行規則

(明治三十二年六月
勅令第三二〇號)

第一條 噸稅法第一條但書に依り一時に噸稅を納付せんとする者は其の旨税關又は税關支

○噸稅法施行規則

三二一

署に申告すへし

第二條 税關又は税關支署に於て噸税を徵收せんとするときは其の税金額及納付金庫を指定して納税人に告知すへし

第三條 海難其他已むを得ざる事故に因り開港に入港したる外國貿易船は其の事由を税關又は税關支署に證明すへし但し噸税を納付する場合は此の限に在らず

第四條 噸税納付済の證明又は噸税法第四條に依り測度を受けたる場合に於て船舶測度證を受けんとする者は税關又は税關支署に申請し證書一通に付手数料壹圓五拾錢を納付すへし○前項の手数料は申請書に收入印紙を貼付して之を納付することを得

第五條 犯則の調査及處分の手續に關しては關税法施行規則を準用す

(九) 海港檢疫法 (改正明治四十年六月
法律五十一號)

第一條 海外諸港及臺灣より來る船舶に對しては傳染病豫防の爲檢疫を施行す

檢疫を施行すへき海港及傳染病の種類は内務大臣之を指定す

第二條 海外諸港及臺灣より檢疫を施行する港に來る船舶は其の入港前に於て此の法律に依り檢疫を受け許可證を得たる後に非れば其の港に入港し陸地又は他船と交通し船客乗

組員の上陸、物件の陸揚を爲すことを得ず
前項の船舶にして入港後傳染病患者を發生したるときは檢疫官吏の指定に従ひ更に檢疫を受け許可證を得るに非れば他港に進航し陸地又は他船と交通し船客乗組員の上陸、物件の陸揚を爲すことを得ず

第三條 船長其他の乗組員及船客は檢疫官吏の尋問に對して之に應答し又船長其他の乗組員は檢疫官吏の請求あるときは所定の式紙に事實を記入し其の氏名を署したる明告書を差出すへし

船長は檢疫官吏の請求に應じて航海日誌を示し且船内の各部を開き検査を受くへし但し艙は航海中船客又は乗組員にて占居したるとき又は他の事故に依りて傳染病に汚染したる疑あるときに限り其の検査を受くへし

第四條 海外諸港及臺灣より檢疫を施行する港に來る船舶にして左の各號の一に該當するものは其の入港前より許可證を得るまで檢疫信號を掲ぐへし

- 一 現に傳染病患者若しくは死者あるもの
- 二 航海中傳染病患者若しくは死者ありたるもの
- 三 傳染病流行地を發し又は其の地を経て來航し若しくは傳染病に汚染したる船舶と交通し其他傳染病に汚染したる疑あるもの

第二條第二項の船舶は患者發見の時より許可證を得るまで檢疫信號を掲ぐへし

檢疫信號は晝間は船舶の前檣頭に黄旗を掲げ夜間は同所に紅白二燈を連掲するものとす

第五條 海外諸港及臺灣より檢疫を施行せざる港に来る船舶にして第四條第一項の各號の

一に該當するもの又は其の港内に碇泊中傳染病患者を發生したるものは前條の規定に従ひ檢疫信號を掲げ其の地の警察官吏に届出指揮を待つへし

前項の場合に於て警察官吏の命あるときは直に檢疫を施行する港に回航して檢疫を受くへし○第一項の場合に於て警察官吏の指揮あるまでは他港に進航し陸地又は他船と交通し船客乗組員の上陸物件の陸揚を爲すことを得ず

警察官吏に於て第一項の事實ありと認め其の旨を告知したる場合亦前二項に同じ

第六條 檢疫官吏は第一條の船舶に對し左の處分を爲すことを得

- 一 現に傳染病患者若しくは死者あるものは停船を命し患者死者の處分を指示し船舶其の他の消毒方法若しくは鼠族の驅除を施行し且必要ありと認むるときは命令の定むる期間船客乗組員を檢疫所又は船中に停留することを
- 二 航海中傳染病患者若しくは死者ありたるものは第一號の規定に準じて處分することを
- 三 傳染病流行地を發し又は其の地を経て來航し若しくは其の船舶に傳染病の汚染したる疑あるものは必要ありと認むるときは第一號の規定に準じて處分することを
- 四 停船中傳染病患者を發生するときは更に第一號の規定に依り處分することを
- 五 傳染病の疑ある患者あるときは二日より多からざる期間停船を命することを

六 發航地若しくは寄港地の狀況又は船舶の状態に依り消毒方法又は鼠族の驅除を施行すること

第七條 停船を命せられたる船舶は檢疫官吏の指示したる場所に碇泊し其の許可を得るに非れば他に移轉することを得ず

第八條 檢疫所に移轉せしめられたる船客乗組員は檢疫官吏の許可を得るに非れば本船其の他と交通し若しくは物件を搬出することを得ず

第九條 船舶及物件の消毒又は鼠族の驅除は檢疫官吏之を施行し船長其の他の乗組員は其の施行上に關し之を補助するの義務あり

前項の消毒又は鼠族驅除に關する費用は船主船長若しくは其の代理人より徴收す

第十條 檢疫所に移轉せしめられたる者の食費及患者死者に關する費用は其の乗組員に屬するものは船長若しくは其の代理人より其の船客に屬するものは本人より之を徴收す

本條及第九條第二項の費額及其の徴收に關し必要の規程は命令を以て之を定む

第十條の二 檢疫官吏は職務執行上必要あるときは命令の定むる所に依り無償にて船舶に乗込むことを得

第十一條 第二條第五條第七條第八條の規定に違背したるものは五拾圓以上五百圓以下の罰金に處す

第十二條 此の法律の執行を拒み若しくは之を妨害し又は檢疫官吏の尋問に對して答辯を爲

○海港檢疫法施行規則

三二六

さす若くは虚偽の事實を答辯し又は其の命令に従はざる者は貳拾圓以上貳百圓以下の罰金に處す船長若くは船長の職務を行ふ者前項の罪を犯し又は船客乗組員の之を犯すを知りて制止せざるときは五拾圓以上五百圓以下の罰金に處す

(一〇) 海港檢疫法施行規則

(明治四十年六月)
内務省令第一號

第一條 檢疫を施行する海港は横濱港、神戸港、長崎港、門司港、敦賀港、下ノ關港、若松港、三池港及口の津港とす其他の海港に於て臨時に檢疫を施行するときは告示を以て之を指定す下ノ關港若松港に來る船舶は門司港に於ける檢疫所の檢疫を受くへし
横濱港に於て檢疫を受けたる船舶にして消毒を要するときは長濱港に、三池港及口の津港に於て檢疫を受けたる船舶にして消毒を要するときは女神に回航せしむ
海港檢疫所に於て消毒を施行し能はざる場合は内務大臣は消毒の必要ある船舶を他の檢疫所に回航せしむることあるへし

第二條 檢疫を施行する傳染病は虎列刺、痘瘡、猩紅熱、ペスト、黄熱とす其他の傳染病に對し臨時に檢疫を施行するときは告示を以て之を指定す

第三條 海港檢疫法第六條第一號の停留期間は消毒方法又は鼠族驅除の施行を了りたる時

より起算しペストは十日間、虎列刺、黄熱は五日間とす但同第三號の場合に於ては傳染病流行地を發し又は其地を經過し若くは傳染病毒に汚染したりと疑ふべき事實ありたる時より起算す○帝國の海港檢疫所に於て消毒又は停船の處分を受け其後異狀なきものは再び停船又は消毒せらるることなし○停船中と雖も檢疫官吏は一定の條件に該當する場合に於て停留の必要なしと認むる船客乗組員の上陸又は物件の陸揚を許可することを得

第四條 海港檢疫法第六條第一號乃至第四號の場合に於て停留の必要ある船客乗組員を檢疫所に移轉せしめたるときは消毒方法又は鼠族の驅除を施行したる船舶の停留を解除することを得○消毒方法又は鼠族の驅除を施行したる船舶にして相當設備あるときは停留の必要ある船客乗組員を船内に隔離し條件を附して前項の處分をなすことを得

第五條 海港檢疫法第六條の處分に關し鼠族の驅除を施行したる場合に於て檢疫官吏は消毒方法を施行せざる貨物に對し條件を附して陸揚を許可することを得

第六條 海港檢疫法第三條第一項の明告書は附録様式に據るへし

第七條 傳染病及其の疑ある患者は檢疫所所屬の病院に入らしむへし但し痘瘡又は猩紅熱なるときは本人の請求に依り相當の設備ある他の病院に入らしむることを得

第八條 檢疫所の停留所に移轉せしめたる船客乗組員に傳染病を發生したるときは其の全部若くは一部の人員に對し更に第三條第一項の期間停留を繼續す

○海港檢疫法施行規則

三二七

第九條 海港檢疫法第四條第一項第二號又は第三號に該當する船舶にして海外の港に於て消毒の處分を受けたるものと雖も其の消毒を受けたる時より起算し二週日以上を經過せざるものに對しては同法第六條第三號に依り處分すへし

第十條 死體は所定の場所に於て火葬し其の遺骨は引取人又は船長若しくは其の代理人に引渡すへし若し引取人なく船長若しくは其の代理人在らざるか又は引取を拒むときは行旅病人及行旅死亡人取扱法に依り處分すへし○親族又は縁故ある者より死體引渡を願出たるときは病毒傳播の虞なしと認むる場合に限り之を許可することを得

第十一條 海港檢疫法第五條の場合に於ては警察官吏は最寄検査所に回航せしむへし但し船長又は其の代理人の請求あるときは本條第二項第三項に依り處分することを得警察官吏若し其の船舶の検査を施行する海港に回航し難しと認むる場合又は相當の處置を爲し得へしと認むる場合に於ては最寄検査所に回航せしめず船長及其の他の乗組員をして相當の消毒方法を施行せしむることを得此の場合に於ける費用は船主、船長若しくは其の代理人の負擔とす○前項の場合に於て患者を隔離するの必要ありと認めたるときは本人又は船主、船長若しくは其の代理をして實費を仕拂はしめ所定の場所に收容することを得○臨時検査を施行する港に於て海港檢疫法第六條第一號乃至第四號の處分を要するときは亦本條に準ず

第十二條 停船中の船舶にして特別の事情に因り船長又は其の代理人に於て海外諸港に進

航せんことを請求したるときは検査官吏は相當の設備ある船舶に限り條件を附して之を許可することを得

検査を施行する帝國內他港に進航せんことを請求する場合に於て其の到着前停船期間を満了すへきとき亦前項に同じ

第十三條 海港檢疫法第十條の二に依り検査官吏の乗船するは左の各號の場合に限る

- 一 他の港に回航せしむるとき
- 二 帝國內他港に進航する船舶内に傳染病の疑ある患者又はペストの疑ある鼠ありて特に乗船調査を必要と認めたるとき
- 三 前條第二項の進航を許可したるとき

第十四條 傳染病流行地及海港檢疫法第六條第六號の發航地又は寄港地に該當すへき地方は告示を以て之を指定す

前項後段の指定地方より別に告示を以て指定せる港に來航する船舶に對しては鼠族の驅除を行ふものとす但積荷の種類等に依り検査官吏に於て必要なしと認むる場合は此限りに在らず○前項以外の船舶と雖も積荷の種類其の他船内の狀況等に依り必要と認むるときは消毒方法又は鼠族の驅除を行ふへし
前二項の處分を爲したるときは船長又は其の代理人の請求に依り其の證を交付すへし

○海港檢疫法施行規則

三三〇

本條の處分を受けたる船舶に對しては同一航海中再び同一の處分を行ふことなし

第十五條 消毒費は左の區別に依り之を徵收す但し内外國軍艦及帝國陸軍部隊に關するものは此の限に在らず

船舶消毒費

登簿噸數百噸未滿

貳拾圓

同百噸以上千噸未滿

四拾圓

同千噸以上二千噸未滿

六拾圓

二千噸以上一千噸未滿を増す毎に貳拾圓を加ふ局部消毒費は各其四分の一とす

積荷消毒費 一箇に付

參拾錢

船客乗組員の衣服、手荷物、所持品の消毒費

一等二等船客及之に準すへき乗組員一人分に付

貳圓

三等船客及之に準すへき乗組員一人分に付

貳拾錢

第十六條 檢疫所に移轉せしめたる者の食費患者死者に關する費用及鼠族驅除費の徵收額は地方長官之を定む

第十七條 内外國の病院船に對する檢疫は軍艦に準し之を施行す

(一一) 夜間檢疫信號

(改正明治三十三年
告示第一號)

一 檢疫船前檣(船首碇泊燈の位置より凡そ五尺以上の高さに於る)に於て綠色球燈一箇赤色球燈一箇各三呎を距て縦に連掲し檢疫船の信號とす

一 船舶の進航を止めんとするときは其入船を見掛けたる時大砲を一發し船を止むるの信號とす

一 檢疫碇泊の時は船首船尾に各一箇の碇泊燈を掲ぐ

(一二) 日没後檢疫請求方

(明治三十二年十月
内務省告示第一〇三號)

海外諸港及臺灣より海港檢疫を施行する港に來る郵便船又は火急入港を要する船舶にして日没後檢疫を受けんとするものは檢疫船番又は見張所附近に於て長汽笛三聲を發し臨檢を求むべし

(一三) 健全證書交附手續

(明治三十五年三月
内務省令第九號)

第一條 外國通ひの船舶出港せんときは其地の地方長官に健全證書の交附を申請す

○夜間檢疫信號

日没後檢疫請求方

健全證書交附手續

三三一

○船舶検査法

ることを得

第二條 海港検査所、同支所又は臨時海港検査所の設けある港に於ては前條の申請は海港検査所長、同支所長又は臨時海港検査所長に差出すべし

第三條 健全證書の交附を申請するものは手数料として金五圓を納むべし

第四條 以下略

(一四) 船舶検査法 (改正明治三十三年法律五三號)

第一條 日本船舶は左に記載するものを除くの外此の法律の規程に依り検査を受くべし

一 總噸數二十噸未満又は積石數二百石未満の帆船

二 端舟其の他櫓權のみを以て運轉し又は主として櫓權を以て運轉する舟

三 倉庫船、繫留船

四 平水航路のみを航行する帆船

第三條 船舶の検査は船舶を日本船舶として初めて航行の用に供するときは其の航行期間満了のとき及航行期間内特に必要あるときは之を行ふ

日本の國籍を取得する目的を以て日本に於て製造する船舶の所有者は其の製造中と雖一部の検査を申請することを得

第四條 船舶の航行期間は汽船に在ては三箇月以上一箇年以内帆船に在ては六箇月以上三箇年以内とす

第五條 船舶の検査は其の所在地を管轄する管海官廳之を行ふ

遞信大臣は必要と認むる場合に限り前項の規定に依らず特に検査官吏を指定して船舶の検査を行はしむることを得

第六條 検査官吏船舶を検査し遞信大臣の定むる検査規程に適合するものと認むるときは本船の航路制限、旅客定員、汽壓制限及航行期間を定め管轄官廳より船舶検査證書を交付すべし

第七條 検査を受けたる船舶の所有者又は船長に於て船舶検査證書の受有前に船舶を航行の用に供せむるときは検査官吏は其の請求に依り假證書を交付して之を許可することを得

第八條 検査官吏は何時にても船舶に臨視し若し特に検査を爲すの必要ありと認むるときは其の航行を停止することを得

第九條 船舶の検査に對し不服ある者は其の事由を具し遞信大臣に再検査を申請することを得再検査を申請したる者は其の決定前船舶の原狀を變更するを得ず

第十條 遞信大臣の特に定むる場合を除くの外船舶検査證書若しくは假證書を受有せずして船舶を航行の用に供し又は船舶検査證書若しくは假證書に記載する船舶の航路制限、航行

○船舶検査法

期間若くは汽壓制限を超過して航行し又は検査官吏の臨視を拒み若くは航行停止の命に違背し又は屬具の整備を爲さずして船舶を航行の用に供したるときは船長を參拾圓以上參百圓以下の罰金に處す

詐偽の所爲を以て船舶検査證書若くは假證書を受けたる者の罰亦前項に同じ
船舶検査證書若くは假證書に旅客定員の記載なき船舶に旅客を搭載し又は該證書に記載したる旅客定員を超過して旅客を搭載したるときは船長を拾圓以上百圓以下の罰金に處す
第十一條 前條の罪を犯したる者には刑法の數罪俱發の例を用ゐす

前條第二項の罰則は商會社に在ては其の所爲を爲したる業務擔當の任ある社員、取締役若くは使用人に之を適用す

第十二條 船舶の航路制限、航行期間、旅客定員及汽壓制限に關する規程其他此の法律の施行に必要な細則は逓信大臣之を定む

(一五) 船舶検査法施行細則抜萃

(改正大正四年八月
省令第三四號)

第二條の二 關東州船舶特種検査規則の規定に依り検査を受けたる船舶は船舶検査法に定むる検査を受けたるものと看做す

關東州船舶特種検査規則の規定に依り交付せられたる證書を有する船舶は其の證書の有効期間内に限り船舶検査法及本則に定むる證書を受有せずして之を航行の用に供することを得

第三條 船舶の検査を分ちて左の四種とす

- 一 特別検査
- 二 定期検査
- 三 臨時検査
- 四 移民船検査

總噸數三十噸未満又は積石數三百石未満の帆船及び淺濶船に對しては前項第一號の検査を行はす

第四條 初めて特別検査を行ふべき場合は左の如し

- 一 日本船舶を初めて航行の用に供せんとき
- 二 船舶検査法第十七條第一號若くは第二號に掲げたる外國船舶を同號の航路に使用せんとするとき
- 三 船舶検査法第一條各號の船舶が同法の規定に依り検査を受くべきものと爲りたるとき

船舶検査法第三條第二項の申請ありたるときは前項第一號の場合に於ける特別検査の一部を行ふ

第五條 管海官廳は差支なしと認むる場合に於ては左に掲ぐる船舶の第一回特別検査を第一回定期検査の有効期間満了迄猶豫することを得

○船舶検査法施行細則抜萃

三三六

- 一 進水後二箇年を経過せざる船舶
 - 二 遞信大臣の認可したる船舶検査員に於て日本の法令に依り特別検査を行ひ其の有効期間内に在る船舶
- 船舶検査法第十七條第一號に掲げたる外國船舶にして其の所屬國政府又は相當の技能を有する者の特別検査を受けたるものは管海官廳に於て差支なしと認むる場合に限り其の有効期間満了まで特別検査を猶豫することを得
- 第五條の二 船舶検査法の規定に依り特別検査を受けたる船舶が受くることを要せざるものと爲りたる後再び検査を受くべきものと爲りたるときは管海官廳に於て差支なしと認むる場合に限り前に受けたる特別検査の有効期間満了まで特別検査を猶豫することを得
- 特別検査を受けたる船舶が第三條第二項に掲げたる船舶となりたる後再び特別検査を受くべきものとなりたる時又は特別検査を受けたる船舶が國籍を變更したるも引續き船舶検査法の適用を受くべきとき亦前項に同じ
- 第六條 第二回以後の特別検査は前回特別検査を受けたる時より起算し三年乃至六年の範圍に於て船舶検査規程に依り検査官吏の定めたる時期に之を行ふ
- 第七條 特別検査は前條の規定に依り検査官吏に於て定めたる期間内と雖も船舶所有者、船舶管理人又は船舶借入人より申請あるときは管海官廳に於て相當の事由ありと認むる場合に限り其の期間を繰上げ之を行ふことを得

第八條 定期検査は船舶の航行期間を定めんとするときは之を行ふ

前條の規定は船舶が其の航行期間内に定期検査を受けんとする場合に之を準用す

前項の規定に依り定期検査の繰上げを認許したるときは船舶の航行期間は其の満了前と雖も満了したるとき看做す

第九條 臨時検査を行ふべき場合は左の如し

一 船舶検査法第三條第一項の規定に依り検査官吏に於て検査を爲すの必要ありと認めたるとき

二 第三十四條、第五十六條、第六十三條、第六十四條及び第七十一條第三項の申請又は第七十五條の届出ありたる場合に於て管海官廳が検査を爲すの必要ありと認めたるとき

第十條 特別検査を定期検査と同時に進行する場合に於て特別検査を行ひたるときは定期検査は之を行ひたるものと看做す

第十一條 移民船検査を行ふべき場合は左の如し

- 一 日本船舶が日本各港に於て移住民若しくは三等旅客五十人以上又は移住民及び三等旅客を併せ五十人以上を搭載し之を近海航路外の港又は別に定むる地方に運送せんか爲め日本の最後の港を發航せんとするとき
- 二 外國船舶検査規則第三條に該當するとき

○船舶検査法施行細則抜萃

三三七

外國船舶検査規則第一條第二項の規定は前項第一號の場合に之を適用す

第十二條 各種検査の方法及び標準は船舶検査規程の定むる所に依る

第十七條 船舶の検査は船舶検査執行地に於て之を行ふ但し申請人検査執行地に於て検査を受くること能はざる事由を疎明したるときは検査執行地外に於て検査を受くることを得○前項但書の場合に於ては検査申請人は船舶検査執行地に於て検査を受くること能はざる事由を申請書に附記すへし

第十八條 船舶検査執行地は別に之を定む

第十八條之二 遞信大臣の特に指定したる船舶検査執行地に於ては急速の検査を必要とする事由ある場合に限り休暇日と雖も汽船の検査を行ふ

管海官廳は事務の都合に依り前項の船舶検査執行地以外に於ても臨時に船舶の休暇日検査を行ふことを得

第十九條 船舶が検査を受くるときは汽船に在りては船長及び機関長、帆船に在りては船長に立會ふへし

第二十條 検査を受けんことを船舶の船長は船舶検査規程の定むる所に依り相當の準備を爲すへし

第二十一條 検査官吏検査の爲め船舶に臨檢したるときは船長は船舶國籍證書若しくは假船舶國籍證書、登簿船免狀、船鑑札又は船舶検査證書、假證書、船舶職員の海技免狀、海

員名簿、屬具目錄、航海日認、旅客名簿其他検査に必要な書類を其の檢閲に供すへし

第二十二條 検査を受ける船舶の船長及び機関長は検査官吏の要求に應し必要なる補助を爲し又は其の訊問に對し陳述を爲すへし

第二十三條 船長又は機関長差支ありて検査に立會ふこと能はざるときは運轉士又は機關士代はりて之に立會ふへし

船長運轉士機關長又は機關士の乗組まざる船舶の検査を受くるときは船舶所有者は相當の者を指定して検査に立會はしむへし

前三條の規定は前二項の規定に依りて立會を爲す場合に之を準用す検査に立會ふ者なきときは又は検査に立會ひたる者前三條の規定に違反したるときは検査官吏は其の検査を停止することを得

第二十四條 検査官吏検査を行ふに當り必要なりと認むるときは検査を結了するまで船舶検査證書、假證書、適航證書、回航認可證書又は臨時旅客定員證書を領置することを得

第二十五條 特別検査、定期検査又は臨時検査の執行中検査官吏に於て其の船舶の入渠、上架、修繕又は屬具の整備を必要なりと認めたるも當該管海官廳の管轄區域内に於て直に之を爲すこと能はざるときは検査申請人は事由を具したる書面を該管海官廳に差出し

其の検査を他の管海官廳に引繼ぎ又は囑託せんことを申請することを得

管海官廳に於て前項の事由は正當にして且船舶は其の航海に適するものと認めたるときは

○船舶検査法施行細則拔萃

三四〇

は検査を中止し之を他の管海官廳に引繼ぎ又は囑託することを得る。前項の規定に依り引繼ぎを受けたる管海官廳は前管海官廳に於て検査したる部分の検査を省略することを得る。

第二十八條 船舶検査證書又は假證書が滅失又は毀損したるときは船長は遅滞なく其の事由を具し船舶検査證書又は假證書の交付を受けたる管海官廳に其の再交付を申請すへし。第二十九條 前條の規定に依り船舶検査證書又は假證書の再交付を申請するも其の交付を受くるに至るまで時日を要し航海に差支を生ずるときは船長は前條の申請を爲すと同時に最寄管海官廳に適航證書の交付を申請することを得。○前項の申請を爲すには申請書に其の事由を具し且滅失又は毀損に係る船舶検査證書若しくは假證書に記載ありたる事項を附記し船舶検査手帖の存在する場合に於ては之を添附すへし。第三十一條 船舶検査證書又は假證書に記載したる事項に變更を生したるときは船長は遅滞なく最寄管海官廳に船舶検査證書又は假證書の書換を申請すへし。前項の場合に於て變更を生したる事項が船長の交代に係るときは新船長は前項の手續に依らずして船舶検査證書又は假證書に變更事項の裏書を申請することを得。第一項の場合に於て變更を生したる事項が船舶国籍證書又は假船舶国籍證書に記載すべきものなる時は船長は船舶法施行細則第三十四條又は同則第三十九條の規定に依りて交付ありたる船舶国籍證書又は假船舶国籍證書を當該管海官廳の檢閲に供すへし但同一管

海官廳に於て船舶国籍證書又は假船舶国籍證書の書換を申請すへき場合は此限に在らず。第三十二條 左に掲ぐる場合に於ては船舶検査證書又は假證書を受有せずして船舶を航行の用に供することを不得。

- 一 船舶が第二十九條第一項の規定に依り適航證書を受有するとき
- 二 船舶検査執行地外に於て製造せられ若しくは国籍を取得し其の他検査を受くへきもの
- 三 第三十條を爲りたる船舶を船舶港まで回航せしめ又は検査を受くる爲め該船舶を最寄管海官廳所在地若しくは検査執行地まで回航せしむるとき
- 三 船舶法施行細則第四條各號に該當するとき
- 四 内地に船舶港を有する船舶にして臺灣汽船検査規則に依り検査を受けたるものか其
- 五 内地に船舶港を有する船舶にして内地の目的港まで回航するとき
- 六 内地に船舶港を有する船舶にして本則の規定に依り特別検査を受け且臺灣汽船検査規則に依り検査を受けたるものか其の検査證書の有効期間内に於て内地各港の間、内地と臺灣との間又は内地と外國との間を航行せんとするとき
- 六 臺灣に船舶港を有する船舶にして本則の規定に依り特別検査を受け且臺灣汽船検査規則に依り検査を受けたるものか其の検査證書の有効期間内に於て船舶検査法第十
- 七 管海官廳の認可を受け倉庫船又は繫留船の繫留地を變更する爲め之を回航せしむる

○船舶検査法施行細則拔萃

三四一

八 管海官廳の認可を受け朝鮮臺灣樺太又は外國の沿岸又は其の湖川港内に使用する目的を以て船舶を其の目的地まで回航せしむるとき
前項第二號、第三號又は第七號第八號の場合に於ては船舶に旅客又は貨物を搭載することを得ず○第一項第五號又は第六號の船舶が旅客船なる場合に於て検査官吏に於て必要と認むるときは旅客及び旅客室に關する設備を検査し本則及び船舶検査規程の規定に依らしむることを得

第三十三條 外國に於て製造せられ又は國籍を取得したる日本船舶を船籍港まで回航せしむるに當り旅客又は貨物を搭載せんとするときは船長は造船者其他相當の技能を有する者に於て船舶の航海に適する旨を證したる書面を申請書に添附し帝國領事の認可を申請すへし○帝國領事に於て前項の申請を認可したるときは回航認可證書を交付す

第三十四條 左に掲ぐる場合に於て最寄管海官廳に申請し其の認可を受け船舶検査證書又は假證書に記載する航路定限又は航行期間を超えて船舶航行の用に供することを得

一 日本船舶を所有することを得ざる者に船舶を讓渡す目的を以て之を朝鮮臺灣樺太又は外國まで回航せしむるとき

二 朝鮮臺灣樺太又は外國の沿岸又は其の湖川港内に使用する目的を以て船舶を其の目的地まで回航せしむるとき

三 臺灣に船籍港を變更する爲め船舶を該島まで回航せしむるとき

四 船體若しくは機關の要部又は重要な屬具を修繕する爲め工場所在地まで且つ工場所在地より検査執行地まで船舶を回航せしむるとき

四の二 管海官廳所在地外の場所に於て一部の検査を受けたる船舶を殘餘の検査を受くる爲め管海官廳所在地まで回航せしむるとき

五 第二十五條第二項の規定に依り検査の引繼又は囑託を爲す場合に於て他の管海官廳の管轄區域内まで船舶を回航せしめ且つ囑託の場合に於ては囑託を爲したる管海官廳の管轄區域内まで更に回航せしむるとき

六 航路定限内の地に検査執行地なき場合に於て検査を受くる爲め船舶を検査執行地まで回航せしむるとき

七 船舶検査證書の有効期間満了したる場合に於て検査を受くる爲め船舶を航路定限内の検査執行地まで回航せしむるとき

八 航路定限外の地に在る船舶を航路定限内まで回航せしむるとき

九 航路定限變更の爲め船舶を航路定限外に回航せしむるとき

十 海難救助其他管海官廳に於て已むを得ざる事由あるものと認むる場合に限り一時船舶を航路定限外に回航し再び航路定限内に回航せしむるとき
前項第一號乃至第三號又は第五號の場合に於て旅客及び貨物を搭載せざるときは認可を

○船舶検査法施行細則抜萃

三四四

受くることを要せず但し第一號乃至第三號の場合に於ては最寄管海官廳に届出つへし
第三十五條 第三十二條第一項第七號第八號及び前條の規定に依り認可を受けんとするこ
きは前條第五號の場合を除く外検査申請人より事由を具したる申請書を差出すへし○前
條各號の場合に於て旅客又は貨物を搭載せんとするときは其の旨を前項の申請書に附記
すへし○管海官廳は前項の申請書に記載したる事由は正當にして且其船舶は回航に適す
るものと認めたるときは旅客又は貨物を搭載し得るや否やを決し回航認可證書を交付す
第三十六條 朝鮮臺灣樺太又は外國より歸航の途中に在る船舶が内地以外の地に於て航行
期間の満了したる場合に之を其の到達港まで回航せしめんとするときは船長は外國にあ
りては最寄帝國領事に其の他の地方に在りては當該管海官廳に其認可を申請すへし但し
外國に在りては相當の技能を有する者に於て船舶の航海に適する旨を證したる書面を申
請書に添附することを要す○前條第二項及び第三項の規定は前項の場合に之を準用す
第三十六條の二 遠洋航路の定期航海に従事する船舶十五年未滿の船舶が航行期間満了し
又は航海の途中航行期間満了すべき場合に於て検査を受ける爲め之を其の外國に於ける
到達港まで回航せしめんとするときは船舶所有者は事由を具したる書面を提出し最寄管
海官廳に其認可を申請すへし○第三十五條第二項及第三項の規定は前項の場合に之を準
用す

第三十七條 回航認可證書は第五號書式に依る(書式略)

回航認可證書の有効期間は回航に要する期間を標準として當該管海官廳又は帝國領事之
を定む但し前條の場合に於ては航行期間満了後三十日を超過することを得ず
船舶が目的地に到着したるときは回航認可證書は有効期間満了前と雖も其の效力を失ふ
第三十八條 左に掲ぐる場合に於ては船舶検査證書又は假證書を管海官廳に返還すへし
一 船舶が滅失若しくは沈没したるとき又は解散せられたるとき
二 船舶が船舶検査法の規定に依りて検査を受けることを要せざるものと爲りたるとき
三 船舶の航行期間又は假證書の有効期間満了のとき
四 漁船検査證書を受有する船舶が第二十六條第六項に該當せざるに至りたるとき
第十一條の規定に依り検査を受けたる船舶が到達港に到着したるときは其の港に於ける
帝國領事若しくは其の港に帝國領事館なきときは其の後最初に到着したる港に於ける帝國領
事に乙種船舶検査證書を返還すへし
第三十九條 左に掲ぐる場合に於ては舊船舶検査證書又は舊假證書を管海官廳に返還すへ
し(一)假證書を受けたる船舶に對し船舶検査證書の交付を受けたるとき
(二)船舶検査證書又は假證書の書換を受けたるとき
(三)船舶検査證書又は假證書の毀損に因り其の再交付を受けたるとき
第四十條 船舶検査證書又は假證書の返還は第三十八條第一項第一號又は第二號の場合に
於ては其の事實ありたる日若しくは其の事實を知りたる日より十日以内に船舶所有者、船

○船舶検査法施行細則抜萃

三四五

船管理人又は船舶借入人を爲し同項第三號の場合に於ては遅滞なく、第三十九條各號の場合に於ては新船舶検査證書又は新假證書と引換に船長之を爲すへし但し船長の在らざる場合に於ては船舶所有者船舶管理人又は船舶借入人を爲すへし

船舶検査證書又は該證書を返還する義務ある者の所在分明ならざるべき又は死亡したるときは現に船舶検査證書又は該證書を保管する者に於て前項の手續を爲すへし

第四十一條 適航證書を受有する船舶に對し船舶検査證書又は該證書の交付ありたるときは船長は之と引換に適航證書を管海官廳に返還すへし○適航證書の有効期間満了のときは又は效力を失ひたるときは船長より五日以内に前項の手續を爲すへし

第四十二條 船舶検査證書、該證書又は適航證書を返還すべき場合に於て之を返還するに能はざるときは返還の義務ある者は當該管海官廳に其の事由を説明すへし○前項に掲けたる書類の滅失したるとき又は返還すべき場合に於て返還せざるときは管海官廳は其無効なることを官報に公告す但し該書類に記載したる有効期間満了の後は此限に在らず

第四十三條 回航認可證書の有効期間満了のときは又は效力を失ひたるときは船長より五日以内に管海官廳に之を返還すへし○第四十二條第一項の規定は前項の場合に之を準用す

第四十四條 船長は船舶検査證書、假證書、適航證書又は回航認可證書を船内最も見易き場所に掲げ置くへし○沿海航路以下船舶に在りては船長は其の氏名を記載したる標札を前項に掲ぐる證書に併せて掲げ置くへし

第四十五條 検査官吏検査を結了したるときは船舶検査手帖を封緘し之を船長に交付す

船舶検査手帖は船長に於て之を船内に保管すへし○船舶検査手帖は検査官吏に於て檢閲する場合を除く外何人とも雖も之を開封することを得ず

第四十六條 船舶検査手帖を滅失若し毀損したるときは船長は遅滞なく其事由を具し管海官廳に再交付を申請すへし○船舶検査手帖の毀損に因り其再交付を受けたるときは船長は之と引換に舊船舶検査手帖を管海官廳に返還すへし○船舶検査手帖の封筒を滅失若し毀損したるときは船長は遅滞なく其事由を具し管海官廳に更に封緘を申請すへし

第四十七條 適航證書又は回航認可證書を滅失若し毀損したるときは船長は遅滞なく其の事由を具し最寄管海官廳に其の再交付を申請すへし

適航證書若しくは回航認可證書の毀損に因り其の再交付を受けたるときは船長は之と引換に舊適航證書若しくは舊回航認可證書を管海官廳に返還すへし

第四十八條 航路を分ちて左の四種とす

一 遠洋航路 二 近海航路 三 沿海航路 四 平水航路

第四十九條 遠洋航路とは内外國の各地に通する航路を謂ふ

第五十條 近海航路とは東經百十三度より同百七十度及び北緯二十一度より同六十三度に至る線内の航路を謂ふ

第五十一條 沿海航路とは左に掲る各區内の航路を謂ふ (二十九區詳細略す)

第五十二條 平水航路とは湖川港内及び左に掲ぐる各区内の航路を謂ふ(三十區詳細略す)
第五十三條 沿海航路又は平水航路を航路定限と爲さんとする汽船は第五十一條又は第五十二條に掲げたる區域中相連續するものに限り二區を併せて之を航路定限と爲すことを得○沿海航路を航路定限と爲さんとする帆船は第五十一條に掲げたる區域中相連續するものに限り二區以上を併せて之を航路定限と爲すことを得

第五十四條 沿海航路を航路定限と爲す帆船にして第五十一條に掲げたる區域中第二區を土佐國室戸崎まで、第二十五區を擇提島沿岸まで延長せんとするとき又は平水航路を航路定限と爲す船舶にして第五十二條に掲げたる湖川港より其の船舶の最強速力を以て二時間以内に往復し得べき平水航路外の場所へ航行せんとするときは其の事由を具し管海官廳へ其の認可を申請することを得

第五十五條 各船舶の航路定限は検査官吏に於て當該船舶が申請の航路に堪ふるや否やを査覈し前六條に掲げたる區域以内に於て之を定む○検査官吏に於て申請の航路が季節に依りて危険ありと認むるときは期間を附して航路定限を定むべきものとす

第五十六條 船舶の航行期間内に於て航路を變更せんとする者は申請書に新舊航路定限を列記し船舶検査手帖を添へ之を管海官廳に差出し其の認可を申請すへし

第七十五條 船舶の航行期間内に於て左に掲ぐる場合の一に該當するときは船舶所有者、船舶管理人、船舶借入人又は船長は其の旨管海官廳へ届出つへし

一 船舶を入渠若くは上架せんとするとき

二 船體若くは機關の要部又は重要な屬具に損傷を生じたるとき又は之を修繕變更せんとするとき

三 汽機、發動機若くは汽鐘を取放したるとき又は螺旋軸を拔出したるとき

第七十五條の二 汽船の検査を受くるときは検査申請人は當該管海官廳の指定する所に從

ひ附録汽船検査手数料表に定むる検査手数料を納付すへし

第七十六條 船舶検査證書、適航證書、回航認可證書若くは臨時旅客定員證書の交付を受けたるとき又は船舶検査證書の裏書を受けたるときは汽船に在りては貳圓帆船に在りては壹圓の手数料を納付すへし○第四十六條第一項の規定に依り船舶検査手帖の再交付を受けたるときは汽船に在りては五圓帆船に在りては參圓の手料を納付すへし

第七十七條 前二條の手料は其の金額に相當する收入印紙を手料納付書に貼付して之を納付すへし○手数料納付書に貼付したる印紙は管海官廳に於て消印を爲すへきものとす但し申請人に於て自己の便宜上消印を爲すは妨なし

検査手数料納付書には船舶の名稱、總噸數、検査の種類、臨時検査に於ける臨檢回数、休暇日に於ける臨檢回数及び手数料額を記載すへし

第七十八條 船舶検査法施行地以外に於て船舶の検査を受くるときは検査申請人は當該管海官廳の指定する所に從ひ検査官吏の出張に要する成規の旅費を交付すへし

船舶法施行細則第五十三條第一項の場合に於て出張したる検査官吏の検査を受くるときは其の旅費は相互に之を通算す
第七十九條 前四條の規定は官廳の請求に依りて検査を行ひ又は書類を交付する場合に之を適用せず

第八十條 左の場合に該當する者は貳拾五圓以下の罰金に處す

- 一 第五章の規定に依り船舶検査證書、假證書の書換を申請せざるべき又は船舶検査證書、假證書、適航證書、回航認可證書若しくは船舶検査手帖の再交付を申請せず又は之を返還すべき義務を怠りたるべき
- 二 第三十二條第二項の規定に反し旅客若しくは貨物を搭載し又は第三十三條の規定に反し回航認可證書を受けずして旅客若しくは貨物を搭載し又は第三十五條、第三十六條若しくは第三十六條の二の規定に反し回航認可證書に明許を受けずして旅客若しくは貨物を搭載したるとき
- 三 第四十四條、第六十條又は第六十六條第二項の規定に反し船舶検査證書、假證書、適航證書、回航認可證書、船長の氏名、旅客室の等級、旅客定員三等室客棚配置圖又は臨時旅客定員證書を表示せざるべき
- 四 第四十五條第二項の規定に反し船舶検査手帖を船内に保管せざるべき又は同條第三項の規定に反し船舶検査手帖の封緘を開封したるとき

五 第四十六條の規定に反し船舶検査手帖の封筒の封緘を申請せざるべき

六 第六十一條の規定に反し旅客室と船員常用室とを區別し置かさざるとき

七 第六十八條の規定に反し臨時旅客定員證書の返還を怠りたるべき

八 第七十一條第一項の規定に反し安全辦の鍵を船内に保管せざるべき又は同條第二項の規定に反し安全辦の鍵の封緘を開封したるとき

九 第七十一條第三項の規定に反し安全辦の鍵又は其の封筒を滅失若しくは毀損したるとき又は安全辦の鍵の封緘を開封したる場合に於て更に封鎖の申請を爲さざるとき

十 第七十五條の規定に反し届出を爲さざるとき

第八十一條 本章の規定中船長に適用すべきものは船長に代はりて其の職務を行ふ者にも亦之を適用す

第八十二條 本章の規定中船舶所有者船舶管理人又は船舶借入人に適用すべきものは刑法第七十八條乃至第八十條の規定に依り其者の罪を論ずべからざる場合に在りては其法定代理人に適用し商事會社其他の法人の場合に在りては其代表者又は清算人に之を適用す

(一六) 船舶積量測度規程

(大正三年七月十七日 遞信省令第一六號)

第一條 長、幅、深、高及厚を測定するには噸數を以て積量を表示する船舶に在りては噸

○船舶積量測度規程

○船舶積量測定規程

を以て單位とし石數を以て積量を表示する船舶に在りては尺を以て單位とし單位下は二位に止め三位以下は四捨五入すへし但し分長點及分深點の間隔を算定するには單位下は三位に止め四位以下は四捨五入すへし面積、容積及噸數を算定するには單位下は二位に止め三位以下は四捨五入し石數を算定するには單位に止め單位下は四捨五入すへし

第二條 量噸甲板の長を稱するは左の各號に掲ぐるものを謂ふ

- 一 甲板を備ふる船舶に在りては中心線に於て量噸甲板上に沿ひ船首内張板の内面より船尾内張板の内面に至る距離を測り之より船首に於ては甲板の厚に従ひ船首材の傾斜に對する甲板の長を減し、船尾に於ては甲板の厚に終尾船梁々矢の三分の一を加へたるものに従ひ船尾肋骨の傾斜に對する甲板の長を減したるもの
- 二 甲板を備へざる船舶に在りては舷側外板の上面に於て中心線にて船首内張板の内面より船尾内張板の内面に至る距離

第三條 分長點を稱するは量噸甲板の長を左表に依り等分したる點及首尾兩端の點を謂ふ

量噸甲板の長	等分數
五十呎以下	四
五十呎を超へ百二十呎以下	六

百二十呎を超へ百八十呎以下	八
百八十呎を超へ二百二十五呎以下	十
二百二十五呎を超ゆるもの	十二

第四條 分長點の深を稱するは左の各號に掲ぐるものを謂ふ

- 一 甲板を備ふる船舶に在りては中心線に於て量噸甲板の下面より二重底内底板、肋板又は肋根材の上面迄の深を測り之より船底内張板の平均の厚及梁矢の三分の一を減したるもの
- 二 前號の船舶の二重底内底板が凸面なるときは中心線に於て量噸甲板の下面より内底板迄の縁板の上面迄の平均の深を測り之より船底内張板の平均の厚及梁矢の三分の一を減したるもの
- 三 甲板を備へざる船舶に在りては舷側外板の上面より肋板又は肋根材の上面迄の深を測り之より船底内張板の平均の厚を減したるもの

第五條 分深點を稱するは量噸甲板の長の中央に於ける分長點の深に應し左表に依り各分長點の深を等分したる點及上下兩端の點を謂ふ

○船舶積量測定規程

量噸甲板の長の中央に於ける分長點の深	等 分 數	
	二重底内底板 が凹面なるとき	其の場合
十六呎以下	五	四
十六呎を超ゆるもの	七	六

副分深點を稱するは二重底内底板が凹面なる場合に於て最下の分深點間隔を四等分したる點を謂ふ

第十二條 分長點に於ける横截面積を算定するには左の規定に依る

- 一 分長點の深を四等分又は六等分したるときは分深點を上端より數へ偶數に當る幅は四倍し上下兩端を除き奇數に當る幅は二倍し其の和に上下兩端の幅を加へ之に分深點間隔の三分の一を乗すへし
- 二 分長點の深を五等分したるときは分深點を上端より數へ五分深點以上の部分に於ては前號の規定を適用し最下分深點間隔の部分に於ては五分深點及第六分深點の幅の四分の一を副分深點を上端より數へ其の第一及第三の幅と第二の幅の二分の一を加へ之に分深點間隔の三分の一を乗し各部分を加ふへし
- 三 分長點の深を七等分したるときは分深點を上端より數へ七分深點以上の部分に於ては第一號の規定を適用し最下分深點間隔の部分に於ては前號の規定を準用し各部分を加ふへし

ては第一號の規定を適用し最下分深點間隔の部分に於ては前號の規定を準用し各部分を加ふへし

第十七條 量噸甲板上各甲板間の噸數を算定するには甲板間の高の中央に於て中心線にて船首内張板の内面より船尾内張板の内面に至る長を測り之を量噸甲板の長の等分數にて等分し各分長點の高の中央に於て内面の幅を測り之を船首より數へ偶數に當る幅は四倍し首尾兩端を除き奇數に當る幅は二倍し其の和に首尾兩端の幅を加へ之に分長點の間隔の三分の一及甲板間の平均の高を乗じて得たる容積を百にて除すへし

第十八條 上甲板上及舷端以上蔽圍したる場所の噸數を算定するには左の規定に依る

- 一 量噸甲板の長の二分の一以下の長を有する船樓甲板室其他蔽圍したる場所に在りては高の中央にて前後及中央に於ける内面の幅を測り中央の幅の四倍に前後の幅を加へ之に平均の長の六分の一と平均の高を乗じて得たる容積を百にて除すへし
- 二 量噸甲板の長の二分の一を超ゆる長を有する船樓、甲板室其他蔽圍したる場所に在りては其の長を四等分し前條に規定する方法を準用すへし

第二十條 船樓、甲板室其他の場所又は其の一部にして其の側壁又は端壁に幅三呎以上高四呎以上縁材を附するときは其の高二呎以下なる一箇以上の出入口を有し之に扉又は之に準すべき常設閉鎖装置を備へざるときは其の噸數を總噸數に算入せず但し旅客に供用せらるゝ場合又は出入口一箇のみを有する船樓にして其の兩舷側に適當の排水口及排

水孔を備へざる場合は此の限に在らず

第二十五條 登簿噸數の算定に付總噸數より控除すべき場所の算定に付ては特に規定ある場合を除くの外第十八條の規定を準用す

第二章 航海及び航路

第一項 海 難

(一) 海上衝突豫防法 (改正明治三十九年四月 法律第四四號)

總 則

本法は海洋と海洋接續の場所とを問はず凡そ航洋船の運航し得べき水上に於ける船舶に適用す本法中汽船と雖帆を以て運轉し汽力を用ゆるときは帆船と看做し汽力を用ふるときは帆を用ふるを以て用ゆるとの別なく汽船と看做すべし

本法中汽船とは凡そ機關の作用に因て運轉する船舶を謂ふ

本法中船舶航行中とは碇泊若しくは繫留又は坐礁、膠沙に非ざる場合を謂ふ

船 燈

本法中船燈に關して見得べき晴天の暗夜に於て認め得るを謂ふ

第一條 船燈に關する規定は天氣の如何に關せず日没より日出まで必ず遵守すべし此の時

間中は本法に定めたる船燈の外之に紛れ易き燈を掲ぐべからず

第二條 汽船は航行中必ず左の燈を掲ぐべし

一 前橋若しくは其の前面に於て又は前橋を具へざるときは本船の前方に於て船體上二十尺より低からざる所に若船幅二十尺を超ゆるときは其の船幅より低からざる所に亮明の白燈一箇を掲ぐべし然れども船體上四十尺以上の所に掲ぐるを要せず此の燈は常に不同なき光を發して鐵盤の二十點間を照すべく製造し其の射光を左右舷外へ十點間つゝ即ち船の正首より各舷正横後の二點まで及ぶべき様装置し且少くも五海里の距離より見得べきものを用ふべし

二 右舷に綠燈を掲ぐべし此の燈は常に不同なき光を發して鐵盤の十點間を照すべく製造し其の射光を船の正首より右舷正横後の二點まで及ぶべき様装置し且少くも二海里の距離より見得べきものを用ふべし

三 左舷に紅燈を掲ぐべし此の燈は常に不同なき光を發して鐵盤の十點間を照すべく製造し其の射光を船の正首より左舷正横後の二點まで及ぶべき様装置し且少くも二海里の距離より見得べきものを用ふべし

四 本條第二項第三項の船燈には其の燈より前に少くも三尺突出したる隔板を其の燈の内側に装置し右舷の綠光は左舷にある船より、左舷の紅光は右舷にある船より見得

さる様に爲すへし

五 汽船航行中は本條第一項に規定したる白燈の外に同種の白燈一箇を増掲するを得但し此の場合に於ては其の兩燈を龍骨線上前後に隔て其の前燈を後燈より少くも十五尺下方に掲げ其の前後の距離は上下の距離よりも多きを要す

第三條 汽船他船を引き航行するときは兩舷燈を掲ぐるの外に白燈二箇を上下に少くも六尺を隔て連掲すへし此の白燈は第二條第一項の白燈と同一の構造にして且同一の場所に掲ぐるを要す然れども二艘以上を引き航行するときは其の引きたる船の船尾と最後に引かるゝ船の船尾との距離六百尺以上の場合に於ては右二箇の白燈より上方若くは下方六尺の所に尙同種の白燈一箇を増掲すへし

本條の引船は引かるゝ船舶の操舵目標として烟突若くは後橋の後面へ小形の白燈一箇を掲ぐるを得但し此の白燈は本船正横より前面に見得ざる様に爲すを要す

第四條 事變の爲運轉自由を得ざる船舶は夜間にありては第二條第一項に規定したる白燈と同一の高さに於て最も見得易き所に(汽船なれば其の白燈の代りに)二箇の紅燈を上下に少くも六尺を隔て連掲すへし此の紅燈は周回少くも二海里の距離より見得べきものたるを要す又晝間にありては最も見得易き所に直徑二尺の黒球若くは黒色の形象二箇を上下に少くも六尺を隔て連掲すへし

海底電信線の布設又は引揚に従事する船舶は夜間にありては第二條第一項に規定したる

白燈の位置に於て(汽船なれば其の白燈の代りに)三箇の燈を上下に少くも六尺つゝを隔て連掲すへし但し此の燈三箇の内上下の二箇は紅色中央の一箇は白色にして周回少くも二海里の距離より見得べきものたるを要す又晝間にありては最も見得易き所に直徑二尺以上の形象三箇を上下に少くも六尺つゝを隔て連掲し其の上下の二箇は紅色球形を用ひ中央の一箇は白色堅菱形を用ふへし○本條の船舶全く運行せざるときは舷燈を掲ぐへからず然れども運行するときは必ず之を掲ぐへし○本條規定の燈及形象は運轉自由を得ずして他船の航路を避くる能はざるの信號と認むへし

本條の信號は難船信號と混同すへからず難船信號は第三十一條に於て之を規定す

第五條 航行中の帆船及他船に引かれて運行する船舶は第二條第二項第三項の舷燈のみを掲ぐへし決して同條第一項の白燈を掲ぐへからず

第六條 小形船航行中天氣の模様により綠紅の二舷燈を掲置き難きときは何時にても使用し得べき様點火して之を手近かに備へ置き他船の我船に近寄り來るか又は我船の他船に近寄り行くときは衝突を防ぐに充分なる時間を見定めて其の舷燈を他船より最も見得易き様各舷に表示すへし但し此の時綠光は左舷より、紅光は右舷より見得す且成るべく各舷正横後の二點より後方へ見得ざる様に爲すを要す○此の綠紅の各燈を間違ひなく容易に取扱ふ爲綠燈は綠色紅燈は紅色にて外面を塗り且適當の隔板を備置くへし

第七條 總積量四十噸未滿の汽船總積量二十噸未滿の帆船及櫓權を以て運轉する船航行中

は必ずしも第二條第一項第二項第三項に規定したる燈を掲ぐるを要せず然れども若之を掲げざるべきは必ず左の規定に依るへし

一 四十噸未満の汽船

甲 船の前部又は烟突若しくは其前面に於て舷線上九尺より低からず且最も見易き所に第二條第一項に規定したる構造装置にして少くも二海里の距離より見得べき白燈一箇を掲ぐへし

乙

第二條第二項第三項に規定したる構造装置にして少くも一海里の距離より見得べき緑紅の二舷燈を掲ぐるか又は船首より各舷正横後の二點まで右舷は綠色左舷は紅色の射光を及すべく製造したる兩色燈一箇を掲ぐへし但し此の燈は白燈より少くも三尺下方に掲ぐるを要す

二 汽艇は第一項甲の白燈を舷線上九尺の所より下方に掲ぐるを得然れども其の白燈は

乙の兩色燈より高きを要す

三 二十噸未満の帆船は帆を用ふるに櫃櫃を用ふるに拘はらず一面は綠色一面は紅色の玻璃を用ふるたる燈籠一箇を手近かに備置き他船の我船に近寄り來るか又は我船の他船に近寄り行くべきは衝突を防ぐに充分なる時間を見定めて之を表示すへし但し此の時線光は左舷より紅光は右舷より見得ざる様に爲すを要す

四 櫃櫃を以て運轉する船は櫃櫃を用ふるに帆を用ふるに拘はらず白色の燈籠一箇を

手近かに備置き衝突を防ぐに充分なる時間を見定めて臨時之を表示すへし

本條の諸船は第四條第一項及第十一條末項の燈を掲ぐるに及ばず

第八條 水先船水先業務の爲め其營業所に在る時は他船に要する燈を表示せず周回より見得べき白燈一箇を檣頭に掲げ且十五分時を超ゆる短時の間隙を以て閃火一箇若しくは數箇を發すへし○水先船には點火したる舷燈を用意し置き他船の我船に近寄り來るか又は我船の他船に近寄り行くべきは我船の進行する方向を示す爲め短時の間隙を以て之を表示すへし但し此の時線光は左舷より紅光は右舷より見得ざる様に爲すを要す

水先人を要招する船舶へ直付けすべき水先船は白燈を檣頭に掲ぐる代りに隨時之を表示し又前項の舷燈の代りに一面は綠色、一面は紅色の玻璃を用ふるたる燈籠一箇を手近かに備置き前項の規定に依り之を使用するを得○免許水先人の業務に專用する水先汽船水先業務の爲め其の營業所にありて碇泊せざるべきは第一項の規定に依り水先船に要する燈及閃火の外に檣燈の下方八尺の所に周回少くも二海里の距離より見得べき紅燈一箇を増掲し且航行中の船舶に要する舷燈を掲ぐへし○前項の水先汽船水先業務の爲め其の營業所にありて碇泊するべきは第一項の規定に依り水先船に要する燈及閃火の外に前項の規定に依り紅燈を増掲すへし但し舷燈を掲ぐへからず○水先船其の營業所にあるも水先業務に従事せざるべきは其の積量に相當する他船と同様の燈を掲ぐへし

第九條 漁船は航行中特に本條に規定ある場合を除く外其の積量に相當する航行中の船舶

に對して規定したる燈を掲ぐるか又は之を表示すへし

一 無甲板船即ち全部張詰めたる甲板に因りて海水の浸入を防かざる船夜間漁業に従事するに當り其の放出する漁具の端と本船との水平上の距離が百五十尺以内なるときは周回より見得へき白燈一箇を掲ぐへし

無甲板船夜間漁業に従事するに當り其の放出する漁具の端と本船との水平上の距離が百五十尺を超ゆるときは周回より見得へき白燈一箇を掲げ且我船の他船に近寄り行くとき又は他船の我船に近寄り來るときは其の白燈の下方に少くも三尺を隔て且漁具の結着したる方向に於て水平上少くも五尺を隔て白燈一箇を増表すへし

二 第一に規定したる無甲板船を除く外流し網を用ゐて漁業に従事する船舶は網の全部又は一部水中に投下しある間は最も見得易き所に白燈二箇を掲ぐへし此の兩燈は上下の距離六尺より少からず十五尺より多からず且龍骨線にて測りたる前後の距離五尺より少からず十尺より多からざる様其の一燈を他燈の下方に裝置し其の下燈は網の方向に掲ぐへし此の兩燈は周回少くも三海里の距離より見得へきものたるを要す

三 總積量二十噸未満の帆走漁船は地中海及日本國並韓國の沿海に於ては必しも兩燈中其の下燈を掲ぐるを要せず然れども之を掲げざるときは他船の我船に近寄り來るか又は我船の他船に近寄り行くとき少くも一海里の距離より見得へき白燈一箇を同一の位置(網又は漁具の方向に於て)に表示すへし

三 第一に規定したる無甲板船を除く外延繩を用ゐて漁業に従事するに當り延繩を結着し又は之を曳入る船舶にして碇泊せず又は第八に依り停留せざるものは流し網を用ゐて漁業に従事する船舶と同一の燈を掲ぐへし其の延繩を延へ又は曳繩を用ふるものは其の船の種類に應じ航行中の汽船又は帆船に對して規定したる燈を掲ぐへし

四 總積量二十噸未満の帆走漁船は地中海及日本國並韓國の沿海に於ては必しも兩燈中其の下燈を掲ぐるを要せず然れども之を掲げざるときは他船の我船に近寄り來るか又は我船の他船に近寄り行くとき少くも一海里の距離より見得へき白燈一箇を同一の位置(釣繩の方向に於て)に表示すへし

四 打たせ網(總て海底に漁具を曳くものを包含す)を用ゐて漁業に従事する船舶は左の規定に依るへし

甲 汽船は第二條第一項に規定したる白燈の位置に三色の燈籠一箇を掲げ尙其の下方六尺より少からず十二尺より多からざる所に白色の燈籠一箇を増掲すへし此の三色燈は船の正首より左右各二點までは白色其れより各舷正横後の二點までは右舷は綠色左舷は紅色の射光を及すべく製造し且裝置するを要し又白燈は常に不同なく

乙 汽船は常に不同なく亮明の光を發して周回を照すべく製造したる白色の燈籠一箇を掲げ且他船の我船に近寄り來るか又は我船の他船に近寄り行くときは衝突を防